

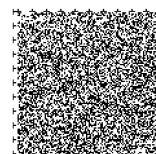
---

# 「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぱらん』」

---

令和3年3月

知立市





## はじめに

知立市では、ひとりひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合う『顔の見える関係づくり』や『共に生きる社会づくり』のため、様々な施策を推進してまいりました。

障がい福祉分野においては、平成10年に障がい福祉の方向性を示す「知立市障害者基本計画」を、平成18年には、障がい福祉施策及び障がい福祉サービスの提供を一体的に整理した「はっぴいぷらん 知立市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、以降、障がい福祉を取り巻く環境や制度等の変化に対応しながら計画の見直しを重ね、各種事業を推進してまいりました。



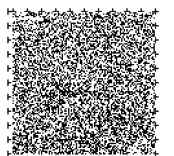
近年では、主要課題に対応するため、当事者団体や支援団体、サービス提供事業所等と行政が連携した各部会を設置し、定期的な意見交換や障がい福祉施策への反映を行うとともに、関係者の皆様のご協力のもと、平成30年度の知立市手話言語条例の公布や令和2年度の児童発達支援センター（知立市立ひまわり園）の設立等に取り組んでまいりました。また、「福祉を育む意識づくり」として、福祉健康まつりの実施や、関係団体等への活動支援をはじめ、福祉関連の職員研修についても継続して実施するとともに、障がい者相談支援員の拡充を行い、丁寧な相談体制づくりに努めてまいりました。

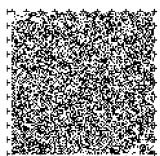
この度、令和2年度に「第3期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」及び「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」が終了することにもない、「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」及び「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定しました。今後も第4期知立市障がい者計画に基づき、障がい福祉及び障がい児福祉の更なる充実を図ってまいります。

結びにあたりまして、計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、ヒアリング調査にご協力をいただきました障がい福祉団体及び教育・保育関係者の皆様、サービス提供事業所の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました知立市人にやさしい街づくり推進協議会、知立市障がい者地域自立支援協議会、関係部会の皆様ならびに関係各位に、心からお礼申し上げますとともに、この計画の着実な推進のため、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

知立市長 林 郁 夫



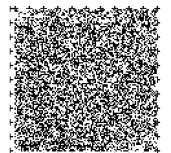


---

# 第4期知立市障がい者計画 『はっぴいぱらん』

---

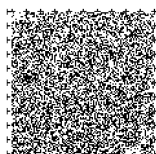
2021年（令和3年度）～ 2026年（令和8年度）



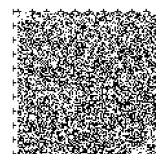
## 目次

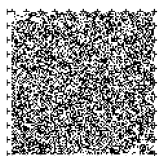
---

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
(1) 計画策定の背景と趣旨 .....	1
(2) 近年の障がい者関連法整備の主な動き .....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ .....	3
(1) 計画の法的根拠 .....	3
(2) 計画の位置づけ .....	4
(3) 計画の期間 .....	4
(4) 国の「第4次障害者基本計画」のポイント .....	5
(5) 国の「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」のポイント .....	6
3 計画の策定体制 .....	7
(1) アンケート調査 .....	7
(2) ヒアリング調査 .....	7
(3) 各種会議等 .....	8
(4) パブリックコメントの実施 .....	9
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く現状</b> .....	10
1 統計からみる現状 .....	10
(1) 人口の推移 .....	10
(2) 障がい者数等の推移 .....	11
(3) 手帳所持者の等級別、区分別割合の推移 .....	12
(4) 年齢別障がい者数の推移 .....	13
(5) 障がいのある児童生徒が通う学校の割合 .....	14
(6) 放課後児童クラブの利用児童割合 .....	15
(7) 公私立保育所の入所割合 .....	15
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	16
1 計画の基本理念 .....	16
(1) 第6次知立市総合計画における方向性 .....	16
(2) 計画の基本理念 .....	16
(3) 重点的に取り組む視点 .....	17
2 計画の施策体系 .....	19
<b>第4章 障がい者計画</b> .....	20
<b>施策1. 差別解消・権利擁護等、社会参加への支援</b> .....	20
<b>施策1-（1）障がいのある人に対する理解を深めるための基盤づくり</b> .....	21
<b>施策1-（2）当事者団体等への支援の充実</b> .....	24
<b>施策1-（3）地域における支え合いの仕組みづくり</b> .....	26
<b>施策1-（4）交流活動の促進</b> .....	28
<b>施策1-（5）学習、スポーツ、文化・芸術活動等への支援</b> .....	30
<b>施策1-（6）権利擁護・虐待防止の推進</b> .....	32



施策2. 地域生活支援の充実 .....	34
施策2-（1）在宅生活を支える福祉サービスの充実 .....	35
施策2-（2）生活の場の充実 .....	37
施策3. ユニバーサルデザインの推進 .....	40
施策3-（1）人にやさしいまちづくりの推進 .....	41
施策3-（2）歩道・公園等の整備 .....	43
施策4. 安全・安心のまちづくり .....	45
施策4-（1）防災ネットワークの構築 .....	46
施策4-（2）防犯対策、消費者トラブルの防止及び被害からの救済 .....	52
施策5. 療育・教育・子育て支援の充実 .....	53
施策5-（1）療育体制の充実 .....	54
施策5-（2）就学前の障がいのある児童への支援の充実 .....	56
施策5-（3）一人ひとりのニーズに応じた教育の推進 .....	58
施策5-（4）発達障がいのある児童への支援の充実 .....	62
施策5-（5）休日や放課後の生活の充実 .....	64
施策6. 雇用・就労の促進 .....	65
施策6-（1）一般就労機会の拡大 .....	66
施策6-（2）福祉的就労の支援 .....	68
施策6-（3）就労相談・情報提供の充実 .....	70
施策7. 保健・医療の充実 .....	72
施策7-（1）障がいのある児童の早期発見 .....	73
施策7-（2）障がいの原因となる疾病の予防 .....	76
施策7-（3）医療サービスの実施 .....	77
施策7-（4）難病患者等に対する支援の充実 .....	79
施策7-（5）こころの健康づくりの推進 .....	79
施策8. 相談・情報提供の充実 .....	81
施策8-（1）相談支援の充実 .....	82
施策8-（2）情報提供の充実 .....	84
施策8-（3）コミュニケーション支援の充実 .....	86
参考 重点的に取組む視点（P17）と関連事業 .....	87
<b>第5章 計画の推進 .....</b>	<b>89</b>
1 計画の推進体制 .....	89
（1）庁内の連携体制の整備 .....	89
（2）国や県、近隣自治体との連携 .....	89
（3）市民・関係団体等との協働による障がい福祉の推進 .....	89
2 計画の進捗管理 .....	89
<b>資料編 .....</b>	<b>90</b>







# 第1章 計画策定にあたって

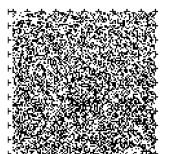
## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、様々な障がい者施策の制度改革が進められてきました。平成23年の「障害者基本法」の改正をはじめ、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行、平成25年の「障害者自立支援法」の改正や「障害者雇用促進法」の改正といった国内の法整備を経て、平成26年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。また、平成28年には「障害者差別解消法」が施行されるとともに、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が可決され、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援などの見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を確保するため、都道府県、市町村において障がい児福祉計画が策定されることとなりました。

愛知県においては、平成19年に「第1期愛知県障害福祉計画」が策定され、平成26年には、「あいち健康福祉ビジョン2020」の障がい者支援に係る記載部分が、愛知県障害者計画と位置付けられました。

本市では、平成10年に、障がい者福祉の方向性を示す「知立市障害者基本計画（平成10年度から19年度）」を策定しました。また、平成18年3月には、障がい者施策及び障がい福祉サービスの提供を一体的に整理した「はっぴいぷらん 知立市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障がい者福祉を取り巻く制度等の変化を踏まえ、計画の見直しを重ねながら各種事業を推進してきました。この度、令和2年度に「第3期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」（平成27年度から令和2年度）及び「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（平成29年度から令和2年度）」が終了することにもない、「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」及び「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定します。

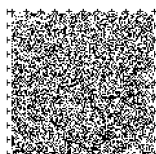


## (2) 近年の障がい者関連法整備の主な動き

近年、国では障がい者福祉に関する様々な制度改正等が行われています。本計画においても、こうした関連制度・法律等の状況を踏まえて、策定を行うものとします。

年	主な制度・法律	主な内容
平成18年	障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化</li> <li>「障害程度区分」（現在は「障害支援区分）」の導入</li> <li>サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）の導入</li> </ul>
平成22年	【改正】障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>応能負担を原則とする利用者負担の見直し</li> <li>障がい者の範囲の見直し（発達障がいを追加）</li> </ul>
平成23年	【改正】障害者基本法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的規定および障がい者の定義の見直し</li> <li>地域社会における共生</li> <li>差別の禁止</li> </ul>
平成24年	【改正】児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児施設の再編</li> <li>放課後等デイサービス等の創設</li> </ul>
	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待を発見した者に通報の義務づけ</li> <li>虐待防止等の具体的スキームの制定</li> <li>障がい者権利擁護センター、障がい者虐待防止センター設置の義務化</li> </ul>
平成25年	障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法の改正）	<ul style="list-style-type: none"> <li>共生社会実現などの基本理念の制定</li> <li>障がい者の範囲見直し（難病等を追加）</li> </ul>
平成26年	障害者の権利に関する条約の批准	障がい者に対する差別の禁止や社会参加の促進を目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」を批准
平成27年	難病法の施行	医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
平成28年	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮※の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行（一部平成30年施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化</li> <li>法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える</li> </ul>
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度利用促進基本計画の策定</li> <li>成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会設置</li> </ul>
	【改正】発達障害者支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障がい者支援地域協議会の設置</li> <li>発達障がい者支援センター等による支援に関する配慮</li> </ul>
平成30年	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応</li> <li>サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ul>
	障害者文化芸術推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進</li> <li>計画策定が努力義務化（地方公共団体）</li> </ul>
令和元年	【改正】障害者雇用促進法（令和2年施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体）</li> <li>特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給</li> </ul>
	読書バリアフリー法の施行	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする

※合理的配慮：障害者の権利に関する条約において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義される考え方。



## 2 計画の法的根拠と位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、施策の方向性を定めた計画です。

また、「第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条の規定による「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項の規定による「障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、障がい児福祉サービスの各年度における必要な量の見込みや各種事業の実施に関する事項等を定めた計画です。

#### ■障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)

##### 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

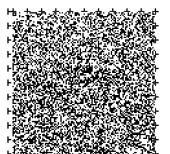
##### 第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### ■児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

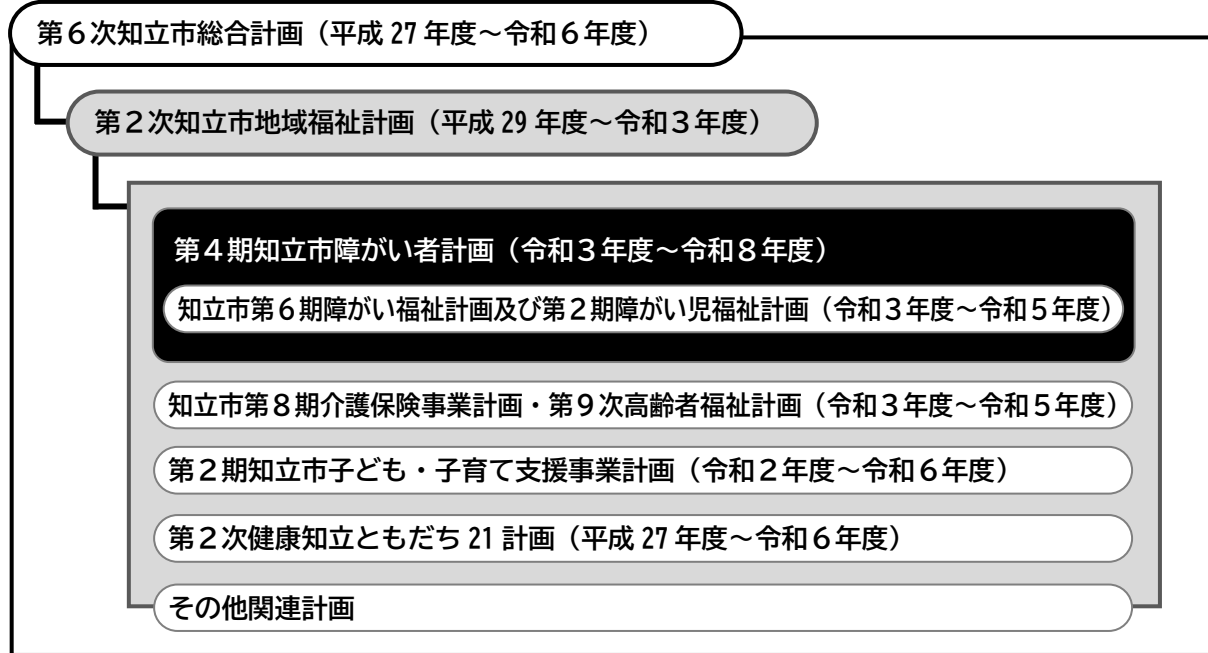
##### 第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



## (2) 計画の位置づけ

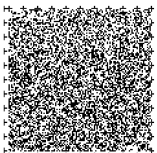
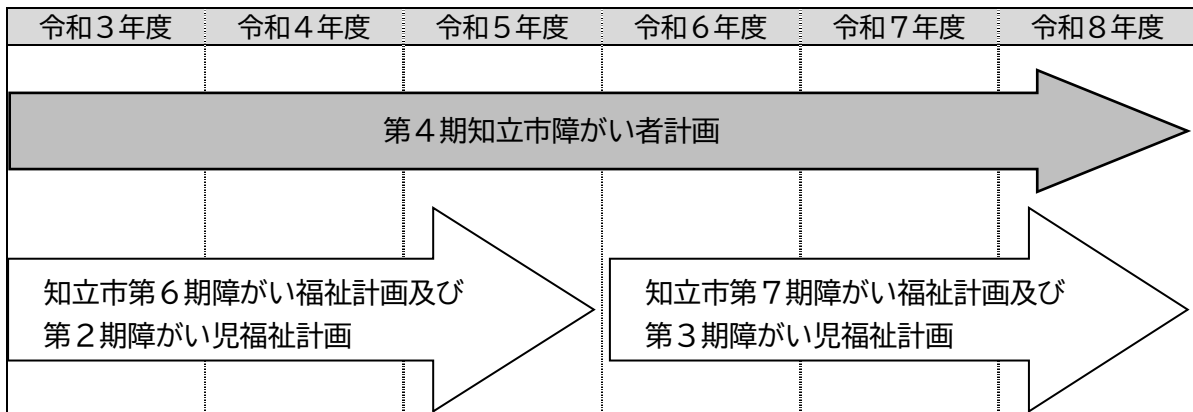
本計画は、「第6次知立市総合計画」を最上位計画とし、保健福祉分野の上位計画となる「第2次知立市地域福祉計画」をはじめ、「知立市第8期介護保険事業計画 第9次高齢者福祉計画」「第2期知立市・子ども子育て支援事業計画」「第2次健康知立ともだち21計画」等の関連する各種計画との整合を保ちながら推進するものです。



## (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、第4期知立市障がい者計画は令和3年度から令和8年度までの6年間、知立市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

計画期間中には、定期的な進捗管理を行うとともに、必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うこととします。



#### (4) 国の「第4次障害者基本計画」のポイント

国では、平成30年度から令和4年度の5年間の計画となる「第4次障害者基本計画」が策定されています。これは、「障害者の権利に関する条約」の批准後に初めて策定された障害者基本計画となります。

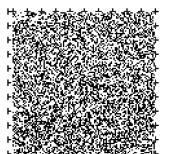
##### ■「第4次障害者基本計画」の主なポイント

1. 基本理念  
共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援
2. 基本原則  
地域社会における共生等・差別の禁止・国際的協調
3. 各分野に共通する横断的視点（★は新たな視点）
  - ・条約の理念の尊重及び整合性の確保★
  - ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
  - ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
  - ・障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
  - ・障がいのある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援★
  - ・PDCAサイクル※等を通じた実効性のある取組の推進★
4. 施策の円滑な推進
  - (1) 連携・協力の確保
  - (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
    - ①重点的に理解促進等を図る事項
    - ②理解促進等に当たり配慮する事項

##### ■各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政等における配慮の充実
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

※PDCAサイクルについては、P89を参照してください。



## (5) 国の「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」のポイント

### ■ 主なポイント（厚生労働省：「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要」より）

#### 「障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念」

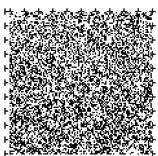
1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

#### 「障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方」

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

#### 「障害福祉計画・障害児福祉計画が目指す目的」

障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。



### 3 計画の策定体制

#### (1) アンケート調査

##### ①調査対象者

令和元年10月1日現在、知立市に居住している18歳以上の身体障害者手帳所持者から無作為抽出及び18歳以上の療育手帳所持者全数、18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者全数、学校等において特別な支援を受けている幼児、児童、生徒（以下、特別な支援が必要な子どもと表記）全数を対象に実施しました。また、障がい者の雇用の実態を把握するための調査について、商工会に登録のある市内の事業所全数を対象に実施しました。

##### ②調査期間

令和元年10月17日～11月15日

##### ③調査方法

調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等の記入）

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は郵送配布回収及び直接配布回収。特別な支援が必要な子どもは学校、団体等を通じた配布回収。市内事業所は郵送による配布回収。

##### ④回収結果

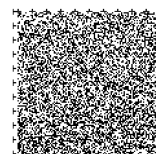
対象者	配布件数	有効回収数	回収の割合
身体障害者手帳所持者	861	423	49.1%
療育手帳所持者	299	151	50.5%
精神障害者保健福祉手帳所持者	465	205	44.1%
特別な支援が必要な子ども	400	176	44.0%
市内事業所	1,113	281	25.3%

※令和2年2月に開催された「令和元年度第3回人にやさしい街づくり推進協議会」において、「特別な支援が必要な子ども」の調査結果で、4歳児・5歳児・6歳児の保護者の回答者が0件となっている件について協議が行われ、追加調査が決定しました。この結果を受け、令和2年3月に関係団体を通じて4歳児・5歳児・6歳児の追加調査を実施（配布29件、回収15件、回収の割合51.7%）しました。

#### (2) ヒアリング調査

##### ①団体、事業所ヒアリング調査

対象	実施概要
市内の関係団体及び事業所ヒアリング	・令和元年10月～11月実施、シートに記入による調査90件（この内、面談による聞き取り調査24件）
関係団体ヒアリング（1回目）	・令和2年4月～5月実施、市内7団体のヒアリング調査



対象	実施概要
関係団体ヒアリング (2回目)【市長出席】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年8月1日 「知立手をつなぐ育成会」</li> <li>・令和2年8月18日 「けやきの家族会」</li> <li>・令和2年8月20日 「かとれあ家族会」</li> <li>・令和2年8月22日 「知立市聴覚障害者福祉協議会」</li> <li>・令和2年8月24日 「前進会・輪はっは」</li> <li>・令和2年8月30日 「知立市身体障害者福祉協議会」</li> </ul>

②関係各課等ヒアリング調査

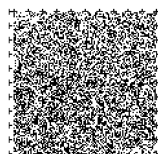
対象	実施概要
市役所の関係各課等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年8月25日：学校教育課</li> <li>・令和2年8月27日：健康増進課</li> <li>・令和2年9月1日：子ども課</li> <li>・令和2年9月1日：社会福祉協議会</li> </ul>

③関係各課調整会議

対象	実施概要
市役所の関係各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年8月27日：3課調整会議（安心安全課、福祉課、長寿介護課）</li> <li>・令和2年9月30日：4課調整会議（福祉課、子ども課、健康増進課、学校教育課）</li> </ul>

(3) 各種会議等

会議	実施概要
人にやさしい街づくり 推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年7月29日「事業報告について」</li> <li>・令和元年9月2日「アンケート調査案について」</li> <li>・令和2年2月12日「アンケート調査結果報告」</li> <li>・令和2年7月1日「知立市人にやさしい街づくり推進計画及び第3期知立市障がい者計画『はっぴいがらん』の進捗状況について」「知立市障がい者計画等策定業務スケジュール（変更案）について」「計画の策定体制と推進体制について」「人にやさしい街づくり推進協議会・知立市障がい者地域自立支援協議会の各部会について（案）について」</li> <li>・令和2年9月3日「第4期知立市障がい者『はっぴいがらん』（案）4月現在について」</li> <li>・令和2年11月2日「第4期知立市障がい者『はっぴいがらん』（案）11月現在について」</li> <li>・令和3年1月29日「第4期知立市障がい者『はっぴいがらん』（案）令和3年3月について」</li> </ul>
障がい者地域自立支援 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年8月7日「アンケート調査案について」</li> <li>・令和2年2月3日「アンケート調査結果報告」</li> <li>・令和2年7月14日「知立市障がい者計画等策定業務スケジュール（変更案）について」「知立市障がい福祉計画スケジュール表</li> </ul>

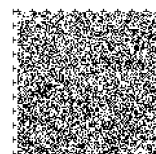




<p>障がい者地域自立支援協議会</p>	<p>(変更案) について」「人にやさしい街づくり推進協議会・知立市障がい者地域自立支援協議会の各部会について」「知立市障害福祉サービス支給決定基準について」「知立市中心身障害者扶助料について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年11月11日「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案)11月現在について」</li> <li>・令和3年1月6日「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案)1月現在について」</li> <li>・令和3年1月15日 発送：文書開催「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案)3月」</li> <li>・令和3年3月26日「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案)」</li> </ul>
<p>各種部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年6月19日：コミュニケーション部会</li> <li>・令和元年7月10日：生活関連部会Ⅲ(雇用、就労)</li> <li>・令和元年9月2日：こころの健康支援ネットワーク会議</li> <li>・令和元年12月11日：こころの健康支援ネットワーク会議</li> <li>・令和2年12月17日：こころの健康支援ネットワーク会議</li> </ul>

#### (4) パブリックコメントの実施

対象	実施概要
<p>意見募集の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見募集期間 第4期知立市障がい者『はっぴいぷらん』(案) 令和2年12月7日から令和3年1月6日まで 知立市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(案) 令和3年2月15日から令和3年3月15日まで</li> <li>・計画案の閲覧場所 知立市役所1階福祉課5番窓口、知立市役所3階行政資料コーナー、知立市図書館、知立市公式ホームページ</li> <li>・意見の提出方法 郵送、FAX、電子メール、直接提出 書面または電子データで提出(様式は自由)</li> <li>・意見の取扱い 提出された意見とその検討結果は、知立市役所1階福祉課5番窓口、知立市役所3階行政資料コーナー、知立市公式ホームページで公表</li> </ul>



# 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

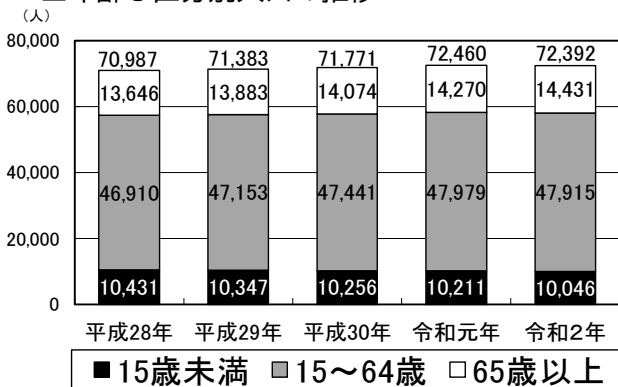
## 1 統計からみる現状

### (1) 人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、平成28年から令和元年にかけて、総人口は緩やかに増加していましたが、令和2年で微減に転じ、72,392人となっています。年齢3区分別人口割合の推移をみると、65歳以上人口割合は微増、15歳未満人口は微減の傾向が続いています。15～64歳人口は横ばいの傾向となっています。また、人口ピラミッドをみると、20歳代後半から40歳代後半の働き盛りの世代が多くなっています。

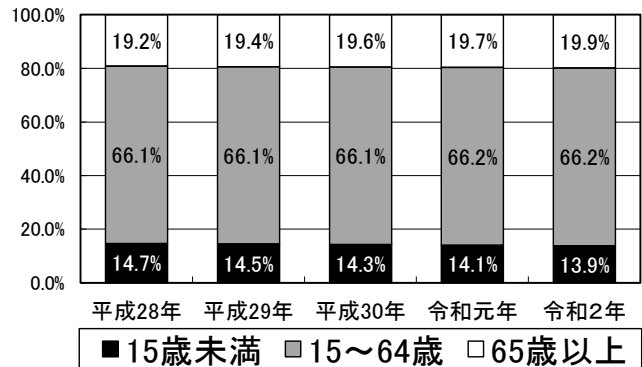
比較的若い世代が多い本市においても、今後の高齢化が予測されるため、加齢にともなう身体機能の低下による、障がいを予防する等の対策が必要です。

■年齢3区分別人口の推移



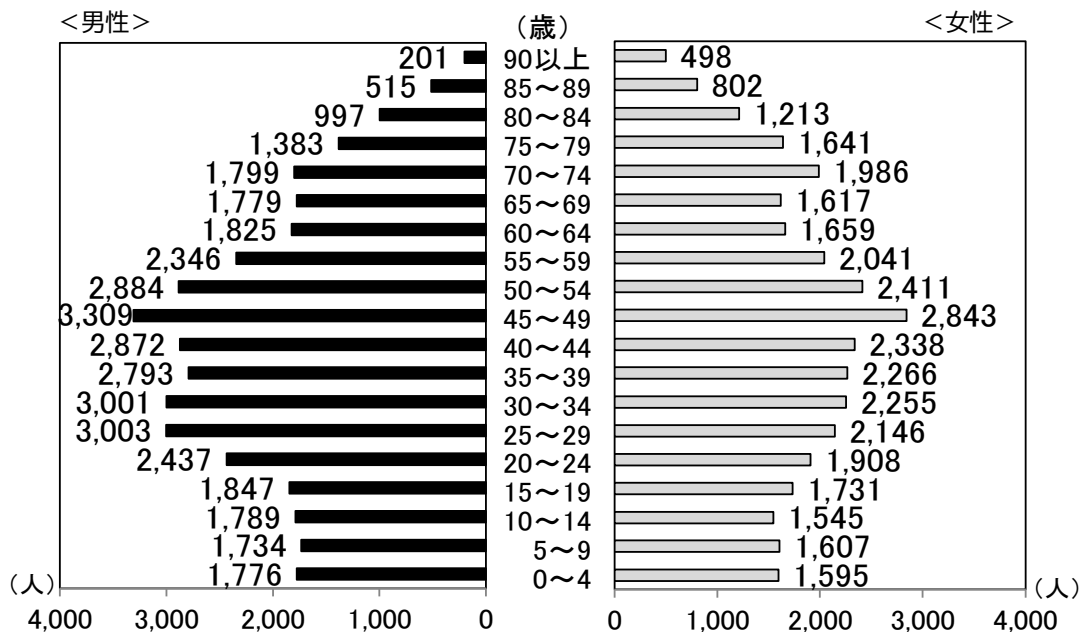
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移

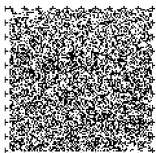


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）



## (2) 障がい者数等の推移

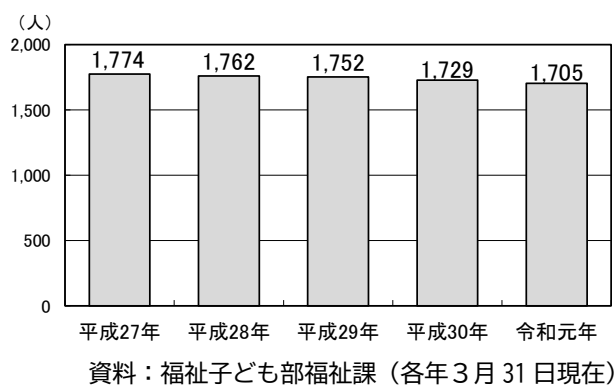
障がい者数等の推移をみると、身体障害者手帳所持者数については微減となっており、令和元年では1,705人となっています。

療育手帳所持者数については微増となっており、令和元年では471人となっています。

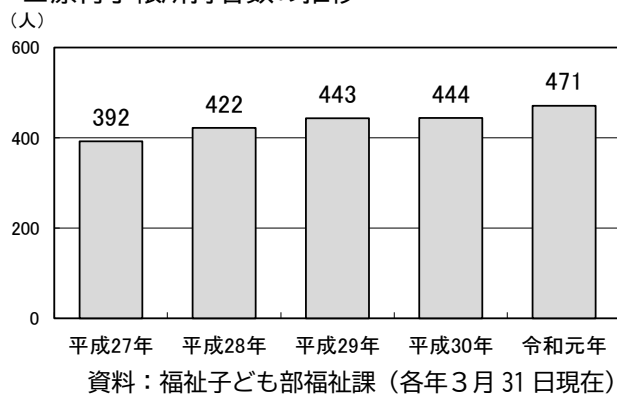
精神障害者保健福祉手帳所持者数については平成29年までは増加となっていますが、その後横ばいとなっており、令和元年では530人となっています。

平成27年度から令和元年度の総人口に対する障がい者手帳所持者の割合は、障がい者手帳所持者全体で、3.7%から3.8%の間で推移しています。また、身体障害者手帳所持者数は2.4%から2.5%、療育手帳所持者数は0.5%から0.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は0.6%から0.7%の間でそれぞれ推移しています。

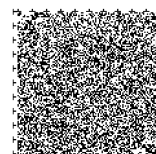
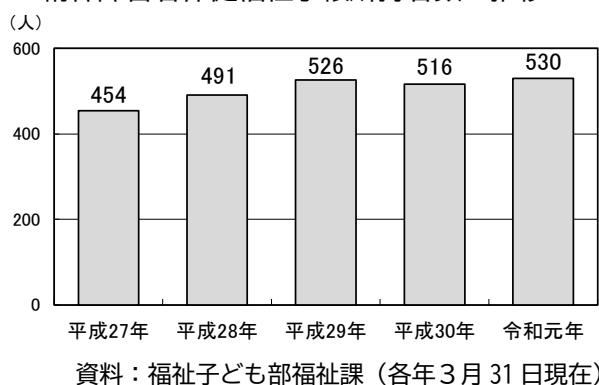
### ■身体障害者手帳所持者数の推移



### ■療育手帳所持者数の推移



### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



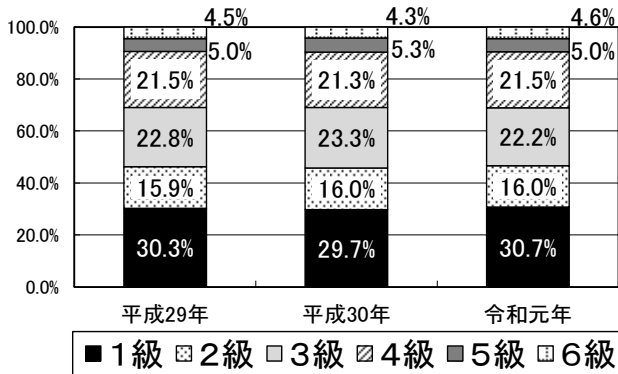
### (3) 手帳所持者の等級別、区分別割合の推移

身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移をみると、概ね横ばいとなっており、区分別割合の推移をみると肢体不自由が微減、それ以外は概ね横ばいとなっています。

療育手帳所持者の等級別割合の推移をみると、B（中度）が微増となっています。

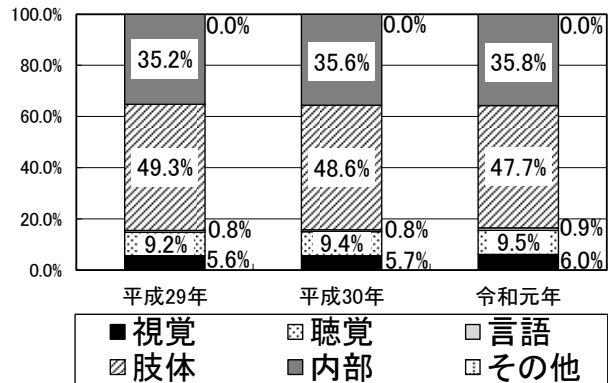
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合の推移をみると、1級で微増となっています。

■身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移



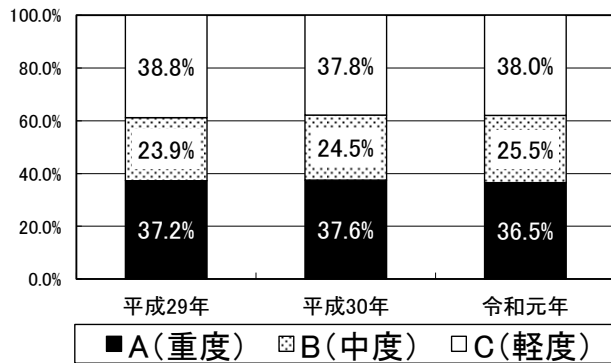
資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

■身体障害者手帳所持者の区分別割合の推移



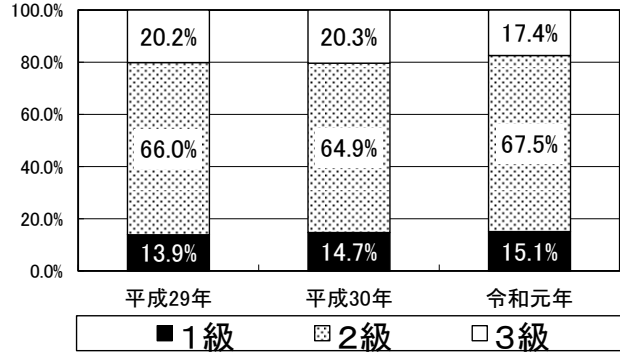
資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

■療育手帳所持者の等級別割合の推移

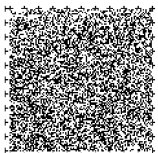


資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合の推移



資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）



#### (4) 年齢別障がい者数の推移

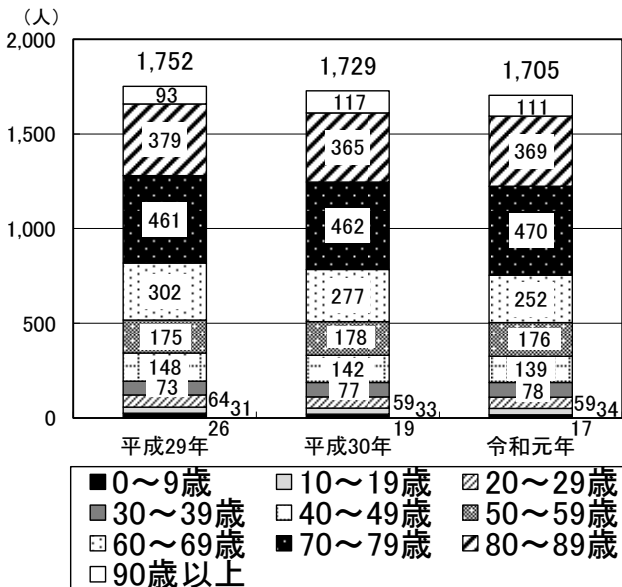
年齢別障がい者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数については0～9歳が微減、60～69歳が減少の傾向となっています。

療育手帳所持者数については、0～9歳、20～29歳が増加傾向となっており、10～19歳が減少傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、40～49歳が減少傾向、50～59歳が増加傾向となっています。

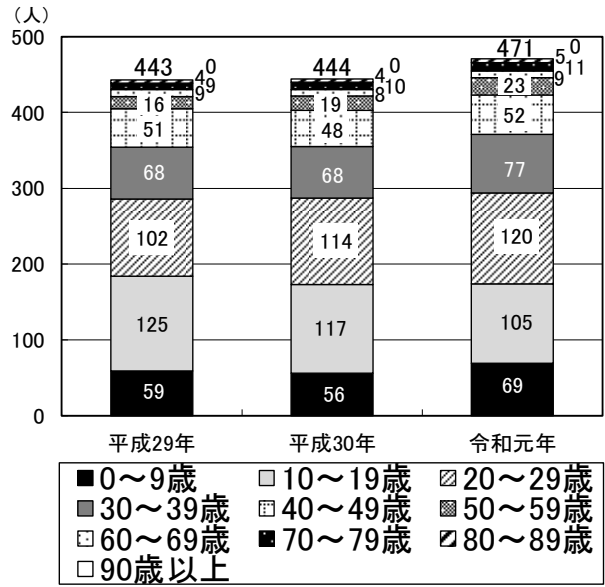
また、各手帳所持者の年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者は60歳代から80歳代が、療育手帳所持者は10歳代から20歳代が、精神障害者保健福祉手帳所持者は40歳代から50歳代が多くなっています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



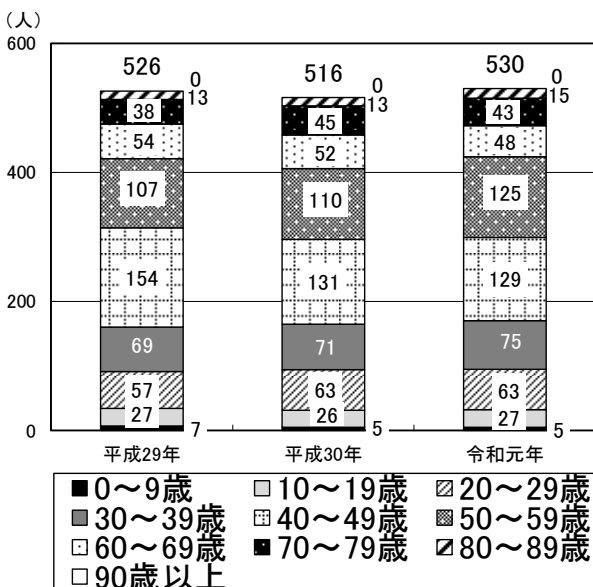
資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

■年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



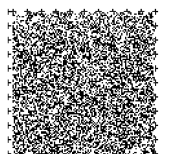
資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

■福祉サービス等の利用者数と割合

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
<b>【18歳以上：障がい福祉サービス利用者数】</b>				
身体障害者手帳	利用者数	106人	108人	113人
	割合	6.1%	6.2%	6.6%
療育手帳	利用者数	152人	163人	171人
	割合	34.3%	36.7%	36.3%
精神障害者保健福祉手帳	利用者数	117人	129人	133人
	割合	22.2%	25.0%	25.1%
<b>【18歳未満：障がい児通所支援利用者数】</b>				
利用者数	151人	166人	173人	

※割合：各手帳所持者に対するサービス利用者の割合  
 ※障がい児通所支援は手帳所持者及び医師の診断書があれば利用できるため、割合は掲載せず

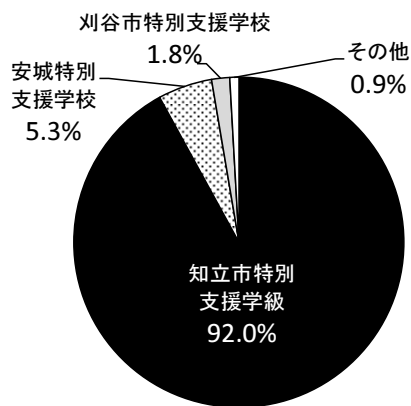
資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）



## (5) 障がいのある児童生徒が通う学校の割合

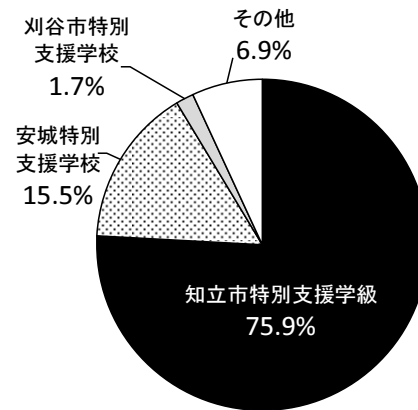
障がいのある児童生徒が通う学校の割合をみると、小学校と中学校ともに知立市特別支援学級が最も高く、次いで安城特別支援学校となっています。高校については、安城特別支援学校が最も高く、次いで刈谷市特別支援学校となっています。

### ■小学校



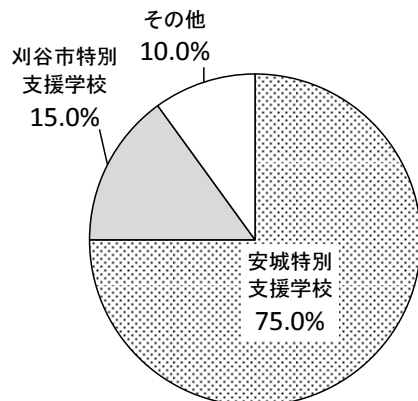
資料：福祉子ども部福祉課（令和2年度）

### ■中学校

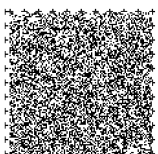


資料：福祉子ども部福祉課（令和2年度）

### ■高校

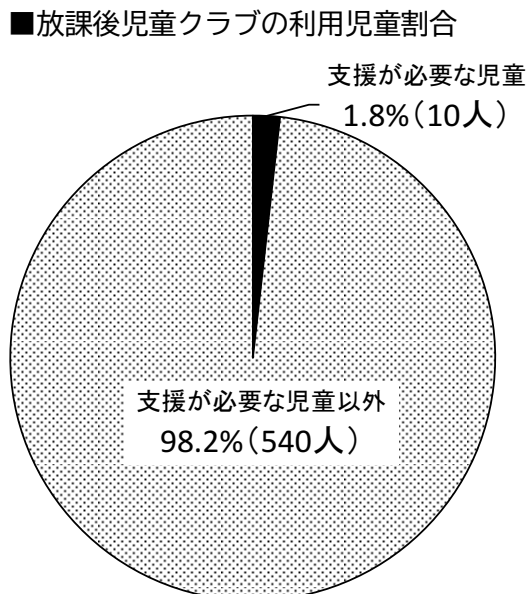


資料：福祉子ども部福祉課（令和2年度）



## (6) 放課後児童クラブの利用児童割合

放課後児童クラブの全体的利用児童数 550 人に対して、支援が必要な児童数は 10 人となっています。

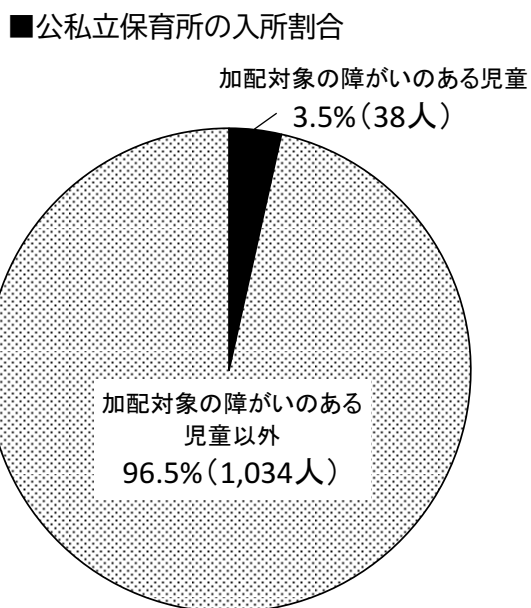


資料：福祉子ども部福祉課（令和2年度）

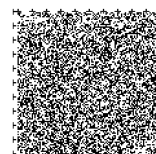
## (7) 公私立保育所の入所割合

公私立保育所の3歳児から5歳児の入所児童数 1,072 人に対して、加配対象となる障がいのある児童数は 38 人となっています。

また、幼稚園については、障がいのある児童の入所者はいません。



資料：福祉子ども部福祉課（令和2年度）



# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

### (1) 第6次知立市総合計画における方向性

本計画の上位計画である第6次知立市総合計画では、将来都市像を「輝くまち みんなの知立」と定め、この実現のために、6つの政策が設けられています。

本計画は、「第1章 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり」の「第2節 人にやさしいまちづくり」における施策「1 地域福祉」「2 障がい者福祉」としてそれぞれ位置づけられており、施策がめざす将来の姿として以下の内容が掲げられています。

～第6次知立市総合計画より～

「1 地域福祉」における施策がめざす将来の姿

◆地域において助け合う関係が構築されており、誰もが地域の一員として安心していきいきと生活しています。ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりが行われており、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、誰もが生活しやすいまちになっています。

「2 障がい者福祉」における施策がめざす将来の姿

◆障がい者が、社会の一員として様々な分野に参加し、生きがいを持った生活を送っています。

※ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### (2) 計画の基本理念

本計画の前身となる「第3期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」では、「わかりあい、支えあい、みんなでつくる安心でいきいきと暮らせるまち」を計画の基本理念に掲げ、当事者や関係団体、事業所、専門家との意見交換を重ねながら、各種施策を推進してきました。この間、全国的な人口減少や超高齢化社会の到来とともに、障がいのある人やその家族を取り巻く課題の複雑化、多様化が進んでおり、今後もより重層的で包括的な支援体制構築の必要性が高まっています。また、障がい福祉分野においても、こうした課題に対応するために、国が掲げる「地域共生社会※」の理念を踏まえた各種施策の推進が重要となります。

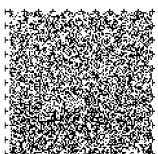
本計画では、国の障がい者施策や第6次知立市総合計画の方向性を踏まえた上で、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳を持ち、自らの決定に基づいて必要な支援を受けながら社会活動に参画し、生きがいのある暮らしを営むことができるよう、次の基本理念を掲げます。

「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」の基本理念

**『わかりあい、支えあい、みんなでつくる地域共生社会』**

※地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

(平成29年 厚生労働省 『我が事丸ごと』地域共生社会実現本部より)





### (3) 重点的に取り組む視点 (※重点的に取り組む視点と関連事業の一覧は、P87～88 に掲載)

障がい福祉施策の推進にあたっては、多様化、複雑化する様々な課題に対して、分野を横断した取組みが重要となります。本計画では、以下の6点を重点的に取り組む視点として掲げ、当事者、支援者、関係団体、事業者、専門家、地域、行政が、本市における各課題の現状と方向性を共有するとともに、それぞれの役割を互いに認識し、連携を深めながら、本計画の基本理念である『わかりあい、支えあい、みんなで作る地域共生社会』の実現を目指します。

#### ①障がい特性への一層の配慮

合理的配慮の視点に基づき、今後も必要な配慮についての理解を深め、広く普及するとともに、課題が生じた際には「当事者の立場」で考え、当事者、支援者、団体、専門家等との意見交換を重ねながら、各種の障がい福祉施策を推進します。

#### ②社会参加の促進

障がいのある人の社会参加の促進に向けては、就労を通じた自立支援や各種サービスの利用及び多様な交流機会を通じた日中の居場所づくり等、分野を横断した取組みが必要です。関係部局間の連携や団体、専門家等との協議を重ね、多様な地域資源を活かして各種施策を推進します。

#### ③8050 問題※への対応

8050 問題や支援者の高齢化等とともに「親亡き後」の対策について、中期的な視点を関係者間で共有し、各種サービスの適切な提供とともに、社会参加促進、住まいの確保、生活支援等について、医療、介護保険分野をはじめとする各分野間の連携を通じて取組みます。

※8050 問題：80 歳代の親と 50 歳代の子どもの組み合わせによる、様々な生活問題を象徴する言葉として使われている。

#### ④特別な支援が必要な子どもの療育について

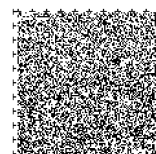
知立市の療育における方向性について、保護者や団体、事業者、相談支援員等の関係者間による検証を重ねる場を設け、共通認識を醸成しながら各種施策を推進します。また、必要なサービスが適切に提供されるよう、サービスの質の向上と適正なサービスの運営に努めます。

#### ⑤精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築

関係者間の連携を通じて、精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組めます。

#### ⑥変化の激しい社会動向への対応について

増加する大規模自然災害対策や、技術革新、新しいライフスタイルや働き方の進展等、激しい変化が前提となった社会潮流を踏まえ、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援について、関係者間で常に学び、検証を重ねながら、各種施策を推進します。



■計画推進のイメージ

『わかりあい、支えあい、みんなで作る地域共生社会』へ

<知立市人にやさしい街づくり推進協議会>

- ◆有識者、専門家、支援団体関係者、当事者団体、関係機関等
- ⇒「第4期知立市障がい者計画の推進」

<知立市障がい者地域自立支援協議会>

- ◆保健医療関係、雇用機関関係、学校関係、当事者団体、障がい福祉事業者、行政関係者等
- ⇒「知立市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の推進」

<各部会を通じた本計画における方向性>

- ◆コミュニケーション部会（事務局：福祉課）
    - …福祉避難所の検討、ICTの活用、電話リレーサービスの活用、コミュニケーション支援の拡充 等
  - ◆こころの健康支援ネットワーク会議（事務局：福祉課）
    - …地域包括ケアシステム（精神障がい者）の構築を通じた体制整備と連携強化 等
  - ◆ワーキング部会（事務局：福祉課）
    - …障がい者の一般就労等の支援体制の構築、関係機関、団体と連携した障がい者と市内企業とのマッチング支援 等
  - ◆子ども部会（事務局：福祉課）
    - …知立市立ひまわり園と市内の児童発達支援事業所等の連携、医療的ケアの多様なニーズの検証、特別な支援が必要な児童・生徒の長期援助のためのシステムの構築、知立市の療育における方向性の検証と関係者間の共通認識の醸成、定期的な情報共有 等
- ※連携：特別支援教育連携協議会（事務局：学校教育課）
- …保育所、幼稚園、学校との連携、小中学校と特別支援学級・特別支援学校との交流 等

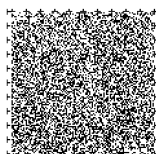
- ・定期的な意見交換
- ・方向性の検討と共有
- ・関係団体の連携促進

<必要な視点>

- ◆合理的配慮の浸透
  - …配慮が必要なあらゆるケースに対して、当事者の視点で対応する 等
- ◆8050 問題への対応
  - …先の見えない課題に対する各分野での継続的な検証及び各分野間の共有。各種サービスの適切な提供及び社会参加促進や住まいの確保、生活支援等の多様な視点から、医療、介護保険分野等をはじめとする各分野間の連携について検証。
- ◆激しい変化の社会潮流への対応
  - …予測できない大規模災害等による脅威や技術革新、新しいライフスタイルや働き方の進展等、激しい変化が前提となった社会潮流を踏まえ、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援について常に学び、検証し、しなやかに対応する視点が必要。

<行政による適切なサービスの提供と当事者団体等の活動支援>

- ◆各種サービスの提供
  - …質の向上、持続可能な運営、相談支援の拡充、事業者との方向性の共有、広域連携 等
- ◆当事者や関係団体、事業所等の活動支援
  - …主体的な活動への支援、場や機会の提供、情報共有、連携促進、庁内関係部局の連携強化 等



## 2 計画の施策体系

基本理念：わかりあい、支えあい、みんなで作る地域共生社会

### 施策体系

1 差別解消・権利擁護等、社会参加への支援

- (1) 障がいのある人に対する理解を深めるための基盤づくり
- (2) 当事者団体等への支援の充実
- (3) 地域における支え合いの仕組みづくり
- (4) 交流活動の促進
- (5) 学習、スポーツ、文化・芸術活動等への支援
- (6) 権利擁護・虐待防止の推進

2 地域生活支援の充実

- (1) 在宅生活を支える福祉サービスの充実
- (2) 生活の場の充実

3 ユニバーサルデザインの推進

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
- (2) 歩道・公園等の整備

4 安全・安心のまちづくり

- (1) 防災ネットワークの構築
- (2) 防犯対策、消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5 療育・教育・子育て支援の充実

- (1) 療育体制の充実
- (2) 就学前の障がいのある児童への支援の充実
- (3) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
- (4) 発達障がいのある児童への支援の充実
- (5) 休日や放課後の生活の充実

6 雇用・就労の促進

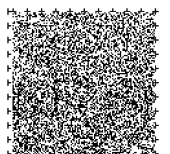
- (1) 一般就労機会の拡大
- (2) 福祉的就労の支援
- (3) 就労相談・情報提供の充実

7 保健・医療の充実

- (1) 障がいのある児童の早期発見
- (2) 障がいの原因となる疾病の予防
- (3) 医療サービスの実施
- (4) 難病患者等に対する支援の充実
- (5) こころの健康づくりの推進

8 相談・情報提供の充実

- (1) 相談支援の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) コミュニケーション支援の充実

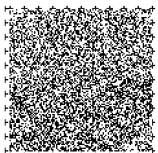


## 第4章 障がい者計画

### 施策1. 差別解消・権利擁護等、社会参加への支援

#### ■主な現状・課題と今後の方向性

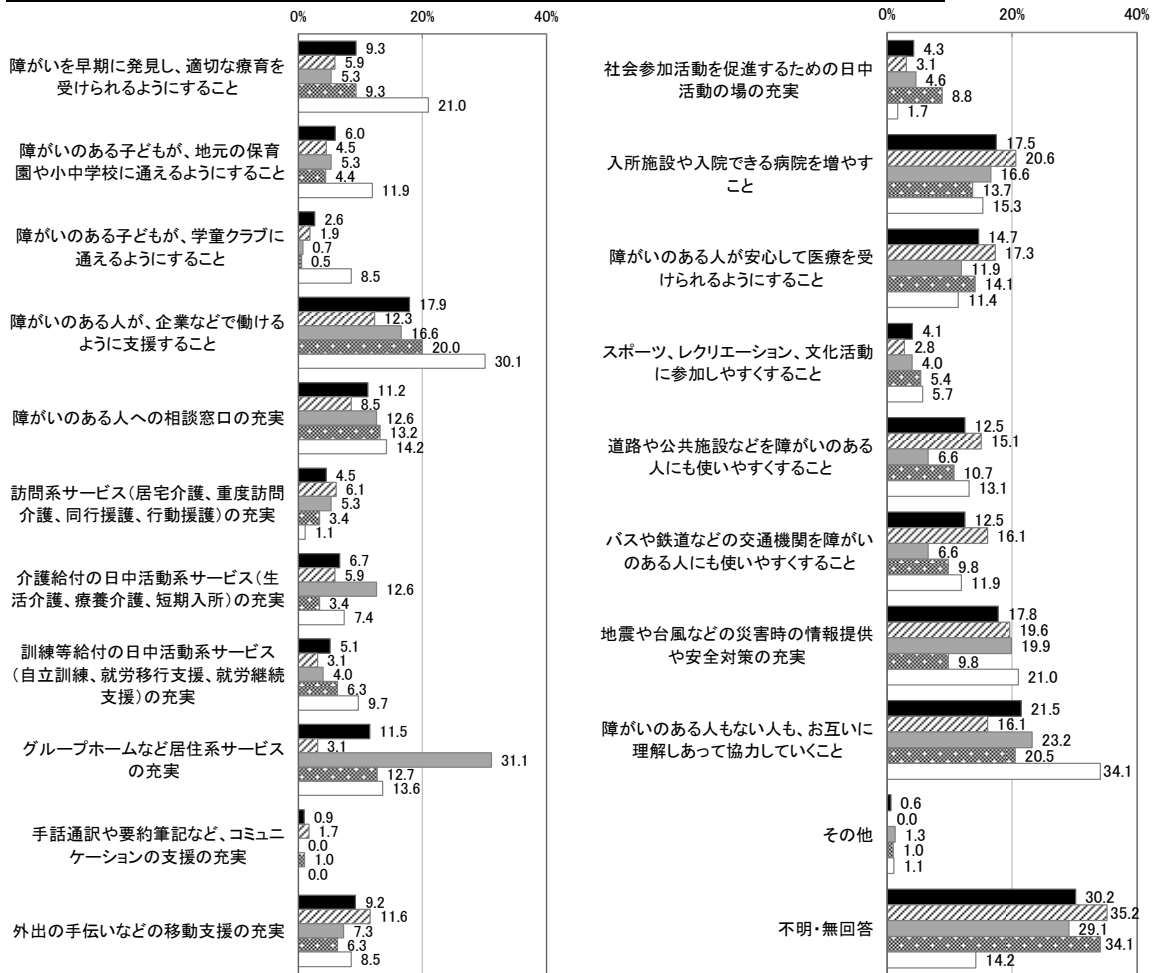
- 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮を提供することがうたわれており、障がいに対する地域社会の正しい理解を促進することが必要となっています。本市では、ボランティア・市民活動団体に関わる情報の発信や活動の支援を行うとともに、福祉健康まつり、草の根フェスティバル等の開催支援を通じて、障がいのある人、ない人との交流を促進しています。平成28年度には、関係団体の連携による「知立障がいフォーラムリングC（※以下、リングCと表記）」が発足し、定期的な意見交換やイベントの運営等を通じて、障がいについての理解及び社会参加の促進に取り組んでいます。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で権利を尊重された生活を送るためには、虐待防止や権利擁護に向けた取組みの強化が必要です。本市における成年後見制度の利用実績は少なく、支援が必要な人を円滑に利用に結びつけていくための取組みが必要となっています。また、各種団体等との協働による、権利擁護や虐待におけるセーフティネットの充実を図ることが必要です。
- 障がいのある人の、それぞれの自己実現のためには、主体的に社会参加する機会が重要であり、生涯学習活動やスポーツ活動など、多様な社会参加の機会を創出することが重要となっています。特にスポーツ活動については、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に活性化が期待されている分野となります。



▶▶▶各種調査結果より

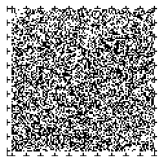
●アンケート調査では、「今後重点的に進めるべき取組み」は、身体障害者手帳所持者では「入所施設や入院できる病院を増やすこと」「地震や台風などの災害時の情報提供や安全対策の充実」が、療育手帳所持者では「グループホームなど居住系サービスの充実」「障がいのある人もない人も、お互いに理解しあって協力していくこと」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいのある人もない人も、お互いに理解しあって協力していくこと」「障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること」が、特別な支援が必要な子どもでは「障がいのある人もない人も、お互いに理解しあって協力していくこと」「障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること」が、それぞれ高くなっている。さらに、それぞれの状況や身体障がいの種別等によっても必要な取組みが異なるため、障がいの特性を理解し、それぞれの状況に応じた適切な配慮を行うことが必要となる。

令和元年度アンケート調査結果より：「今後重点的に進めるべき取組み」（複数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

- 全体 (N=955)
- ▨ 身体障害者手帳 (N=423)
- ▧ 療育手帳 (N=151)
- ▩ 精神障害者保健福祉手帳 (N=205)
- 特別な支援が必要な子ども (N=176)



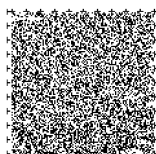
▶▶▶各種調査結果より

- ◆障がいとは、障がいではなく環境と心から生み出されるという視点がまだまだ足りない。また、障がい者側のしてもらおう立場から、知ってもらう立場へという自覚も足りない。障がいを避けるのではなく、オープンになれる社会になるとよい。(団体ヒアリング)
- ◆お互いに理解できてない現状がある。行政にお願いするばかりでなく保護者の努力も必要だが、障がいを持つ子どもと生活する困難さや不安は当事者しかわからないので、その声を障がい福祉に活かす機会をつくってほしい。(団体ヒアリング)
- ◆手話、聴覚障がい者に対する理解が足りない。また、身体障がいは多岐にわたるため、一括りにせず、それぞれの特性に配慮することが必要。(団体ヒアリング)
- ◆障がいを持つ子どもは、思い通りにならないことも多い。子どもが小さなうちは怒ってばかりだったが、関わる中で特性を知ると、短所に見える特性が長所となることもある。(団体ヒアリング)
- ◆自閉性障害の保護者やその団体が、障がいについて学んだり意見を言ったりできる場を開催してほしい。(団体ヒアリング)

■施策の内容

①地域における障がい者の理解の促進

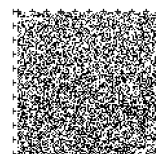
No	事業名	主な内容	担当
1	広報「ちりゅう」、ホームページ、「社協だより」等による情報発信	広報「ちりゅう」やホームページ、社会福祉協議会より発行する「社協だより」等を通じて、障がいに対する正しい知識と理解の普及を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
2	保育士研修事業	各種研修への参加により、保育士の資質の向上に努めます。また、保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設、幼稚園との研修の連携について研究します。	子ども課
3	合理的な配慮の理念についての普及	「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について、リングC等の関係機関と連携して普及を図ります。	福祉課
4	障がいの特性に応じたコミュニケーションの推進(★)	障がい者コミュニケーション条例の制定についての検討を、コミュニケーション部会を通じた関係者との連携により行います。なお、平成30年12月に施行した知立市手話言語条例との整合を図るものとしします。	福祉課



No	事業名	主な内容	担当
5	市民対象の講演会開催や患者会・家族会等の関係団体への支援	かとれあ福祉ネット等の関係機関と連携して講演会等を開催し、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などの正しい知識の普及に取り組むとともに、患者会や家族会等の関係団体の支援を行います。	福祉課
6	「障害者週間」の周知及び広報	広報「ちりゅう」等を通じて、毎年12月3日から12月9日までの「障害者週間」を周知するとともに、障がいに対する正しい知識や地域共生社会の実現に向けた啓発を行います。	福祉課

## ②障がい児についての理解の促進

No	事業名	主な内容	担当
7	障がいの早期発見・理解のための情報提供	保健センターや中央子育て支援センター及び各地区の子育て支援センター、児童センター等において、保護者や子育てサークルに対して、発達障がいを含めた障がいの早期発見や理解促進のための情報提供を行います。	子ども課 健康増進課
8	乳幼児健康診査	3・4か月児、1歳6か月児、3歳児に対する集団健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見・早期治療につなげるとともに、育児不安の軽減を図ります。 受診率100%を目指し、受診勧奨を行います。	健康増進課
9	未熟児訪問事業	身体発育が未熟なまま出生した乳児の家庭を訪問し、必要な保健指導を行います。 指導員の資質向上を図るとともに、関係機関との連絡調整を行い、適切な支援に努めます。	健康増進課
10	療育相談・発達検査	子どもの心身の発達の程度を調べる発達検査を行うとともに療育相談を行います。 臨床心理士等の心理相談員による保育士等への療育指導を行います。 心理相談員がそれぞれの専門性を活かして相談業務を行うことができる体制を整備します。	子ども課







▶▶▶各種調査結果より

- ◆団体の会員の高齢化、担い手不足が課題である。（団体ヒアリング）
- ◆市内の他の障がい者団体や事業所との交流を深め、ネットワークを作っていきたい。（団体ヒアリング）

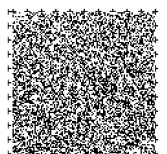
■施策の内容

①障がい者団体等への支援の充実

No	事業名	主な内容	担当
11	障がい者団体の活動支援	障がい者団体・組織の活動が持続的・発展的に行われるよう、活動場所の確保やそれぞれの特性に応じた活動支援を行います。	福祉課
12	障がい者各団体への活動費の補助金・助成金の交付	各障がい者団体・グループの活動が継続的に実施されるよう、活動費に対する補助金・助成金の交付を行います。	福祉課 社会福祉協議会
13	障がい者とその家族への支援	障がい者とその家族及び支援者に対して、個別ケース会議を通じた対応や窓口における支援を行います。	福祉課
14	障がい者団体のPR活動への支援	各障がい者団体のパンフレットを行政窓口を設置する等により、団体のPR活動を支援します。ホームページに障がい者関連団体の一覧を掲載し、各団体の特色や連携状況等について紹介します。	福祉課

②障がい者団体等との連携強化

No	事業名	主な内容	担当
15	障がい者団体等との懇話会の実施	各種障がい者団体主催の総会や役員会等への参加及び懇話会の実施等を通じて、障がい者団体との連携を強化します。	福祉課
16	スポーツ大会の開催	スポーツ大会等の開催委託及び開催に必要な支援を行い、障がい者団体の自立と社会参加を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
17	福祉健康まつり・草の根フェスティバル等の開催	福祉健康まつりや草の根フェスティバル等を開催し、障がい者団体等との連携促進や障がい者と市民との交流促進に取り組めます。	福祉課 健康増進課 社会福祉協議会

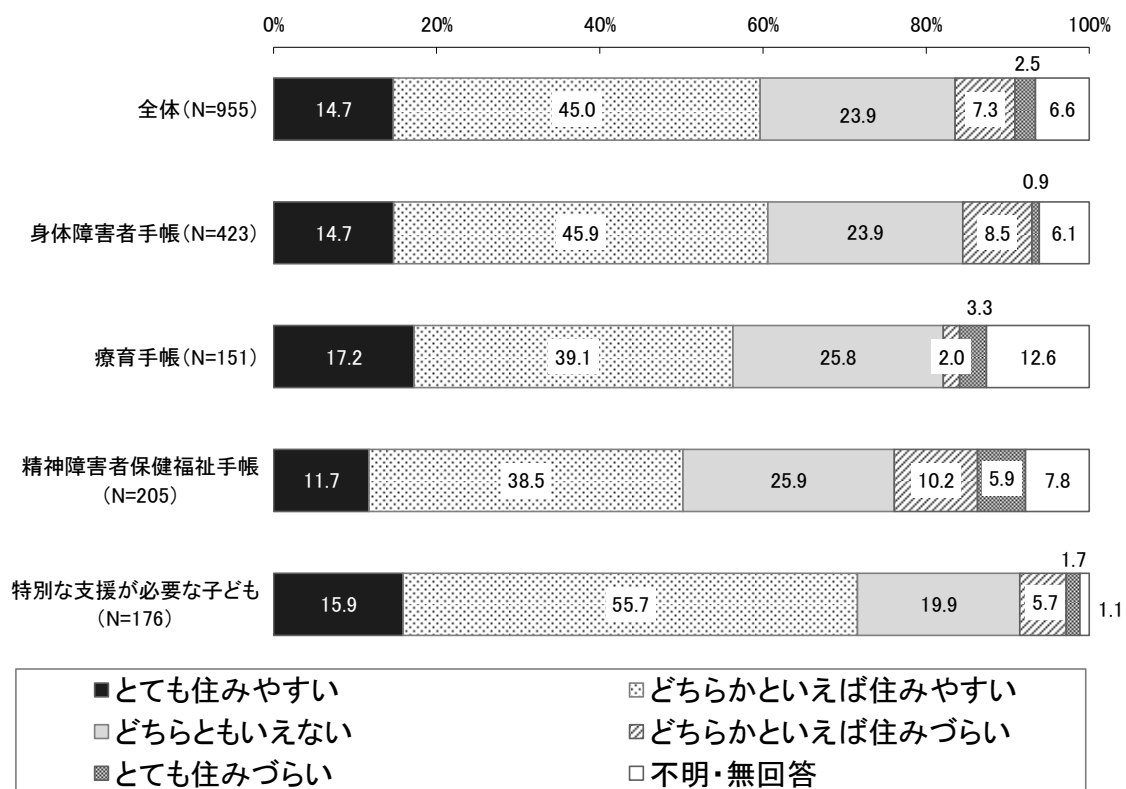


施策1-(3) 地域における支え合いの仕組みづくり

▶▶▶各種調査結果より

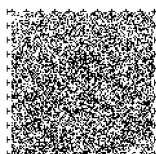
●アンケート調査では、「住んでいる地域の住みやすさ」は、全体では「とても住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」を合わせた『住みやすい』が、全体では約6割、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者では約6割、精神障害者保健福祉手帳所持者では約5割、特別な支援が必要な子どもでは約7割となっている。障がいのある人が住みやすい地域づくりに向けて、各種団体間の連携促進や相互理解、多様な福祉教育の推進等に取り組む必要がある。

令和元年度アンケート調査結果より：「住んでいる地域の住みやすさ」（単数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

- ◆学校も含めた年齢の低い時からの障がいへの理解促進が必要である。（事業所ヒアリング）
- ◆障がいのある方々が地域社会で暮らしていくためには地域の理解が欠かせないため、日常的に関われる機会をもっとつukっていききたい。（事業所ヒアリング）



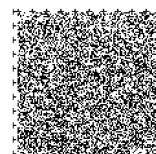
## ■施策の内容

### ①障がい者団体やボランティア・市民活動団体との連携促進

No	事業名	主な内容	担当
18	障がい者団体や市民活動団体、事業所等との連携促進	各種障がい者団体やボランティア・市民活動団体、事業所等が定期的に交流する機会を設け、現状や課題、今後の方向性の共通認識や相互理解の促進に取組み、障がい者福祉施策の推進につなげます。	福祉課

### ②福祉に関する教育の推進

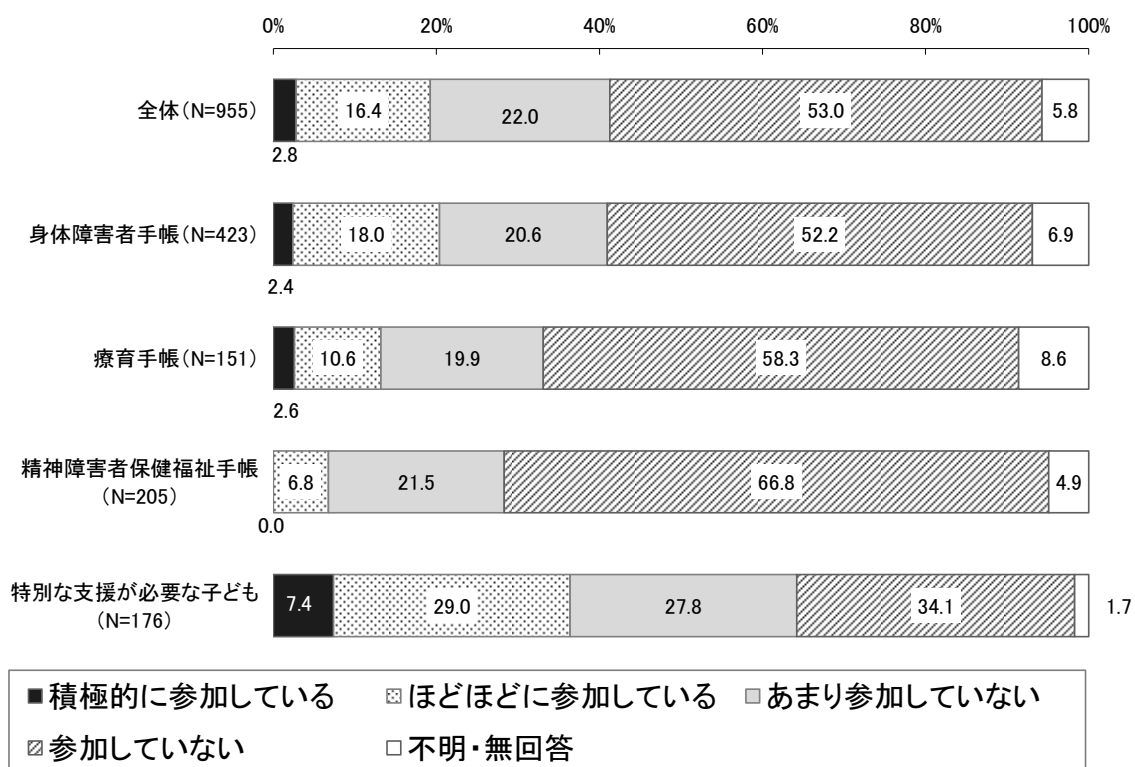
No	事業名	主な内容	担当
19	福祉について学ぶ機会の充実	多様なボランティア・市民活動の場を通じて、福祉について学ぶ機会をつくれます。	社会福祉協議会
20	福祉実践教室について	市内の小学校、中学校、高校等において、福祉実践教室を展開し、障がいに対する正しい理解の普及に取組み、福祉教育の推進を図ります。	社会福祉協議会
21	障がい者福祉の講座の開催	市民を対象とした障がい者福祉に関する講座を開催し、市民の意識啓発と正しい知識の普及に取組みます。	福祉課 生涯学習 スポーツ課



▶▶▶各種調査結果より

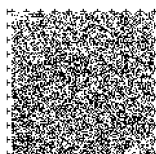
●アンケート調査では、「地域の活動や行事への参加の程度」は、いずれも「参加していない」が最も高く、全体で5割程度となっている。障がい種別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では約7割、療育手帳所持者では約6割、身体障害者手帳所持者では約5割、特別な支援が必要な子どもでは約3割となっており、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組む必要がある。

令和元年度アンケート調査結果より：「地域の活動や行事への参加の程度」（単数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

- ◆障がいのある子どもたちも参加できる地域のイベント等の情報がほしい。地域の方々と交流できる機会を増やしたい。（事業所ヒアリング）
- ◆障がいがあっても参加できるスポーツや活動の詳細がほしい。事業所としてイベントに組み込めるなら子どもたちに新しい体験をさせてあげたい。（事業所ヒアリング）



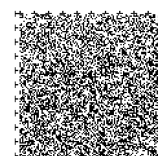
## ■施策の内容

### ①障がい者（児）との交流の促進

No	事業名	主な内容	担当
22	スポーツ大会の開催（再掲）	スポーツ大会等の開催委託及び開催に必要な支援を行い、障がい者団体の自立と社会参加を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
23	福祉健康まつり・草の根フェスティバル等の開催（再掲）	福祉健康まつりや草の根フェスティバル等を開催し、障がい者団体等との連携促進や障がい者と市民との交流促進に取り組めます。	福祉課 健康増進課 社会福祉協議会
24	障がい児福祉について考える会の実施（★）	障がいについての正しい理解の普及と地域参加の機会を増やすため、当事者や保護者、各種団体、事業所等の交流の機会づくりを行います。	福祉課

### ②ボランティア・市民活動の充実

No	事業名	主な内容	担当
25	ボランティア・市民活動養成講座の開催	ボランティア・市民活動養成講座を定期的に開催し、ボランティアの育成と活用を推進します。	社会福祉協議会
26	ボランティア・市民活動の広域連携	ボランティア・市民活動センターにおいて、広域連携を促進し、幅広い活動の機会の充実に取り組めます。	協働推進課 社会福祉協議会
27	ボランティア・市民活動への相談窓口やコーディネートの実施	ボランティア・市民活動に対する相談窓口やコーディネートの実施を通じて、障がい福祉に関する市民活動の活性化を図ります。	社会福祉協議会
28	ボランティア・市民活動団体の環境整備	ボランティア・市民活動の団体が活動しやすいよう、環境の整備に努めます。	社会福祉協議会

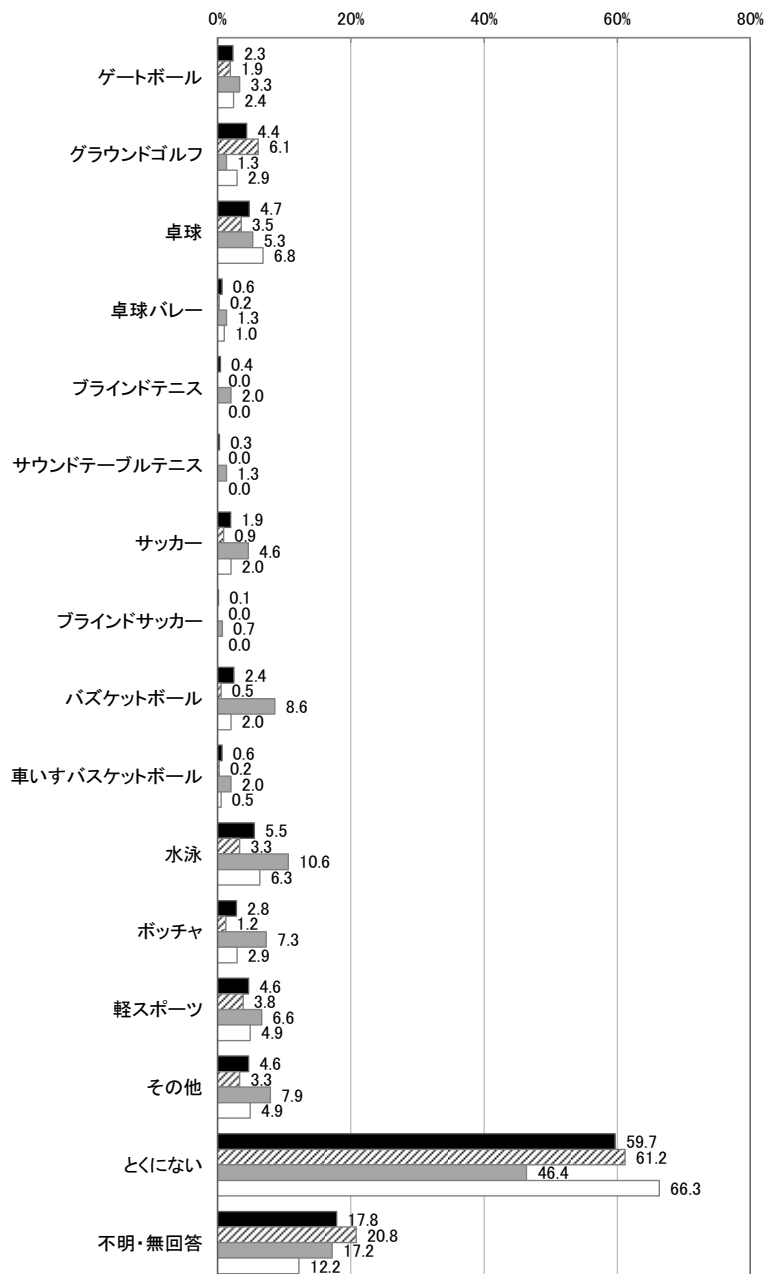


施策1-(5) 学習、スポーツ、文化・芸術活動等への支援

▶▶▶各種調査結果より

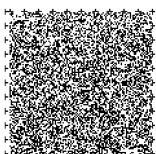
●アンケート調査では、「今後、参加してみたい障がい者スポーツ」は、いずれも「とくにない」が最も高く全体で6割程度となっているが、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に関心を高め、心身の健康や社会参加のきっかけとしての障がい者スポーツの振興が必要となる。

令和元年度アンケート調査結果より：「今後、参加してみたい障がい者スポーツ」（複数回答）



■全体 (N=779)      ▨身体障害者手帳 (N=423)  
 ■療育手帳 (N=151)      □精神障害者保健福祉手帳 (N=205)

資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



▶▶▶各種調査結果より

- ◆参加できる活動が少なく活動が選べない。こういった活動があるのかわからない。(団体ヒアリング)
- ◆スポーツ団体と連携し、障がい者にスポーツを教えてほしい。(事業所ヒアリング)
- ◆企業とのスポーツ交流の機会があればよい。(事業所ヒアリング)
- ◆パラリンピックに出場できるような若手障がい者の活動場所を提供してほしい。(団体ヒアリング)
- ◆施設の活動で、作業以外のレクリエーション等の活動を充実させるため、市内のボランティアグループの方に講師等をお願いしたい。(事業所ヒアリング)
- ◆スポーツ等体を動かすことを増やしていきたいため、活動の場がほしい。(事業所ヒアリング)

■施策の内容

①参加しやすい環境づくり

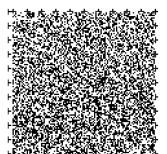
No	事業名	主な内容	担当
29	スポーツ大会の開催(再掲)	スポーツ大会等の開催委託及び開催に必要な支援を行い、社会参加を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
30	福祉健康まつり・草の根フェスティバル等の開催(再掲)	福祉健康まつりや草の根フェスティバル等を開催し、障がい者団体等との連携促進や障がい者と市民との交流促進に取り組めます。	福祉課 健康増進課 社会福祉協議会
31	生涯学習活動等への参加促進(手話通訳者の派遣等)	手話通訳者の派遣等、障がいの特性に応じた支援を行い、障がい者の生涯学習活動等への参加を促進します。また、生涯学習活動において、障がい者が参加可能な活動についての情報を整理し提供します。	福祉課 生涯学習スポーツ課

②地域活動支援事業の推進

No	事業名	主な内容	担当
32	地域活動支援事業の充実	生涯学習等と連携した講座型デイサービス事業の充実を図り、障がい者の交流促進や外出機会の増加、居場所づくりにつなげます。	生涯学習スポーツ課 社会福祉協議会

③スポーツ活動への支援

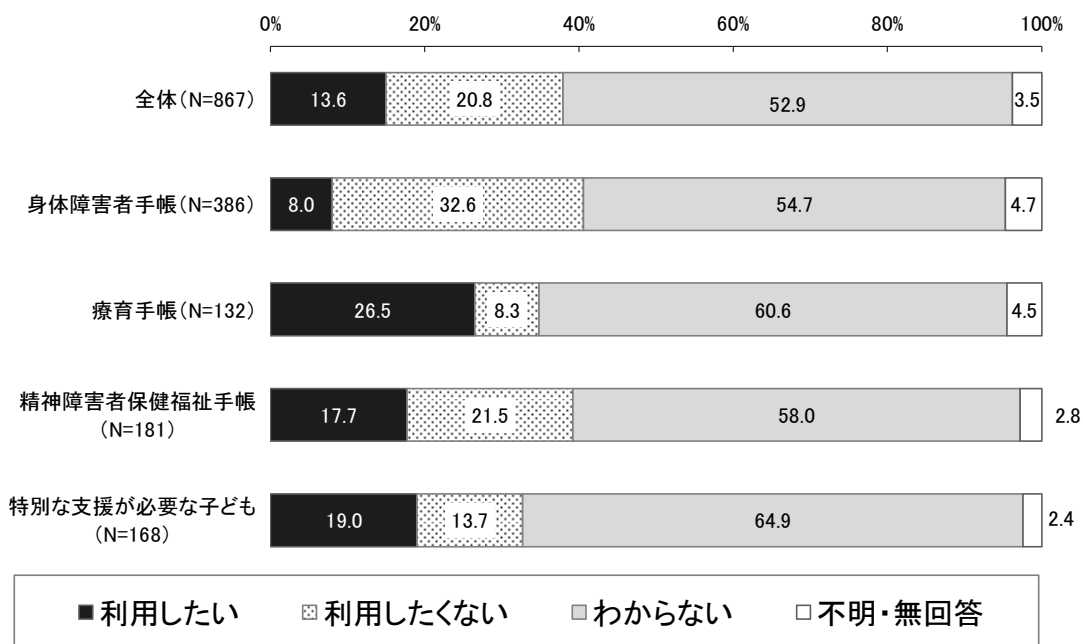
No	事業名	主な内容	担当
33	障がい者のレクリエーションやスポーツ活動への参加	障がい者が身近な地域でレクリエーションやスポーツ活動に参加できるよう多様な機会を創出し、必要な支援を行います。また、障がいの特性に応じた必要な支援については、関係団体等を通じて当事者の視点からの情報を共有し、参加促進につなげます。	生涯学習スポーツ課 社会福祉協議会



▶▶▶各種調査結果より

●アンケート調査では、「成年後見制度の利用意向」は、いずれも「わからない」が最も高くそれぞれ5割を超えている。一方で、「利用したい」が療育手帳所持者では約3割、特別な支援が必要な子ども・精神障害者保健福祉手帳所持者では約2割、身体障害者手帳所持者では約1割となっている。

令和元年度アンケート調査結果より：「成年後見制度の利用意向」（単数回答）



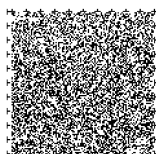
資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

◆後見人の需要が高まっている。特に「信頼のおける人を」との声が大きい。（事業所ヒアリング）

■施策の内容

①成年後見制度等の活用

No	事業名	主な内容	担当
34	成年後見センターの周知	成年後見センターの周知を行い、支援が必要な人に適切な情報が提供されるように努めます。	福祉課 社会福祉協議会
35	成年後見制度利用支援事業の活用	成年後見制度の適切な利用のため、利用者への助言・指導を行います。	福祉課 社会福祉協議会
36	サービス内容に対する苦情対応や事業者への指導	サービスに関して、当事者間では解決が困難な苦情に対して、ケース会議等を通じた対応や事業者への指導を行います。	福祉課

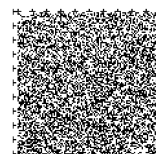




No	事業名	主な内容	担当
37	日常生活自立支援事業	自分ひとりで契約行為や金銭の出し入れ・書類の管理等を行うのに不安がある人に、専門員・生活支援員による支援を行います。	社会福祉協議会

②障がい者の虐待防止

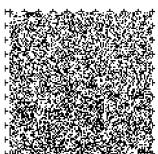
No	事業名	主な内容	担当
38	虐待防止ネットワーク体制の充実	虐待予防及び虐待の早期対応等に適切に対応するため、関係機関との情報共有や虐待防止ネットワーク体制の充実に努めます。	福祉課
39	虐待防止に関する通報や相談等の周知・啓発	虐待防止に関する通報や相談等において、「障害者虐待防止センター」等、必要な情報について広報「ちりゅう」やホームページを通じた周知、啓発を行います。	福祉課



## 施策2. 地域生活支援の充実

### ■主な現状・課題と今後の方向性

- 国では、平成28年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が目指されています。共生社会の基礎として、地域で安心して暮らすための支援の充実は欠かすことのできないものであり、今後も一層の支援の充実が求められています。
  
- 平成30年に改正施行された「障害者総合支援法」では、障がい者の望む地域生活を支援するため、自立生活援助や就労定着支援といったサービスが新たに創設されています。
  
- 本市においても、8050問題等に起因する「親亡き後」の不安の声が多く聞かれており、当事者や家族の意思が尊重されながら、地域において自分らしく暮らすことができるよう、各種サービスの適切な提供が必要となっています。
  
- 本市では障がいのある人の地域生活支援の充実に向けて、居宅介護、重度訪問介護等のサービスや日中活動の場の支援として、生活介護や就労継続支援のサービス等が実施されています。また、本市においては、各関係者の連携による相談支援部会を開催し、適切なサービス供給体制の確保と関係者間の連携強化や情報共有に努めてきました。今後は相談支援の質の向上と関係者の一層の連携強化や情報共有を推進し、質の高いサービスを適切に供給していく必要があります。



## 施策2-(1) 在宅生活を支える福祉サービスの充実

▶▶各種調査結果より	
◆	他の事業所と連携したいが会う機会が少ない。ざっくばらんに話せる場があるとよい。(事業所ヒアリング)
◆	放課後デイサービスの事業者間で連携してみたい。ただ預けるだけの事業所ではなく、事業所の特性を保護者や事業所がそれぞれ理解したうえで、利用先を選べるようになればよい。(事業所ヒアリング)
◆	親亡き後も独立して生活していけるシステムが必要である。(団体ヒアリング)
◆	グループホーム、ケアホーム等、もっと必要とされているので増やしてほしい。(団体ヒアリング)
◆	グループホームの情報が知られていないので、その周知が必要。(団体ヒアリング)

### ■施策の内容

#### ①障がい福祉サービスの充実

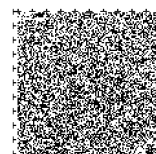
No	事業名	主な内容	担当
40	障がい福祉サービスの提供	障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づいて、各種サービスを適切に提供します。	福祉課

#### ②適切なサービス提供体制の確立

No	事業名	主な内容	担当
41	障がい福祉サービス事業者との連携	障がい福祉サービス事業者との連携を図り、適切なサービス供給体制の確保を行います。	福祉課

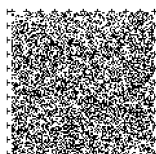
#### ③市独自の在宅福祉サービスの充実

No	事業名	主な内容	担当
42	寝具の洗濯乾燥サービス	寝具の洗濯乾燥サービスを実施します。	福祉課
43	緊急通報装置の設置	障がい者世帯への緊急通報装置の設置の拡充を図ります。	福祉課
44	宅配給食サービス	宅配給食サービスを実施します。	福祉課
45	家具転倒防止器具の取り付け	家具転倒防止器具取り付け事業の周知と事業の推進を行います。	安心安全課



④交通に関わる補助・割引等の充実

No	事業名	主な内容	担当
46	福祉タクシー利用助成	電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障がい者に、福祉タクシー券を交付します。	福祉課
47	ミニバス利用料の減免	ミニバス利用時に、障がい者手帳を提示すると無料になります。	まちづくり課
48	駅前駐車場のプリペイドカードの交付	知立市駅前駐車場のプリペイドカードの交付を行います。	福祉課
49	福祉車両の貸し出し	福祉車両の貸し出しを行います。	社会福祉協議会



▶▶▶各種調査結果より

●アンケート調査では、「常時医療的な支援が必要か」は、身体障害者手帳所持者の肢体不自由（体幹）、内部障がいにおいて「必要である」の割合が高くなっている。また、必要な支援については、「薬の処方」が全ての手帳所持者で高くなっているが、内部障がいでは「人工透析」も3割を超えて高くなっている。療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、障がいの等級が重度になるほど「必要である」が高くなる傾向がみられている。専門的な医療機関との連携と合わせて、住み慣れた地域でのかかりつけ医との連携を強化していくことも必要である。

令和元年度アンケート調査結果より：「常時医療的な支援が必要か」（単数回答）

■常時医療的支援が必要か×障がいの種別（身体障害者手帳所持者）

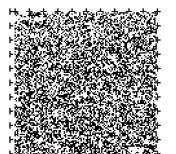
上段:度数 下段:%		問12 あなたは、常時医療的な支援が必要ですか。			
		合計	必要である	必要ない	不明・無回答
問8 あなたの障がいはどのような障がいですか（重複している場合は重い方）。	全体	423 100.0	222 52.5	186 44.0	15 3.5
	視覚障がい	23 100.0	7 30.4	16 69.6	-
	聴覚障がい・平衡機能障がい	27 100.0	6 22.2	21 77.8	-
	音声・言語・そしゃく機能障がい	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-
	肢体不自由（上肢）	33 100.0	14 42.4	17 51.5	2 6.1
	肢体不自由（下肢）	101 100.0	35 34.7	66 65.3	-
	肢体不自由（体幹）	38 100.0	27 71.1	10 26.3	1 2.6
	内部障がい（1～6以外）	149 100.0	107 71.8	41 27.5	1 0.7
	不明・無回答	50 100.0	25 50.0	14 28.0	11 22.0

資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

■必要な支援×障がいの種別（身体障害者手帳所持者）

上段:度数 下段:%		問13 それはどんな支援ですか。											
		合計	経管栄養	たんの吸引	導尿	人工透析	酸素吸入	排便コントロール	ストマ	胃ろう・腸ろう	薬の処方	その他	不明・無回答
問8 あなたの障がいはどのような障がいですか（重複している場合は重い方）。	全体	222 100.0	13 5.9	6 2.7	4 1.8	37 16.7	4 1.8	17 7.7	13 5.9	5 2.3	131 59.0	27 12.2	7 3.2
	視覚障がい	7 100.0	-	-	-	-	-	1 14.3	-	-	5 71.4	2 28.6	-
	聴覚障がい・平衡機能障がい	6 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	3 50.0	2 33.3	1 16.7
	音声・言語・そしゃく機能障がい	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-
	肢体不自由（上肢）	14 100.0	-	1 7.1	-	-	-	2 14.3	1 7.1	-	7 50.0	2 14.3	2 14.3
	肢体不自由（下肢）	35 100.0	-	1 2.9	1 2.9	2 5.7	-	5 14.3	-	1 2.9	26 74.3	6 17.1	-
	肢体不自由（体幹）	27 100.0	5 18.5	3 11.1	2 7.4	-	-	5 18.5	-	1 3.7	21 77.8	2 7.4	1 3.7
	内部障がい（1～6以外）	107 100.0	5 4.7	-	1 0.9	34 31.8	2 1.9	4 3.7	11 10.3	1 0.9	52 48.6	10 9.3	1 0.9
	不明・無回答	25 100.0	3 12.0	1 4.0	-	1 4.0	-	1 4.0	2 8.0	1 4.0	16 64.0	3 12.0	2 8.0

資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



▶▶▶各種調査結果より

■常時医療的支援が必要か×障がいの種別（療育手帳所持者）

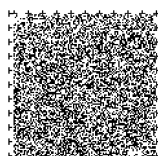
上段:度数		問10 あなたは、常時医療的な支援が必要ですか。			
下段:%		合計	必要である	必要ない	不明・無回答
問8 手帳 の等級（程 度）②療 育手帳	全体	143	40	83	20
		100.0	28.0	58.0	14.0
	A判定	61	23	28	10
		100.0	37.7	45.9	16.4
	B判定	37	10	25	2
	100.0	27.0	67.6	5.4	
C判定	42	6	29	7	
	100.0	14.3	69.0	16.7	
不明・無回 答	3	1	1	1	
	100.0	33.3	33.3	33.3	

資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

■常時医療的支援が必要か×障がいの種別（精神障害者保健福祉手帳所持者）

上段:度数		問10 あなたは、常時医療的な支援が必要ですか。			
下段:%		合計	必要である	必要ない	不明・無回答
問8 手帳 の等級（程 度）③精 神障害者保 健福祉手帳	全体	190	95	64	31
		100.0	50.0	33.7	16.3
	1級	26	16	4	6
		100.0	61.5	15.4	23.1
	2級	138	66	52	20
	100.0	47.8	37.7	14.5	
3級	25	13	8	4	
	100.0	52.0	32.0	16.0	
不明・無回 答	1	-	-	1	
	100.0	-	-	100.0	

資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



## ■施策の内容

### ①医療、介護予防との連携による健康づくり

No	事業名	主な内容	担当
50	「ホームドクター※」の奨励	各地域の医師、医療機関と連携し、かかりつけ医の啓発等を行います。	健康増進課
51	未熟児養育医療費助成(★)	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院養育が必要な1歳未満の乳児に対し、その治療に必要な医療費を助成します。(所得に応じた自己負担額は子ども医療費で助成) 助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、医療機関等と連携を図りながら周知に努めます。	国保医療課
52	子ども医療費助成	中学校3年生修了前までの子ども(15歳に達する年度末まで)の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	国保医療課
53	自立支援医療費の支給(精神通院医療※・更生医療※・育成医療※)	心身の障がい除去したり、軽減するための治療に要する医療費の一部を助成します。 医療機関と連携を図り、支給もれを防ぐとともに、制度の周知に努めます。	福祉課
54	障害者医療費助成	身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、自閉症状群と判断された方等の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	国保医療課
55	精神障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、全疾病を助成対象とし、入院については医療保険における自己負担相当額(高額医療付加給付等を控除した額)、通院については医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。 自立支援医療受給者証(精神通院)所持者については、精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療を受けた場合、医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。	国保医療課

※ホームドクター：かかりつけの主治医のこと。

※精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

※更生医療は、身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

※育成医療は、児童福祉法第4条第2項に規定する「障害児(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)」で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。



### 施策3. ユニバーサルデザインの推進

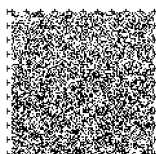
#### ■主な現状・課題と今後の方向性

○平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、障がい者を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止がうたわれています。公共施設や道路環境等の整備においても合理的配慮の視点を持ち、様々な障がいの特性に配慮した取り組みが必要となっています。

○障がいのある人の住み慣れた地域での安心、安全な暮らしの確保はもちろん、それぞれの障がいの特性に応じた多様な社会参加を促進するためにも、現在進行中である知立駅前の再開発や名鉄知立駅の改築をはじめとする、様々な市内の施設、設備、障がい児に配慮した学校関連施設等において、バリアフリー※化・ユニバーサルデザイン化を推進していくことが必要です。

※バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○本市では、平成22年度に「人にやさしい街づくり推進計画2010」を策定し、人にやさしい街づくり推進協議会による有識者や関係団体・機関による定期的な進捗管理のもとで、各種施設整備を推進しています。こうした取り組みを通じて、障がいのある人が安心して安全に暮らすことのできる環境の整備と、外出機会の増大に努めています。

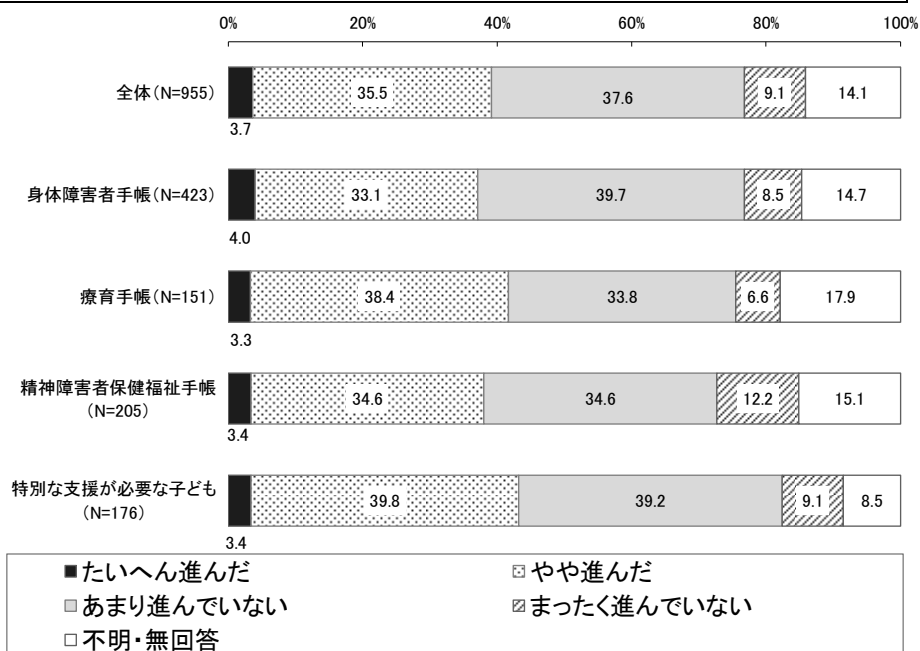




▶▶各種調査結果より

●アンケート調査では、「バリアフリー化が進んだと感じるか」は、全体では「あまり進んでいない」が37.6%と最も高く、次いで「やや進んだ」が35.5%となっている。身体障害者手帳所持者の障がい種別にみると、視覚障がい、内部障がい、肢体不自由（下肢）、肢体不自由（体幹）で、「あまり進んでいない」「まったく進んでいない」の合計が5割を超えており、特にこうした障がいを持つ人の障がいの特性に配慮した取組みが必要となる。

令和元年度アンケート調査結果より：「バリアフリー化が進んだと感じるか」（単数回答）

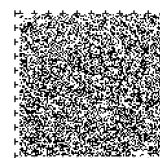


資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

■バリアフリー化が進んだと感じるか×障がいの種別（身体障害者手帳所持者）

問8 あなたの障がいはどのような障がいですか。（障がい重複している場合は重い方）	上段:度数 下段:%	問40 知立市はここ10年程の間に建物や道路などのバリアフリー化が					
		合計	たいへん進んだ	やや進んだ	あまり進んでいない	まったく進んでいない	不明・無回答
全体	423 100.0	17 4.0	140 33.1	168 39.7	36 8.5	62 14.7	
視覚障がい	23 100.0	-	9 39.1	10 43.5	2 8.7	2 8.7	
聴覚障がい・平衡機能障がい	27 100.0	5 18.5	12 44.4	5 18.5	2 7.4	3 11.1	
音声・言語・そしゃく機能障がい	2 100.0	-	2 100.0	-	-	-	
肢体不自由（上肢）	33 100.0	-	14 42.4	14 42.4	2 6.1	3 9.1	
肢体不自由（下肢）	101 100.0	3 3.0	30 29.7	44 43.6	12 11.9	12 11.9	
肢体不自由（体幹）	38 100.0	1 2.6	7 18.4	19 50.0	1 2.6	10 26.3	
内部障がい（1～6以外）	149 100.0	6 4.0	50 33.6	63 42.3	13 8.7	17 11.4	
不明・無回答	50 100.0	2 4.0	16 32.0	13 26.0	4 8.0	15 30.0	

資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



▶▶▶各種調査結果より

- ◆住宅手続きには通訳が必要な方もいるため、筆談対応か要約筆記通訳を利用できればよい。  
(団体ヒアリング)
- ◆バリアフリーの市営住宅が必要である。低所得者の住居を希望する。(事業所ヒアリング)

■施策の内容

①人にやさしい街づくり推進計画ユニバーサルデザインの推進

No	事業名	主な内容	担当
56	人にやさしい街づくり推進計画の周知	人にやさしい街づくり推進計画の周知を図るとともに、取組みの進捗について人にやさしい街づくり推進協議会への報告を行います。	福祉課 建築課
57	モデル地区整備の推進と進捗状況の検証	モデル地区整備の推進を図るとともに、対応事業の進捗状況について検証を行います。	福祉課 建築課
58	公共施設や名鉄知立駅等におけるユニバーサルデザインの推進	公共施設や名鉄知立駅等におけるユニバーサルデザインの推進を図ります。	施設管理者

②住宅改修等の推進

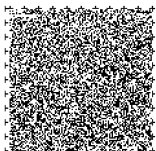
No	事業名	主な内容	担当
59	住宅改修費の助成によるバリアフリー化	住宅改修費の助成にともなうバリアフリー化の助言等を行い、住まいの充実を図ります。	福祉課 長寿介護課
60	市営住宅の段差解消や手すりの設置(バリアフリー化)	市営住宅の段差解消や手すりの設置等について、バリアフリー化を推進します。	建築課

③交通環境におけるバリアフリー化

No	事業名	主な内容	担当
61	名鉄知立駅等のバリアフリー化の推進	名鉄知立駅の改築や高架工事、駅舎築造等について、バリアフリー化の推進を要請します。	都市開発課
62	各交通機関等のバリアフリー化の推進	各交通機関等に対してバリアフリー化の推進を要請します。	まちづくり課

④公立文教施設のバリアフリー化

No	事業名	主な内容	担当
63	学校などの公立文教施設のバリアフリー化の推進	学校などの公立文教施設のバリアフリー化を図ります。	教育庶務課

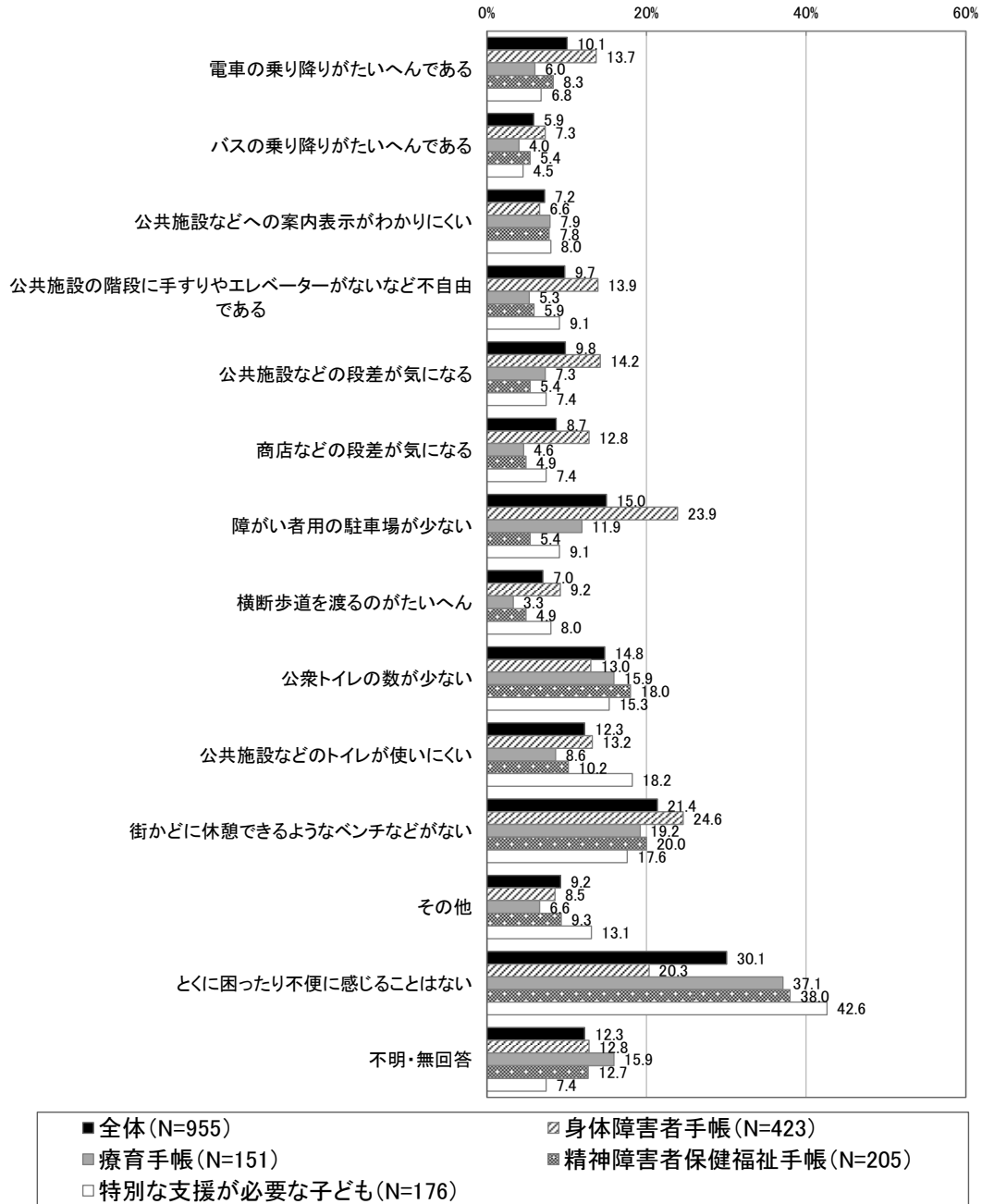


施策3- (2) 歩道・公園等の整備

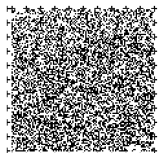
▶▶▶各種調査結果より

●アンケート調査では、「買い物や用事の際に不便に感じることは」「とくに困ったり不便に感じることはない」が、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・特別な支援が必要な子どもで約4割と最も高くなっている一方で、身体障害者手帳所持者では、「街かどに休憩できるようなベンチなどがない」「障がい者用の駐車場が少ない」が最も高くなっており、公園や歩道等の整備に関しては、こうした当事者の意向に配慮した視点が必要となる。

令和元年度アンケート調査結果より：「買い物や用事の際に不便に感じること」（複数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



▶▶▶各種調査結果より

◆歩道のない、狭い道路を車椅子で通る時に、車との距離が近く怖い。（事業所ヒアリング）

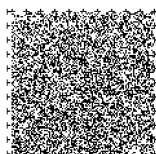
■施策の内容

①公園等の整備

No	事業名	主な内容	担当
64	新設公園への多目的（多機能）トイレの設置	新設公園への多目的（多機能）トイレの設置を進めます。	都市計画課
65	既存公園設備の年次計画による継続的な改善	既存公園において、障がいに対応したトイレの改修を検討するとともに、年次計画による改善を継続的に実施します。	都市計画課

②外出時に支障となる歩道等の整備

No	事業名	主な内容	担当
66	障がい者の外出時に支障となる歩道の状況確認や整備	障がい者の外出時に支障となる歩道の状況を確認し、整備の見直しを進めます。	土木課



## 施策4. 安全・安心のまちづくり

### ■主な現状・課題と今後の方向性

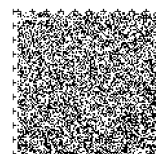
○平成23年3月の東日本大震災をはじめ、近年は全国各地で予測の難しい大規模な自然災害が発生しています。障がいのある人は、有事の際に逃げ遅れてしまう危険性が高い場合が多くなっています。また、避難所において障がい特性に応じた適切な支援が受けられるかどうかの不安や周囲の理解不足等のため、安心して避難することができないことが懸念されるため、早急に障がいのある人に配慮した防災体制を構築することが求められています。

○本市では、平成26年から平成27年にかけて、避難行動要支援者名簿への登録について、生活関連部会を通じた関係者の連携によって検討、実施しました。また、自主防災会の訓練における避難行動要支援者の安否確認や、知立市総合防災訓練での対応確認等を行っていますが、障がいを持つ当事者の参加が難しいのが現状です。また、二次避難所となる福祉避難所の運営方法等についての検討を、コミュニケーション部会を通じてスタートし、現在はリングCと共に、合理的配慮の視点から運営マニュアルの整備等に取組んでいます。有事の際には、受け入れの準備が整い次第、速やかに福祉避難所を開設することになります。

○本市では、災害発生時に、障がい者の安全を確保するため聴覚障がい者等を対象とした携帯メール119番通報システムを活用し、広報等による啓発や利用促進を行っています。また、自然災害や火災等の情報をすみやかに発信し、障がい者の災害対応に役立てるために、メールサービス「知立市すぐメール」を行っています。このサービスは、本市の特徴でもある外国籍住民にも対応しており、やさしい日本語、英語、ポルトガル語、中国語での情報発信が可能となっていますが、認知度や利用登録者の増加が課題となっているため、今後は普及啓発と使いやすさの向上に取り組む必要があります。

○新型コロナウイルス感染症対策に端を発する「新しい生活様式※」に対応した体制の整備や運営マニュアルを作成するために、支援制度の早急な推進が必要となります。

※新しい生活様式：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、一人ひとりが感染防止の3つの基本である「1.身体的距離の確保、2.マスクの着用、3.手洗いや、3密（密集、密接、密閉）を避ける等の対策を取り入れた生活様式のこと。

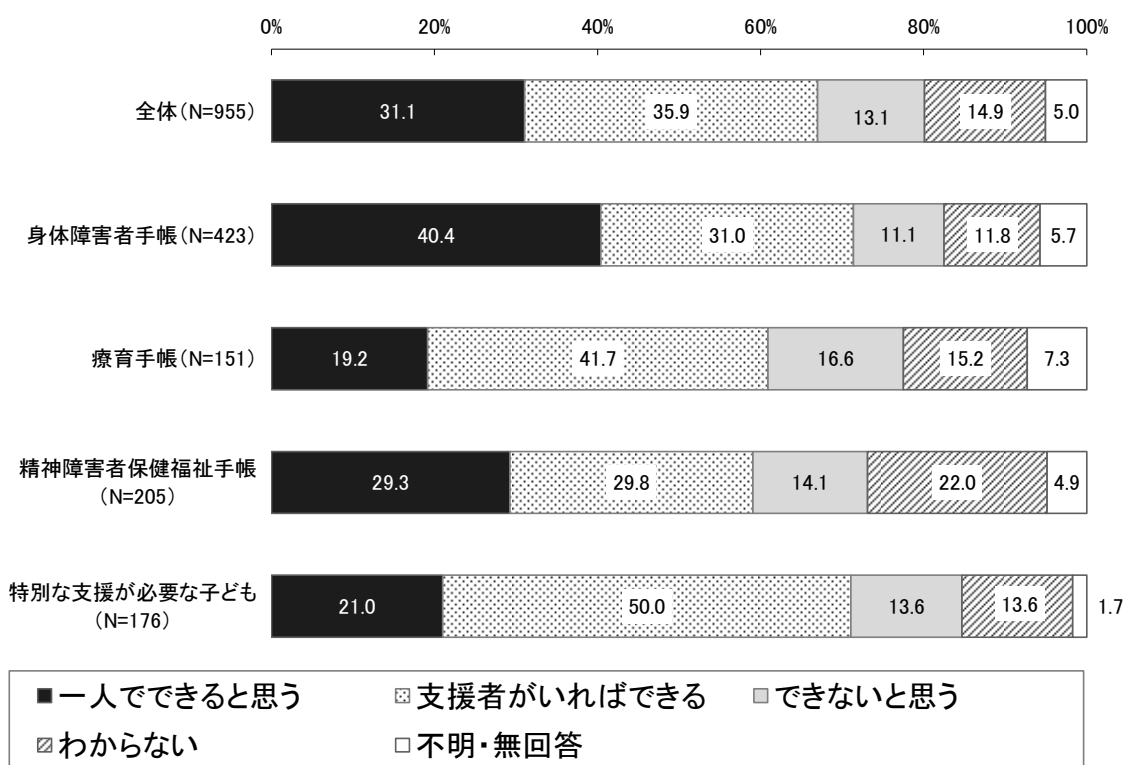


施策4-（1）防災ネットワークの構築

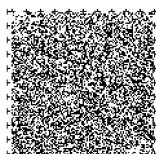
▶▶▶各種調査結果より

●アンケート調査では、「災害時に避難ができるか」は、全体では「支援者がいればできる」が4割弱、次いで「一人でできると思う」が3割強とそれぞれ高くなっている。また、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、等級が重度になるほど避難が難しいと回答する傾向が見られている。身体障害者手帳所持者では「一人でできると思う」が約4割となっているが、障がい種別にみると肢体不自由（体幹）では「一人でできると思う」が約1割と他と比べて低くなっている。

令和元年度アンケート調査結果より：「災害時に避難ができるか」（単数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



▶▶▶各種調査結果より

■災害時に避難ができるか×障がいの種別（療育手帳所持者）

上段:度数		問43 地震などの災害時に避難できますか。					
下段:%		合計	一人ででき ると思う	支援者がい ればできる	できないと 思う	わからない	不明・無回 答
問8 手帳 の等級（程 度）②療 育手帳	全体	143	27	60	23	22	11
		100.0	18.9	42.0	16.1	15.4	7.7
	A判定	61	-	35	15	5	6
		100.0	-	57.4	24.6	8.2	9.8
	B判定	37	7	16	3	10	1
		100.0	18.9	43.2	8.1	27.0	2.7
C判定	42	19	8	5	7	3	
	100.0	45.2	19.0	11.9	16.7	7.1	
不明・無回答	3	1	1	-	-	1	
	100.0	33.3	33.3	-	-	33.3	

資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

※療育手帳所持者調査の回答者 151 名の内、手帳所持に関する設問（問8）において、療育手帳を所持していると回答した 143 名を対象としたクロス集計

■災害時に避難ができるか×障がいの種別（精神障害者保健福祉手帳所持者）

上段:度数		問48 地震などの災害時に避難できますか。					
下段:%		合計	一人ででき ると思う	支援者がい ればできる	できないと 思う	わからない	不明・無回 答
問8 手帳 の等級（程 度）③精 神障害者保 健福祉手帳	全体	190	55	58	27	40	10
		100.0	28.9	30.5	14.2	21.1	5.3
	1級	26	5	9	6	4	2
		100.0	19.2	34.6	23.1	15.4	7.7
	2級	138	37	44	19	32	6
		100.0	26.8	31.9	13.8	23.2	4.3
3級	25	13	5	1	4	2	
	100.0	52.0	20.0	4.0	16.0	8.0	
不明・無回答	1	-	-	1	-	-	
	100.0	-	-	100.0	-	-	

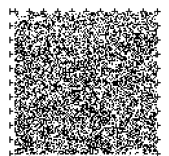
資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

※精神障害者保健福祉手帳所持者調査の回答者 205 名の内、手帳所持に関する設問（問8）において、精神障害者保健福祉手帳を所持していると回答した 190 名を対象としたクロス集計

■災害時に避難ができるか×障がいの種別（身体障害者手帳所持者）

上段:度数		問45 地震などの災害時に避難できますか。					
下段:%		合計	一人ででき ると思う	支援者がい ればできる	できない と思う	わからな い	不明・無 回答
問8 あなた の障がいは どのような 障がいです か。（障が いが重複し ている場 合は重い 方）	全体	423	171	131	47	50	24
		100.0	40.4	31.0	11.1	11.8	5.7
	視覚障がい	23	7	11	1	2	2
		100.0	30.4	47.8	4.3	8.7	8.7
	聴覚障がい・平衡機能障がい	27	13	6	3	4	1
		100.0	48.1	22.2	11.1	14.8	3.7
	音声・言語・そしゃく機能障がい	2	1	-	-	-	-
		100.0	50.0	-	50.0	-	-
	肢体不自由（上肢）	33	13	8	5	5	2
		100.0	39.4	24.2	15.2	15.2	6.1
	肢体不自由（下肢）	101	33	43	7	12	6
		100.0	32.7	42.6	6.9	11.9	5.9
肢体不自由（体幹）	38	4	15	8	7	4	
	100.0	10.5	39.5	21.1	18.4	10.5	
内部障がい（1～6以外）	149	83	35	12	16	3	
	100.0	55.7	23.5	8.1	10.7	2.0	
不明・無回答	50	17	13	10	4	6	
	100.0	34.0	26.0	20.0	8.0	12.0	

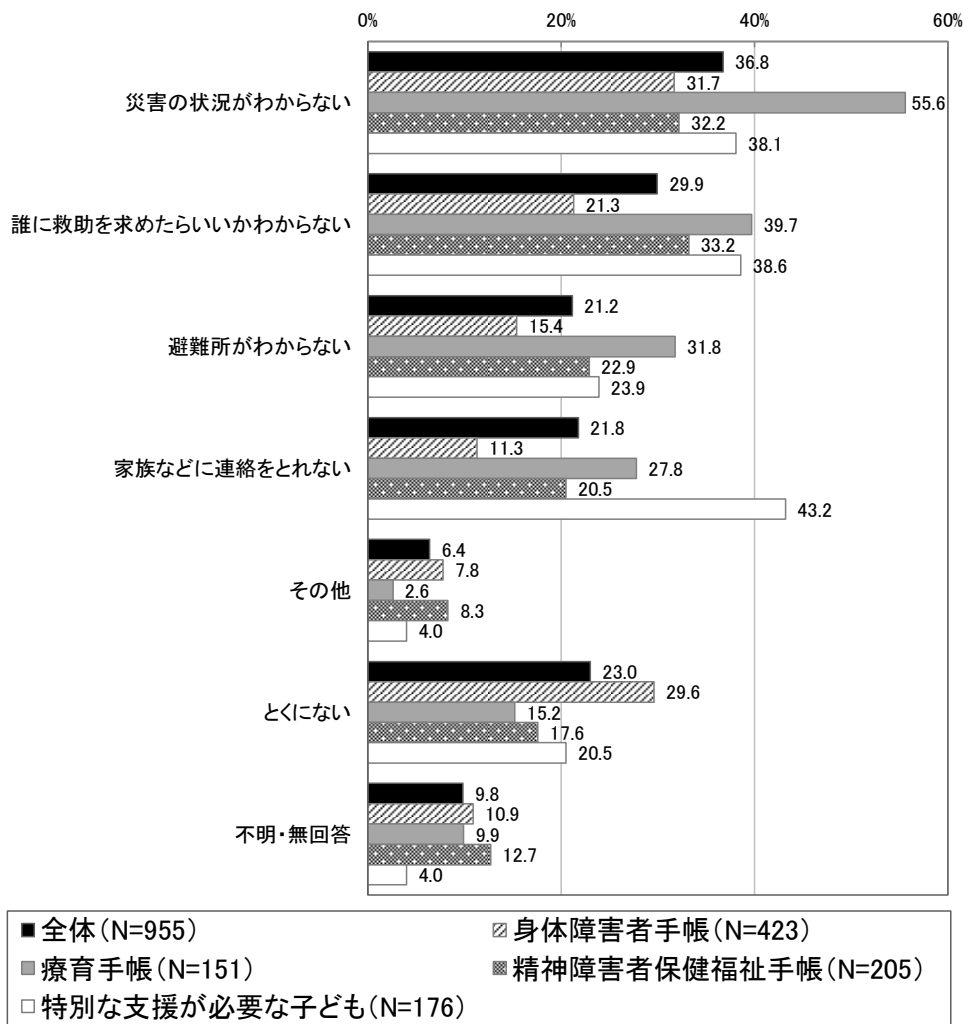
資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



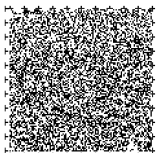
▶▶▶各種調査結果より

●アンケート調査では、「災害発生時に困と思われること」は、いずれの手帳所持者も「災害の状況がわからない」が高い傾向にあり、全体で4割弱となっており、特に療育手帳所持者では5割を超えている。次いで、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、特別な支援が必要な子どもでは、「家族などに連絡をとれない」が高くなっている。身体障害者手帳所持者の障がい種別にみると、視覚障がい、聴覚障がい・平衡機能障がいにおいて、「災害の状況がわからない」の割合が高い傾向がみられている。こうした結果を参考に、当事者の視点にたち、それぞれの障がい特性を踏まえた支援策の検討と実施が必要となっている。

令和元年度アンケート調査結果より：「災害発生時に困と思われること」（複数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書





▶▶▶各種調査結果より

■災害発生時にすぐに困ると思われること×障がいの種別（身体障害者手帳所持者）

上段:度数		問46 地震などの災害発生時にすぐに困ると思われることは何ですか。							
下段:%		合計	災害の状況がわからない	誰に救助を求めたいかわからない	避難所がわからない	家族などに連絡をとれない	その他	とくにない	不明・無回答
問8 あなたの障がいはどのような障がいですか。（障がいが重複している場合は重い方）	全体	423 100.0	134 31.7	90 21.3	65 15.4	48 11.3	33 7.8	125 29.6	46 10.9
	視覚障がい	23 100.0	12 52.2	6 26.1	4 17.4	3 13.0	1 4.3	5 21.7	3 13.0
	聴覚障がい・平衡機能障がい	27 100.0	17 63.0	7 25.9	4 14.8	6 22.2	1 3.7	6 22.2	1 3.7
	音声・言語・そしゃく機能障がい	2 100.0	-	2 100.0	-	-	-	-	-
	肢体不自由（上肢）	33 100.0	9 27.3	10 30.3	5 15.2	8 24.2	4 12.1	8 24.2	4 12.1
	肢体不自由（下肢）	101 100.0	29 28.7	22 21.8	14 13.9	8 7.9	9 8.9	29 28.7	9 8.9
	肢体不自由（体幹）	38 100.0	6 15.8	8 21.1	2 5.3	4 10.5	2 5.3	12 31.6	7 18.4
	内部障がい（1～6以外）	149 100.0	47 31.5	26 17.4	30 20.1	13 8.7	9 6.0	55 36.9	11 7.4
	不明・無回答	50 100.0	14 28.0	9 18.0	6 12.0	6 12.0	7 14.0	10 20.0	11 22.0

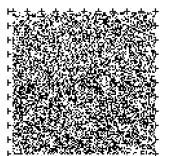
資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

- ◆地域の防災訓練等に参加しにくい。町内会ごとの地域の防災訓練に入っていくより、行政や社会福祉協議会主催の防災訓練に地域の方に参加してもらうような形を検討できないか。（団体ヒアリング）
- ◆災害時に障がいのある方が安心して避難することができる体制やマニュアルがあると良い。（団体ヒアリング）
- ◆災害時等のマニュアルがあったらほしい。（事業所ヒアリング）
- ◆災害時に避難した後、子どもたちが落ち着かないと思うので、周囲の理解を得ることができるか心配である。（団体ヒアリング）
- ◆震災が起きた時、手話対応、筆談（表記）は必須である。避難所での情報が心配。（団体ヒアリング）
- ◆火災報知機で、音だけでなく光も出るものが聴覚が使えない方には有効である。（団体ヒアリング）

■施策の内容

①緊急時の情報発信

No	事業名	主な内容	担当
67	災害知識の普及啓発	災害に関する知識の普及啓発を様々な機会を通じて実施します。	安心安全課 福祉課 長寿介護課
68	避難行動要支援者支援体制構築の推進	避難行動要支援者支援体制構築について、各地域の町内会と連携し、地域において安否確認ができる仕組みづくりを行います。	福祉課 長寿介護課

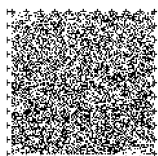


No	事業名	主な内容	担当
69	情報の伝達や救助体制づくりの推進	情報の伝達や救助体制づくりを推進し災害発生に対する準備を充実します。	福祉課 長寿介護課
70	緊急通報装置の設置（再掲）	障がい者世帯への緊急通報装置の設置の拡充を図ります。	福祉課
71	火災報知機設置補助	障がい者世帯に対する火災報知機設置に対する補助を行います。	福祉課
72	緊急時の情報発信	衣浦東部広域連合の 119 番・Eメールと Net119 ※の活用等、携帯電話等を利用した緊急時の対応について情報発信を行います。また、自然災害や火災などの情報をすみやかに提供するための多言語にも対応したメールサービス「知立市すぐメール」を運用します。	安心安全課 福祉課 衣浦東部 広域連合
73	聴覚障がい者への情報発信	ファックス等による聴覚障がい者への情報発信を支援するとともに、コミュニケーション部会を通じて災害時の情報の受け取り方について検討します。	福祉課

※Net119：音声による 119 番通報が困難な方が、携帯電話から、インターネットを使って、簡単に「119 番通報」できるシステムです。通報時は、GPS 機能による位置情報や事前に登録した情報が自動的に消防本部に送られます。通報中は、文字や写真を利用したチャット形式でやり取りできます。登録は無料です。登録時・通報時の通信料は、自己負担となります。

## ②避難行動要支援者支援制度の推進

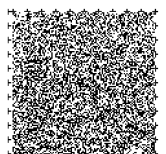
No	事業名	主な内容	担当
74	避難行動要支援者支援制度の普及啓発	リングC等の関係団体に被災時に安否確認のとれる方法を構築し、避難行動要支援者支援制度の普及啓発を行い、障がいのある人が災害時に適切な行動が取れるよう支援します。	福祉課
75	要配慮者等の避難・救出・安否確認などの警戒避難体制の構築	町内会や関係団体と連携し、要配慮者等の避難・救出・安否確認などの警戒避難体制の具体化を図ります。	福祉課 長寿介護課
76	避難行動要支援者に配慮した防災訓練	地域や企業等において避難行動要支援者に配慮し防災訓練が実施できるよう支援します。	安心安全課 福祉課 長寿介護課
77	災害時の情報提供や安否確認等の仕組みづくり	町内会や関係団体等と連携し、災害時の情報提供や安否確認などが地域で行えるよう支援します。	福祉課 長寿介護課
78	避難所のバリアフリー化	避難所のバリアフリー化や合理的配慮について引き続き体制整備を図ります。	避難所の 施設管理者



No	事業名	主な内容	担当
79	二次避難所（福祉避難所）の設置	二次避難所（福祉避難所）の運営マニュアルを関係団体の連携のもとで障がい者や保護者の視点から整備するとともに、災害協定を結ぶ福祉事業所と連携し、円滑な運営を図ります。また、新型コロナウイルス感染症に端を発する「新しい生活様式」にも配慮したマニュアルの作成に取り組みます。	安心安全課 福祉課 長寿介護課
80	防災情報の伝達体制の整備	防災ラジオ等、防災情報の伝達体制の整備を行います。	安心安全課 福祉課 長寿介護課
81	地域や企業における防災訓練の支援	地域や企業における防災訓練を支援し、避難行動要支援者に対する防災意識の高揚を図ります。	安心安全課 福祉課 長寿介護課

### ③防災活動の推進

No	事業名	主な内容	担当
82	地域における防災活動の充実	避難訓練等の実施を通して、地域における防災活動の充実を図ります。	安心安全課 福祉課 長寿介護課
83	避難所における障がい者への適切な対応	関係機関、関係各課との連携により、避難所における障がいの特性に応じた適切な対応の整備を行います。	安心安全課 福祉課
84	家具転倒防止器具取り付け（再掲）	家具転倒防止器具取り付け事業の周知と事業の推進を行います。	安心安全課



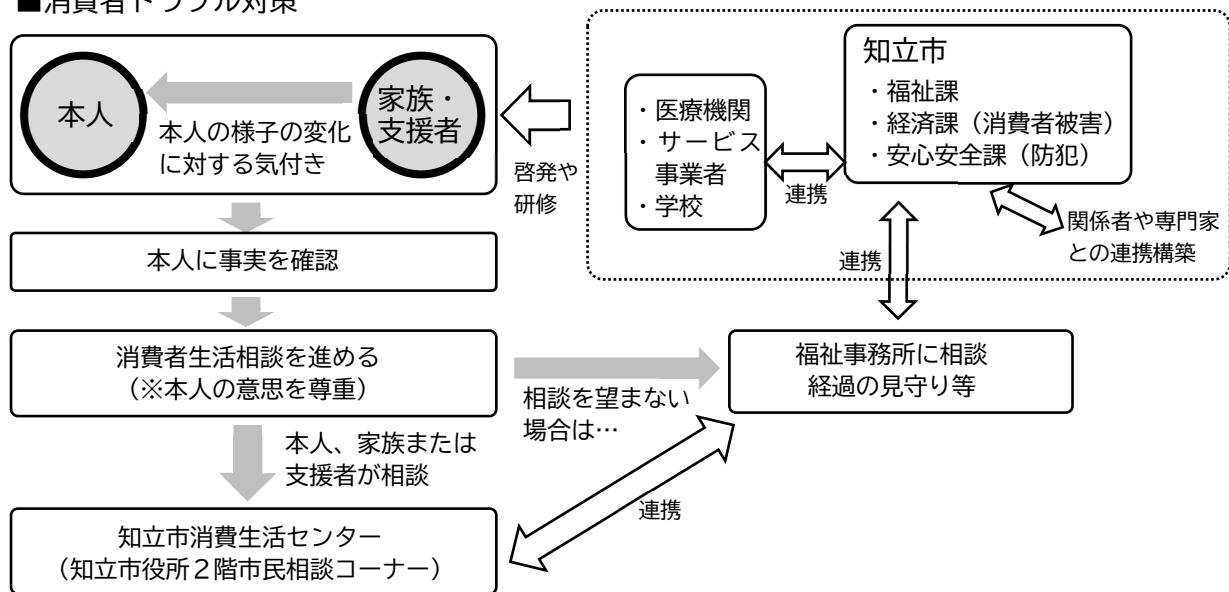
施策4-（2）防犯対策、消費者トラブルの防止及び被害からの救済

■施策の内容

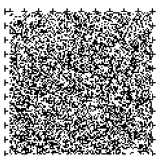
①防犯対策、消費者トラブルへの対策

No	事業名	主な内容	担当
85	警察・防犯協会などの関係団体との連携	警察や防犯協会等の関係団体との連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。	安心安全課
86	消費者被害の防止	障がい者が消費者被害に合わないよう、消費者被害防止に向けた啓発を行います。	経済課
87	障がい者理解促進のための研修会の開催	障がい者理解促進のための研修会の開催等を実施し、障がいのある人の特性に配慮した防犯対策に取り組めます。	安心安全課 福祉課

■消費者トラブル対策



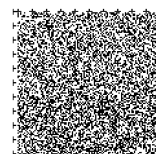
※上記図は、消費者庁「障害者の消費者トラブル 見守りガイドブック（改訂版、平成24年3月）」を参照し、知立市の独自項目を追加して作成したものです。本市で消費者トラブル対策が必要な事案が発生した際には、上記図に基づき、必要な関係機関や関係部局間の連携を通じて、解決に向けた支援を行います。



## 施策5. 療育・教育・子育て支援の充実

### ■主な現状・課題と今後の方向性

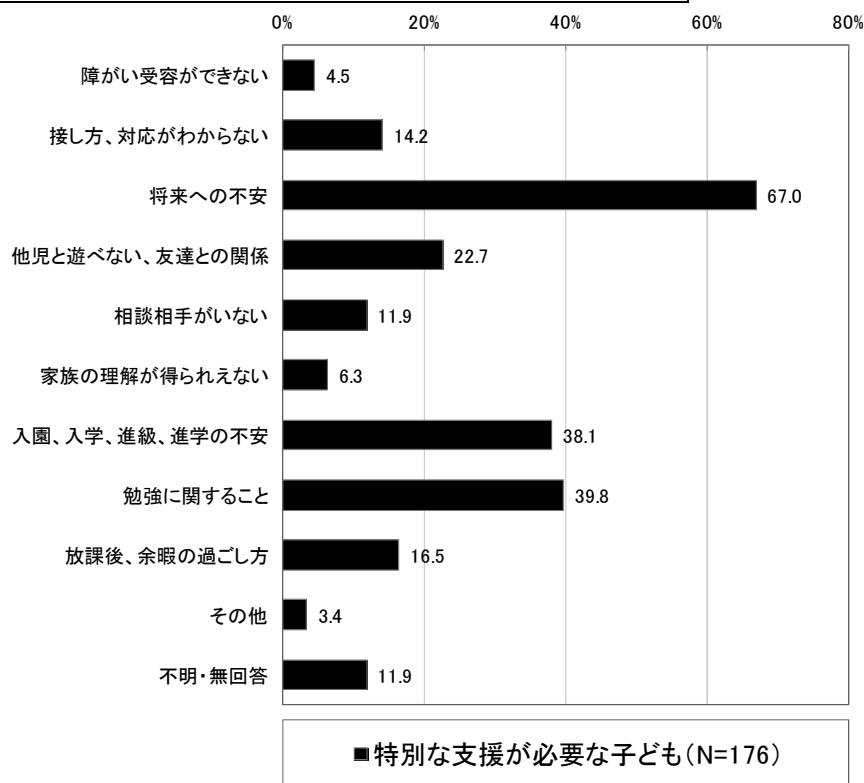
- 平成24年の「児童福祉法」改正により、障がい種別で分かれていた障がい児についてのサービス体系が一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の新しいサービスが開始され、支援体制の強化が進められています。また、平成30年に「児童福祉法」が改正され、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応するため、居宅訪問型児童発達支援や医療的ケア児への支援等が盛り込まれました。本市では放課後等デイサービスや日中一時支援の利用が増加しており、相談支援体制を拡充し、多様な関係者と連携して、質の高い適切なサービスの提供が行えるように取り組む必要があります。
  
- 支援が必要な子どもにとっては、乳幼児期から成人期までの切れ目のない一貫した支援が必要となります。本市では、各種障がい手帳の所持者に加えて、支援が必要な子どもという幅広い視点を持ち、乳幼児期から保健、福祉、教育などの関係分野が連携し、乳幼児期から成人に至るまで、成長段階に応じた必要な支援を行っています。しかし、支援が必要な子どもとその保護者を取り巻く環境は、障がいの考え方や必要なサービス及び社会資源、ライフスタイルの多様化等、様々に変化しています。今後も当事者、学校や保健分野等の関係機関、団体、事業所、専門家等との連携体制をより一層強化し、時代のニーズに応じた適切な療育の在り方の検証と実施を、関係者の連携のもとに積み重ねていくことが重要となります。



▶▶▶各種調査結果より

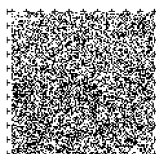
●アンケート調査では、「療育の不安について」は、「将来の不安」が約7割と最も高く、次いで「勉強に関すること」、「入園、入学、進級、進学不安」が約4割となっている。一方で「障がいの受容ができない」「家族の理解が得られない」は1割未満と低くなっている。

令和元年度アンケート調査結果より：「療育の不安について」（複数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

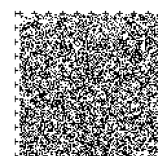
- ◆ 進歩しているが個別のプラン、支給量の状況等、新たな課題も出てくると思う。（事業所ヒアリング）
- ◆ サービスが増えたことで、親が子どもと接する時間が減り、その子の特性を理解できなくなり、入学や就職の節目等で親が判断しなければいけない時に困るのではないかと不安を感じる。（団体ヒアリング）
- ◆ 学校、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、相談支援事業所等と情報の共有を図り、療育における支援方針の一本化が必要である。（事業所ヒアリング）
- ◆ 親が自分だけで子どもをみる時代ではなくなってきている。子どもをみることをさける親もいる。親の意識及び療育能力がサービスを多く利用するために低下していると感じる。今後は障がい者相談支援事業の力量がとわれるようになる。（事業所ヒアリング）
- ◆ 未熟児で生まれた子どもが、病院から保健センターへ、更に子育て支援センターへとつながっていくことを強調してほしい。（団体ヒアリング）



■施策の内容

①療育体制を強化する仕組みづくり

No	事業名	主な内容	担当
88	関係団体との連携 (★)	関係団体と連携し、知立市立ひまわり園（児童発達支援センター）や児童発達支援事業所との連携を図るとともに、必要な支援や連携体制の検討を行います。また、療育における知立市の方向性を関係者間で検討、共有し、療育支援の体制を強化します。	子ども課



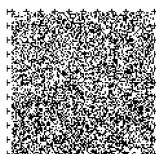
▶▶▶各種調査結果より	
◆	障がいを持つ子どもについては、保護者の余裕も大事である。親の精神状態をどう良好に保つかが大切である。(団体ヒアリング)
◆	面談時においても児童を見守ってくれる方がいるといい。(団体ヒアリング)
◆	「サポートブック」(我が子がどういうことが得意で、どういうことが苦手かを)座談会で作成していく。(団体ヒアリング)
◆	緑のファイル(「個別の(教育)支援計画ファイル」)※は、乳幼児期の部分が少ない。母子の愛着関係の構築は10歳頃までなので、子どもを知るためのツールとして緑のファイルの乳幼児版サポートブックをつくる。(団体ヒアリング)
◆	「子どもの発達に関するライフステージごとの課題と支援機関」の知立市版を作成してほしい。(団体ヒアリング)

※緑のファイル：緑のファイル(「個別の(教育)支援計画ファイル」)には、お子さんの状況や、目標、相談記録、取組みに対する評価などを記入し、綴っていきます。医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関に相談に行く際には、このファイルを持参します。各機関は、このファイルを参考にして、これまでのお子さんのあゆみや、支援の状況、保護者の特別な教育的ニーズをすぐに把握でき、より適切で連携のとれた支援を行うことができます。生涯にわたって記録・保存・共有し、適切な支援をめざすための道具(ツール)です。

■施策の内容

①統合保育の推進

No	事業名	主な内容	担当
89	統合保育事業	保育所において、軽・中度の障がいがある子どもを受け入れ、障がいのない子どもと一緒に保育する統合保育を実施します。よりよい保育を提供するため、他機関の受け入れ等、事業の拡充を検討します。	子ども課
90	保育所等入所検討会(★)	関係者の連携による検討会を開催し、適切な保育所等への入所につなげます。	子ども課
91	保健師巡回指導事業	中央子育て支援センターを拠点として、保健師が各保育所等を巡回し、乳児の離乳食面接や子どもの健康相談、障がいのある子どもの対応についてのアドバイスなど、乳幼児への適切な指導を行います。	子ども課
92	保育所等訪問支援事業(★)	保育所等訪問支援事業を通じて、保育所等の集団生活の移行時に生じる不安等の軽減を図ります。	子ども課



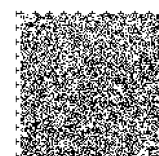


## ②障がい児通園施設の整備

No	事業名	主な内容	担当
93	親子通所療育事業 (ひまわりルーム)	心身の発達に支援が必要な子どものための療育の場として、親子通所療育事業(ひまわりルーム)を実施します。指導方法の研究や指導者の育成等、療育事業の充実を図るとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。	子ども課

## ③親子分離療育事業

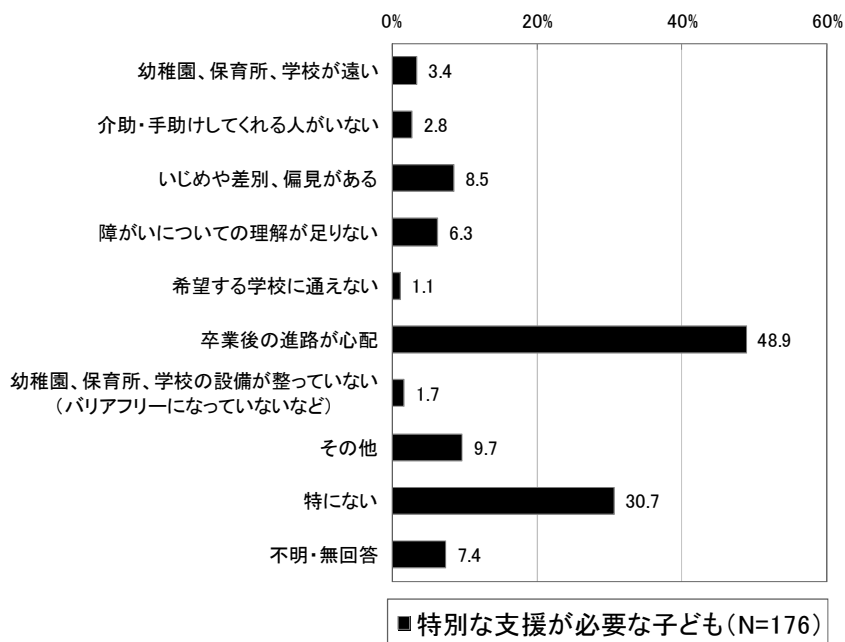
No	事業名	主な内容	担当
94	児童発達支援センター (知立市立ひまわり園)	市内在住の心身障がい児を受け入れ、日常生活における生活動作や知識技術、コミュニケーション・社会性の力を身につけ、集団生活・社会生活に適應できるように支援を行います。 保育所等訪問支援事業では、専門職(訪問支援員)が地域の保育所等に訪問し、子どもの発達の特性や、配慮する点について担当職員と相談し、より良い生活が送れるよう適切な支援につなげます。	子ども課



▶▶▶各種調査結果より

- アンケート調査では、「幼稚園、保育所、学校生活で困っていること」は、「卒業後の進路が心配」が全体で約5割と最も高くなっている。

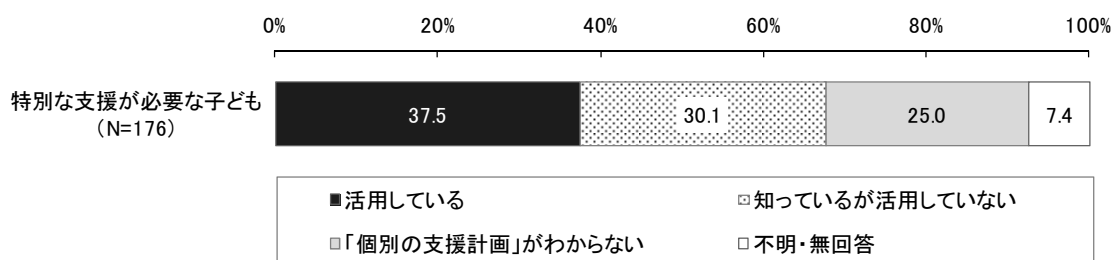
令和元年度アンケート調査結果より：「幼稚園、保育所、学校生活で困っていること」（複数回答）



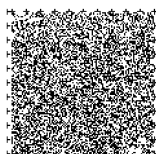
資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

- アンケート調査では、「個別の支援計画」（緑のファイル）の活用について」は、「活用している」が約4割と最も高く、次いで「知っているが活用していない」が約3割となっている。

令和元年度アンケート調査結果より：「個別の支援計画」（緑のファイル）の活用について」（複数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



▶▶▶各種調査結果より

- ◆以前に比べて充実してきているが、就学前（小学校に上がる前が一番不安）に、手帳、加配がついている子等には、一律で説明会を開く等の機会により、情報の共有ができればよい。（団体ヒアリング）
- ◆普通級でもやっていけるような子でも、何らかの理由で支援級になる場合、他の子たちと必要以上に差ができてしまう。先生方の配員的に難しいと思うが、もう少し一人ひとりに合った対応等をしていただけると良い。（団体ヒアリング）
- ◆小中学校を支援級で過ごした児童の進学先（高校等）についての情報が不足しているのではないか。保護者からの問い合わせや相談が多い。（事業所ヒアリング）
- ◆学校で保管している緑のファイルの書き方及び活用の仕方について、保護者への説明会を実施してほしい（5歳児検診を実施し、その際に合わせて実施してはどうか）。また、知立市は教育支援計画と緑のファイルの2つがあるので、一つにしてはどうか（安城特別支援学校は一本化されている）。（団体ヒアリング）

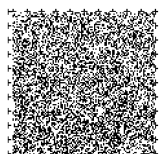
■施策の内容

①教育相談の充実

No	事業名	主な内容	担当
95	特別支援教育の充実	障がいのある子どもの教育の充実を図るため、設置基準に応じて小中学校へ特別支援学級の設置を図り、学校における特別支援教育を推進します。また、学校と連携し、特別支援学級を適切に配置します。	学校教育課
96	就学指導の充実	障がいのある子どもの教育条件の改善に向けて、就学援助事業の充実を図るとともに、就学指導体制の充実を図ります。また、学校や幼稚園、保育所と連携を密にし、よりよい就学指導について検討を行い、さらなる充実を図ります。	学校教育課
97	各教育機関等の専門家の協力	各教育機関等の専門家の協力による相談を充実させ、各校に教育相談の開催情報の周知を行います。	学校教育課

②個別教育的ニーズの把握

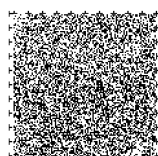
No	事業名	主な内容	担当
98	支援計画の作成	個別懇談や家庭訪問等を通じて、個別の教育的ニーズを把握し、支援計画を作成します。	学校教育課



No	事業名	主な内容	担当
99	特別支援教育連携協議会の設置	「特別支援教育連携協議会」において、障がいのある子どもやその保護者等の多様なニーズに応えるため、教育・福祉・医療等が一体となって、就学前から中学校卒業以降にわたって一貫して支援を行う方法を検討し、個別の支援計画を策定します。保護者向け教育支援ハンドブックや発達障がいの啓発リーフレットの作成に努めます。また、社会的な課題となっている不登校についても、支援が必要な子どもの視点でとらえ、「不登校いじめ未然防止対策協議会」との意見交換等を通じて、支援方策の検証を行います。	学校教育課

### ③特別支援教育の推進

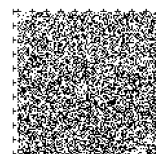
No	事業名	主な内容	担当
100	通級指導教室	発達障がいなどのある児童生徒に対し、心身の障がいに応じた適切な指導を行うため、通級指導教室を実施します。通級担当教員と学級担任等との連携を円滑に行うための体制づくりに努めます。	学校教育課
101	就学指導の充実 (再掲)	障がいのある子どもの教育条件の改善に向けて、就学援助事業の充実を図るとともに、就学指導体制の充実を図ります。学校や幼稚園、保育所と連携を密にし、よりよい就学指導について検討を行い、さらなる充実を図ります。	学校教育課
102	特別支援学校等の多様な交流活動	特別支援学校（安城特別支援学校・刈谷特別支援学校等）と市内特別支援学級及び特別支援学級や通常学級との交流活動を実施します。	学校教育課



No	事業名	主な内容	担当
103	特別支援教育連携協議会の設置（再掲）	「特別支援教育連携協議会」において、障がいのある子どもやその保護者等の多様なニーズに応えるため、教育・福祉・医療等が一体となって、就学前から中学校卒業以降にわたって一貫して支援を行う方法を検討し、個別の支援計画を策定します。また、保護者向け教育支援ハンドブックや発達障がいの啓発リーフレットの作成に努めます。 また、社会的な課題となっている不登校についても、支援が必要な子どもの視点でとらえ、「不登校いじめ未然防止対策協議会」との意見交換等を通じて、支援方策の検証を行います。	学校教育課
104	個別の教育的ニーズに応じた教育支援	「個別の支援計画（緑のファイル）」の活用により、個別の教育的ニーズに応じた教育的支援を行います。	学校教育課
105	職場体験、体験入学等の実施	校内行事や合同行事を通じて、職場体験、体験入学等を実施します。	学校教育課
106	卒業後のアフターケア	卒業生との交流学級・交流事業等の開催や、「特別支援教育連携協議会」との連携を通じて、卒業後のアフターケアの強化を図ります。	学校教育課
107	特別支援教育の具体的な内容の研究	福祉の里のボランティア体験活動等の具体的な取組を通じて、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課

#### ④障がいについての理解の促進

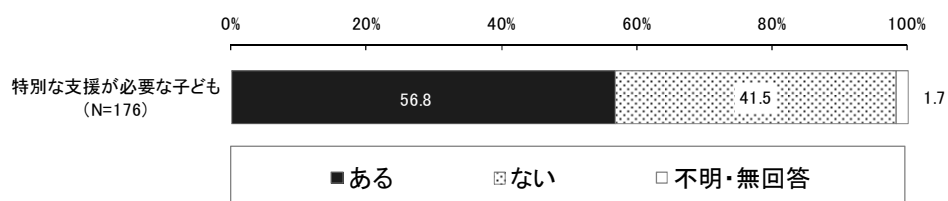
No	事業名	主な内容	担当
108	特別支援学校の作品紹介	学校行事等を通じて、市内在住で特別支援学校に在籍する児童生徒の作品の紹介を行います。	学校教育課
109	通常学級等との行事交流、異年齢活動	校内行事や合同行事を通じて、通常学級等との行事交流、異年齢活動を積極的に行います。	学校教育課
110	教科や総合的な学習の時間での交流活動	教科や総合的な学習の時間での交流活動の充実を図ります。	学校教育課
111	ボランティア・市民活動などの体験活動	ボランティア・市民活動などの体験活動の拡充に努めます。	社会福祉協議会



▶▶▶各種調査結果より

- アンケート調査では、「発達障がいの診断について」は、「ある」が約6割となっている。発達障がいの早期発見・早期支援につなげる取組みが必要である。

令和元年度アンケート調査結果より：「発達障がいの診断について」（単数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

- ◆1歳6か月検診や3歳児検診時において、待ち時間が長いときに、発達障がい児において保護者が見守ることが難しい。そのときに、手伝ってくれる方がいるといい。（団体ヒアリング）
- ◆学校における特別支援教育について、現在発達障がい児療育の主流になっている「TERCCH※」「PECS※」「ABA※」等についての理解を進めてほしい。（事業所ヒアリング）

※TERCCH（ティーチ）：Treatment and Education of Autistic and Related Communication handicapped Childrenの略。自閉症及び関連するコミュニケーション障がいを抱える子どもたちのための治療と教育という意味。

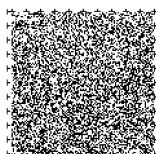
※PECS（ペクス）：Picture Exchange Communication Systemの略。絵カード交換式コミュニケーションシステムといい、自閉症等によりコミュニケーションに課題を持つ子どもや成人が、絵カードを使い、自発的なコミュニケーションが取れるように教えていくもの。

※ABA（エービーイー）：Applied Behavior Analysisの略。応用行動分析という。行動の前後を分析して、行動する前と後に効果的な対応を行うことで、問題行動を解消する発達障がい等における療育方法。

■施策の内容

①発達障がいの早期発見・早期支援

No	事業名	主な内容	担当
112	発達障がいの早期発見・早期支援のための相談窓口	発達障がいの早期発見・早期支援のため、相談窓口の充実を図ります。	福祉課 子ども課 健康増進課
113	療育相談・発達検査（再掲）	子どもの心身の発達の程度を調べる発達検査を行うとともに療育相談を行います。臨床心理士等の心理相談員による保育士等への療育指導を行います。心理相談員がそれぞれの専門性を生かして相談業務を行うことができる体制を整備します。	子ども課



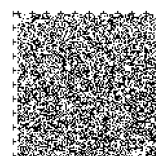
No	事業名	主な内容	担当
114	保育、教育や母子保健等、関係職員の専門性の向上	保育、教育や母子保健等、関係職員の専門性の向上に努めます。	福祉課 子ども課 健康増進課 学校教育課

### ②関係機関の連携の促進

No	事業名	主な内容	担当
115	関係機関や団体の連携体制	ケース会議の開催等を通じて、関係機関や団体の連携体制の強化に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
116	特別な支援が必要な児童・生徒の長期援助のためのシステムの構築(★)	集団への適応が難しい児童・生徒の長期援助のためのシステムの構築に向けて福祉課、子ども課、健康増進課、学校教育課の調整会議をすすめます。	福祉課 子ども課 健康増進課 学校教育課
117	県や広域の専門機関との連携	県や広域の専門機関、近隣自治体との連携を強化します。	福祉課 子ども課

### ③通級指導教室の充実

No	事業名	主な内容	担当
118	通級指導教室の職員増員の要望と市単独の増員	発達障がいのある児童・生徒に対して心身の障がいに応じた特別な指導を行うための通級指導教室について、需要の拡大に対応するため、引き続き県へ教員の増員を要望するとともに、市単独の増員についても検討します。	学校教育課

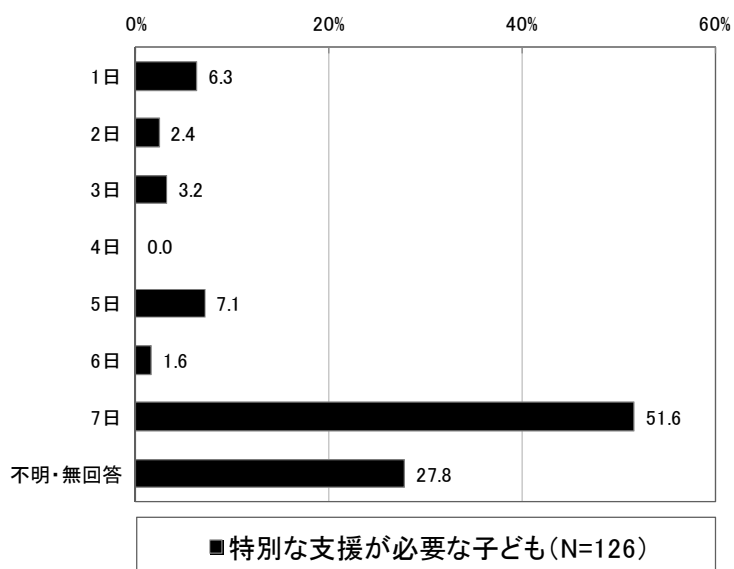


## 施策5-（5）休日や放課後の生活の充実

### ▶▶各種調査結果より

- アンケート調査では、「子どもの支援に必要な1週間当たりの日数」は、「7日」が約5割と最も高くなっており、約半数の保護者が毎日の支援が必要と回答している。

令和元年度アンケート調査結果より：「子どもの支援に必要な1週間当たりの日数」（複数回答）



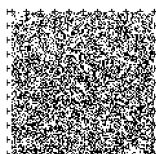
資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

- ◆放課後等デイサービスと日中一時支援を活用し、ほとんど毎日子どもを預けている保護者もいる。それぞれの事情もあると思うが、子どもと触れ合う時間があまり少ないのも心配である。また、社会参加の機会等、別の形での休日の過ごし方の選択肢もあればよい。（事業所ヒアリング）

### ■施策の内容

#### ①休日や放課後の生活の充実

No	事業名	主な内容	担当
119	障がい者（児）の休日や放課後の居場所づくり	子育て支援サービス等の適切な提供を行い、障がい者（児）の休日や放課後の居場所づくりを行います。	福祉課





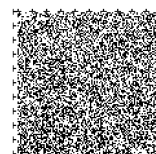
## 施策6. 雇用・就労の促進

### ■主な現状・課題と今後の方向性

○平成28年に施行された「改正障害者雇用促進法」では、雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止や障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たにうたわれています。障がいのある人と障がいのない人との均等な機会や待遇の確保が必要となるとともに、障がいのある人が自己の能力を有効に発揮できる職場環境の整備が重要となります。また、平成30年より障がいのある人の法定雇用率が引き上げられるとともに、精神障がいのある人が法定雇用率の対象となりました。さらに、令和3年3月1日から障がいのある人の雇用率が、民間企業は2.2%から2.3%に、国、地方公共団体等は2.5%から2.6%に、都道府県等の教育委員会は2.4%から2.5%に引き上げとなります。

○知立市役所における障がい者雇用率は、2.5%となっています（令和2年6月1日現在、知立市教育委員会を含む）。令和2年4月に策定した「知立市障害者活躍推進計画」に基づき、引き続き障がいのある人の雇用の確保及び定着を図ります。

○本市では、障がいのある人の一般就労及び福祉的就労の促進に向けて、ハローワークや商工会、団体、就労支援事業所等の関係者が連携した生活関連部会Ⅲ（令和3年度より、「ワーキング部会」へ移行）を開催し、障がい者雇用の促進と関係者の連携強化や障がい者雇用に関する説明会の開催等に取り組んできました。最近では、新型コロナウイルス感染症の影響による求人倍率の低下や企業の倒産等が発生しており、就労の機会の減少が懸念される一方で、テレワークの普及等による働き方の多様化が進展する兆しもみられています。今後も雇用に関する社会的動向や地域企業の状況を踏まえて、関係機関、団体、企業等との連携をより一層拡充し、時流に即した障がい者雇用の促進について継続的に検証していく必要があります。



▶▶▶各種調査結果より

●アンケート調査では、「障がい者雇用で必要な配慮」は、当事者調査では「休暇を取りやすくする等休養への配慮」が身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者が約3割、精神障害者保健福祉手帳所持者では約4割で最も高くなっている。一方で、市内事業所調査では「業務遂行を援助するものの配置」が身体障がい者（視覚）、身体障がい者（聴覚）、身体障がい者（肢体不自由等）、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者とも約3割で最も高くなっている。また、障がい種別ごとにも当事者と事業所の意見に差異がみられており、それぞれの意見の違いを理解し、雇用の促進につなげていく必要がある。

令和元年度アンケート調査結果より：「障がい者雇用で必要な配慮」（複数回答）

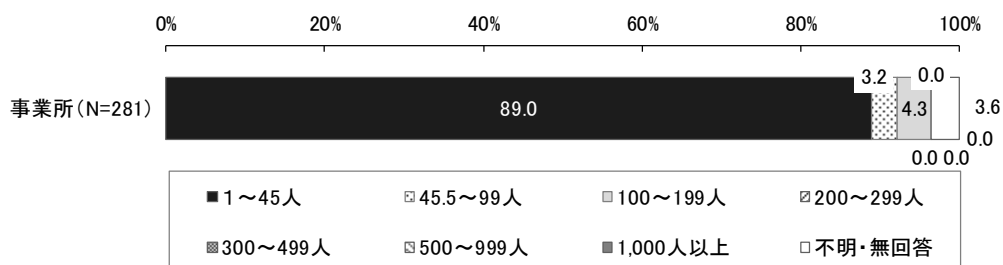
(単位：%)

	当事者調査			事業所調査(N=281)					
	身体障害者手帳所持者(N=100)	療育手帳所持者(N=74)	精神障害者保健福祉手帳所持者(N=58)	身体障がい者(視覚)	身体障がい者(聴覚)	身体障がい者(肢体不自由等)	知的障がい者	精神障がい者	発達障がい者
1 短時間勤務等勤務時間の配慮	23.0	8.1	25.9	14.9	15.3	20.3	22.4	21.7	19.2
2 休暇を取得しやすくする等休養への配慮	31.0	31.1	39.7	8.2	8.9	12.1	12.1	15.7	11.4
3 配置転換等人事管理面についての配慮	21.0	10.8	17.2	13.5	14.2	14.9	15.3	16.4	14.2
4 通院・服薬管理等雇用管理上の配慮	17.0	8.1	22.4	9.3	7.8	12.8	8.9	16.0	9.6
5 駐車場、住宅の確保等通勤への配慮	22.0	5.4	17.2	14.9	7.1	15.3	6.0	5.7	4.3
6 職場内での健康管理等の相談支援体制の確保	9.0	17.6	19.0	5.7	6.0	10.0	7.8	8.9	7.1
7 雇用管理に関するマニュアル等の整備	5.0	2.7	3.4	16.0	17.1	17.1	21.4	19.2	19.6
8 職場での移動や作業を容易にする施設・設備・機器の改善	13.0	6.8	6.9	23.8	18.5	26.3	12.1	9.6	9.6
9 工程の単純化等職務内容の配慮	2.0	10.8	12.1	15.3	13.5	15.3	26.0	16.4	20.3
10 手話通訳の配置等コミュニケーション手段への配慮	6.0	2.7	1.7	9.6	31.0	3.9	5.0	5.0	5.3
11 業務遂行を援助する者の配置	3.0	18.9	5.2	31.3	26.7	29.2	32.7	30.2	30.2
12 職業生活に関する相談員の配置・委嘱	6.0	14.9	12.1	6.0	6.0	6.0	7.8	7.5	8.5
13 職業以外談を含めた生活全般に関する相支援体制の確保	6.0	13.5	8.6	3.9	3.2	5.3	6.4	6.8	8.2
14 研修・職業訓練等能力開発機会の提供	2.0	5.4	5.2	10.7	10.3	9.6	11.0	8.9	10.7
15 職場復帰のための訓練機会の提供	5.0	4.1	5.2	4.3	3.6	4.3	4.6	5.3	5.7
16 関係機関等外部機関との連携支援体制の確保	1.0	6.8	6.9	11.7	11.7	10.7	16.4	15.7	14.9
17 不明・無回答	29.0	31.1	13.8	38.8	37.4	36.3	34.9	37.0	38.4

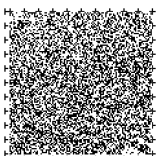
資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

●アンケート調査では、「事業所の従業員数」は、「1～45人」が約9割となっており、こうした本市の事業所の特性を踏まえた雇用促進対策が必要となる。

令和元年度アンケート調査結果より：「事業所の従業員数」（単数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



▶▶▶各種調査結果より

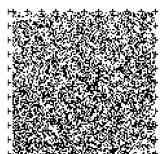
- ◆就労先の理解が必要である。(団体ヒアリング)
- ◆福祉的就労は増えたが一般就労は少ないので、企業への働きかけを増やしていく必要がある。(団体ヒアリング)
- ◆市内企業でも仕事は切り出せる。まず、企業の方の心を打つ。相手は判断ができる立場の人(社長)がよい。(団体ヒアリング)
- ◆放課後デイサービスの事業所で、就労した子どもたちと継続してかかわっている。その子の特性を分かった人が就労後も継続して相談できればよい。(団体ヒアリング)

■施策の内容

①雇用の拡大

No	事業名	主な内容	担当
120	ワーキング部会の設置(★)	ワーキング部会を設置し、関係者間の連携を強化するとともに、障がい者の一般就労の支援体制の構築に取り組めます。また、働き方の多様化が進展する中、障がい者のそれぞれの特性に応じた就労形態の在り方についても、企業等との連携の中で検証を行います。	福祉課
121	公共職業安定所との連携	公共職業安定所との連携による人材募集情報の提供や職業相談を行うとともに、各関係機関と連携した個別支援への対応を行います。	福祉課
122	事業所における施設のバリアフリー化やジョブコーチ制度等の導入	事業所等における施設のバリアフリー化やジョブコーチ制度※等の導入の働きかけを継続します。	福祉課
123	民間企業への法定雇用率の周知	公共職業安定所や商工会と連携し、障がい者の法定雇用率について民間企業への周知を図ります。	福祉課
124	授産製品の購入等による雇用機会の拡大	授産製品の購入や市役所業務の障がい者団体等への委託等を通じて、雇用機会の拡大を図ります。	福祉課

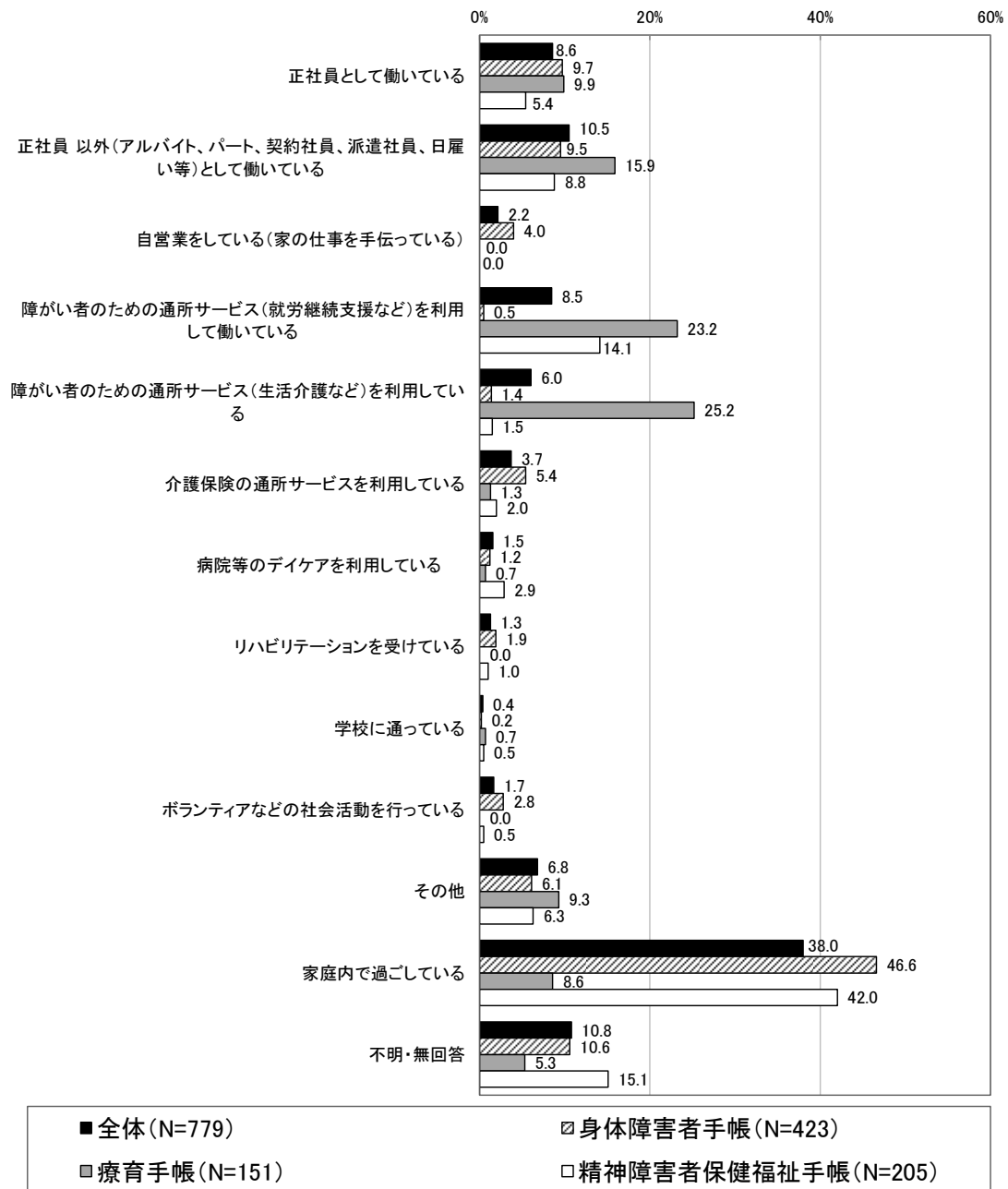
※ジョブコーチ制度：職場適応援助者支援事業。障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図る。



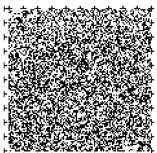
▶▶▶各種調査結果より

●アンケート調査では、「日中の過ごし方や仕事について」は、全体では「家庭内で過ごしている」が最も高く、次いで「正社員 以外（アルバイト、パート、契約社員、派遣社員、日雇い等）として働いている」となっているが、療育手帳所持者では「障がい者のための通所サービス（生活介護など）を利用している」が最も高く、次いで「障がい者のための通所サービス（就労継続支援など）を利用して働いている」となっており、日中の活動場所としての福祉的就労の役割が重要となる。

令和元年度アンケート調査結果より：「日中の過ごし方や仕事について」（複数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



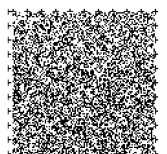
▶▶▶各種調査結果より

◆福祉的就労については、なかなか本人に合った場所を選べないのが現状である。市内の企業就労の取組みが始まったということなので、それについても知る機会があるとよい。(団体ヒアリング)

■施策の内容

①福祉的就労の確保

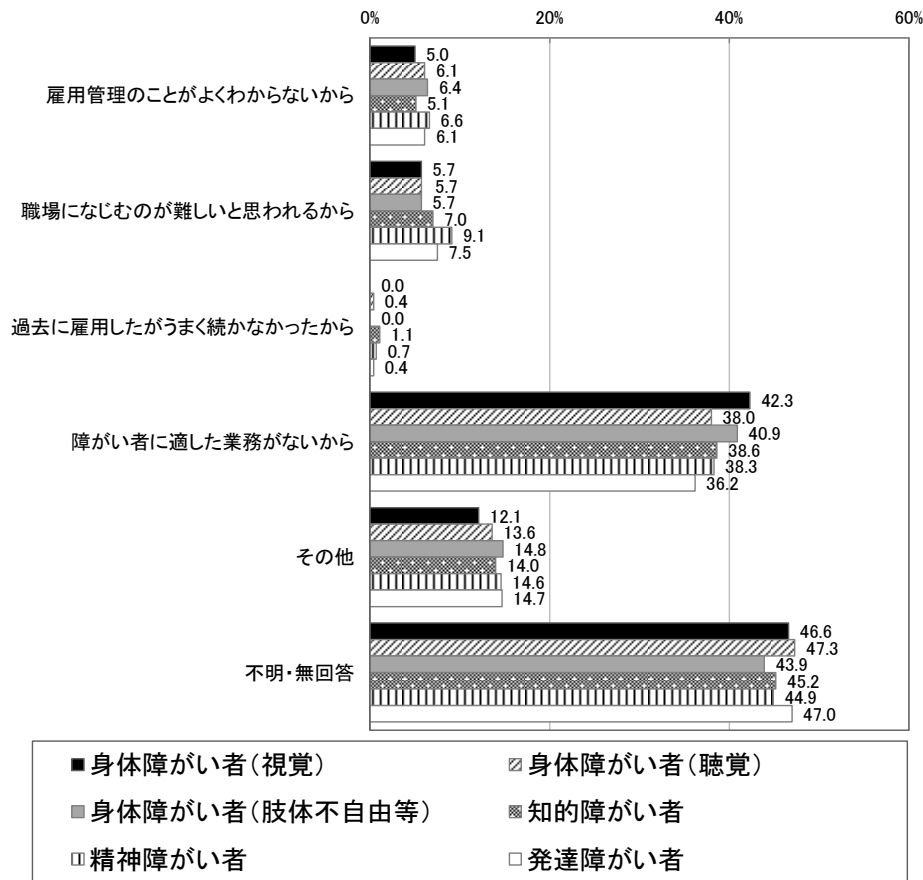
No	事業名	主な内容	担当
125	かとれあワークスの運営	地域活動支援センターとして、かとれあワークスの運営を継続します。	福祉課
126	市内障がい者施設に対する啓発物品作成等の仕事の提供	市内にある障がい者施設に対して、啓発物品作成等の仕事の提供を継続します。	福祉課
127	「障がい者優先調達法」に基づく福祉施設からの製品等の購入	「障害者優先調達推進法」に基づき、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画をつくり、毎年実績の公表を行います。	福祉課
128	農業分野での障がい者の就労支援(★)	障がい者の多様な一般就労の機会を創出するため、農業分野での障がい者の就労支援を行います。	福祉課 経済課



▶▶▶各種調査結果より

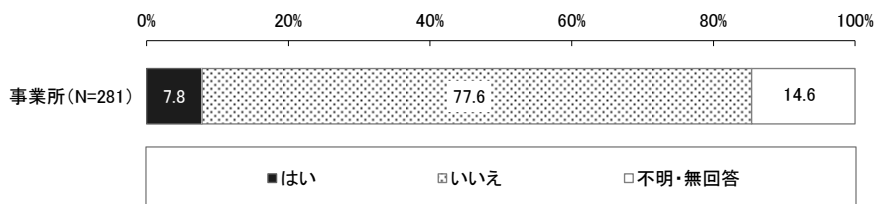
●アンケート調査では、「障がい者を雇用していない理由（事業所の回答）」は、いずれも「障がい者に適した業務がないから」が最も高く、身体障がい者（視覚）、身体障がい者（聴覚）、身体障がい者（肢体不自由等）、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者それぞれについて、約4割の回答となっている。また、「障がい者雇用に関する勉強会やマッチングへの参加希望」については、「はい」が1割弱と少数となっており、関係機関と連携した企業の参加促進とともに、関心のある1割弱の企業に対して、関係機関と連携した積極的なアプローチが重要となる。

令和元年度アンケート調査結果より：「障がい者を雇用していない理由（事業所の回答）」（複数回答）

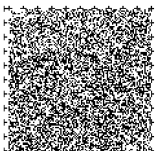


資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

令和元年度アンケート調査結果より：「障がい者雇用に関する勉強会やマッチングの参加希望」（単数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



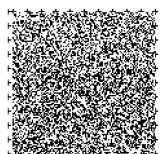
▶▶▶各種調査結果より

- ◆障がい者雇用に前向きな地域の中小企業との障がい者雇用のマッチングの機会がほしい。(事業所ヒアリング)
- ◆精神障がいのある方は就職後に継続することが難しい場合が多いので、ジョブコーチ等の会社と障がい者との連絡調整ができる相談支援があると良いと思う。(団体ヒアリング)
- ◆企業は案外障がい者雇用の現状を知らないなので、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、JC等の会合の際に、障がい者就労の現状と企業に向けた期待を紹介してほしい。(事業所ヒアリング)
- ◆地元での一般就労の受け入れ先が少ないため、商工会との連携、インターンシップの受け入れが必要。(事業所ヒアリング)

■施策の内容

①就労における相談支援

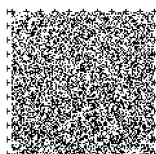
No	事業名	主な内容	担当
129	障がい者と企業のマッチング事業(★)	商工会とハローワーク等の関係機関の連携を通じて、障がい者と企業のマッチングを行います。	福祉課
130	一般就労相談の支援	障がい者の企業就労等の相談支援について、「障害者就業・生活支援センター(西三河南部西圏域)」や関係機関と連携し、障がいのある人の企業での就労を支援します。	福祉課



## 施策7. 保健・医療の充実

### ■主な現状・課題と今後の方向性

- 様々な障がいの早期発見や早期医療の対応につなげる保健事業の充実とともに、障がいの軽減や重度化・重複化等を防止するため、医療機関等と連携した適切な医療やリハビリテーションの提供も大切となります。本市では保健センターを中心に、各種事業の推進に取り組んでいます。
  
- 市町村障害福祉計画（第5期）・市町村障害児福祉計画（第1期）において、新たに精神障がいのある人の地域移行促進と、医療的ケアを必要とする子どもへの支援が位置づけられました。また、平成29年には「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告において、精神障がい者の一層の地域移行を進めるという観点から、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念として明確にされました。本市では、関係団体との連携による「こころの健康支援ネットワーク会議」を開催し、精神障がいについての連携強化や情報共有、各種取組みの検討を行ってきました。今後は「こころの健康支援ネットワーク会議」を通じて、本市の「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築についての検討を行っていきます。
  
- 平成25年の「障害者総合支援法」の制定・一部施行により、難病を有する人も障がい福祉サービス等の利用対象者となりました。難病患者の適切な療養や生活の質が確保されるよう、在宅療養についてのケアマネジメント機能を、保健、医療、福祉等の関係機関・団体等と連携して構築することが必要となります。

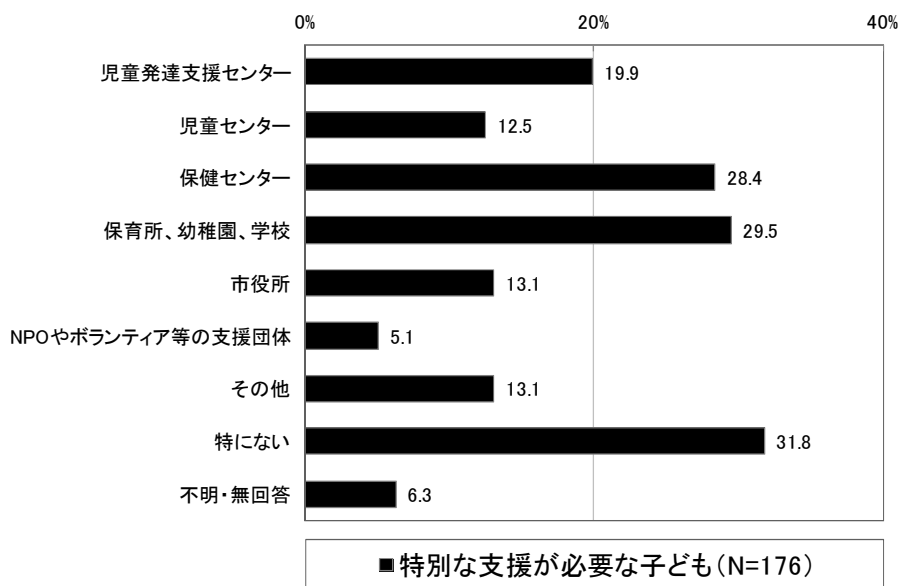




▶▶▶各種調査結果より

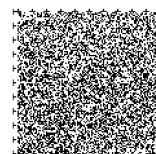
●アンケート調査では、「育児不安についての相談窓口の利用」は、「特にない」「保育所、幼稚園、学校」「保健センター」がそれぞれ約3割と高くなっているが、それぞれの関係機関が連携した、一体的な支援が重要となる。

令和元年度アンケート調査結果より：「育児不安についての相談窓口の利用」（複数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

- ◆発達状況の指摘しかないケースが多いので、健診のアプローチが難しい。「何ができるか」について、前向きな問いかけができればよい。（団体ヒアリング）
- ◆「様子をみましょう」等のオブラートに包んだような言い方ではなく、早期に親が障がいに気づけるよう、サポートしてほしい。（団体ヒアリング）
- ◆場や窓口はできたが、能力を伸ばす環境や、やり取りには至っていないのではないかと。（団体ヒアリング）
- ◆保護者の受容サポートと障がいの早期発見や療育の体制づくりが必要である。（事業所ヒアリング）
- ◆保育所で保健センターからの情報を保護者に開示できない、保育所等から学校への連携が悪い。（団体ヒアリング）
- ◆ひまわりルームに通っている保護者が、我が子の障がいを受け入れることができない。（団体ヒアリング）



## ■施策の内容

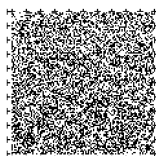
### ①乳幼児に対する育児支援体制の充実

No	事業名	主な内容	担当
131	障がいの原因となる疾病の予防と早期発見	健康診査等を通じて、障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに早期治療・早期療育につながる保健指導に努めます。	子ども課 健康増進課
132	保健師巡回指導事業 (再掲)	中央子育て支援センターを拠点として、保健師が各保育所等を巡回し、乳児の離乳食面接や子どもの健康相談、障がいのある子どもの対応についてのアドバイスなど、乳幼児への適切な指導を行います。	子ども課
133	ピアサポートの推進 ※(★)	同じ立場や境遇、経験等を共にする人たちによる支援を図ります。	子ども課
134	母子保健事業の充実	お誕生おめでとう電話相談やおっぱい相談等の各種相談事業の実施を通じて、母子保健事業の充実を図ります。	健康増進課

※ピアサポートとは：ピア(peer)とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉です。ピアサポート(peer support)とは、こうした同じような共通項と対等性をもつ同士(ピア)の支え合いを表す言葉です。

### ②養育相談・養育事業の充実

No	事業名	主な内容	担当
135	子育て相談の充実	子育て支援センター、保育所、児童センターにおいて来所や電話、メール・オンライン相談による子育て相談や子育てに関する情報提供を行います。また、子育て支援センター、保健センター、保育所、児童センターの連携のもと、子どもやその保護者等に対し必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子ども課 健康増進課
136	児童発達支援センター(知立市立ひまわり園)(再掲)	市内在住の心身障がい児を受け入れ、日常生活における生活動作や知識技術、コミュニケーション・社会性の力を身につけ、集団生活・社会生活に適應できるように支援を行います。 保育所等訪問支援事業では、専門職(訪問支援員)が地域の保育所等に訪問し、子どもの発達の特性や、配慮する点について担当職員と相談し、より良い生活が送れるよう適切な支援につなげます。	子ども課

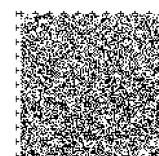


③早期療育のための情報交換・協力体制の充実

No	事業名	主な内容	担当
137	関係団体との連携 (★) (再掲)	関係団体と連携し、知立市立ひまわり園（児童発達支援センター）や児童発達支援事業所との連携を図るとともに、必要な支援や連携体制の検討を行い、療育体制を強化します。	子ども課
138	各種子育て支援サービス情報の提供（ホームページ）	ホームページや子育てガイドブックの充実等により、各種子育て支援サービス情報の提供に努めます。	子ども課
139	利用者支援事業（基本型）	各子育て支援センターに、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握した「子育て支援コーディネーター」を配置し、子育て家庭を対象とした相談、情報提供を行います。また、妊産婦や子育て中の保護者が、家庭の状況や悩みに応じた支援を選択し利用できるよう、子育て支援コーディネーターの専門性を活かした相談支援の実施に努めます。	子ども課
140	保育所・幼稚園と小学校等の連携	保育所・幼稚園から小学校への円滑な接続を図るため、保育所、幼稚園、小学校等で情報交換を行うとともに、関係機関との連携に努めます。	子ども課 学校教育課

④療育指導研修の充実

No	事業名	主な内容	担当
141	療育指導研修	療育指導研修において実習形式の学習の充実に努めます。	子ども課 健康増進課
142	保育士研修事業（再掲）	各種研修への参加により、保育士の資質の向上に努めます。また、保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設、幼稚園との研修の連携について研究します。	子ども課



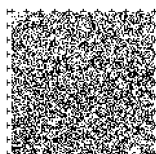
▶▶▶各種調査結果より	
◆	障がいの早期発見と合わせて、高齢期においても疾病の予防等を通じて障がいを防ぐ、または重症化を予防するという視点が大切である。(事業所ヒアリング)
◆	集団健診は、医療関係者の時間が限られていることもあり、聴覚障がい者には難しい。筆談の必要な方の医療関係者の理解が必要。または個人で病院健診のほうが良いかもしれない。(団体ヒアリング)

■施策の内容

①健診等の充実による健康づくりの推進

No	事業名	主な内容	担当
143	各種健診事業の周知	各種健診事業の周知を図るとともに、ウェブ予約の拡充、周知に努め、健康診査の受診を促進します。	健康増進課
144	健康教育や健康相談の実施(生活習慣病)	地域の医師、医療機関と連携し、健康教育や健康相談を行い、生活習慣の改善、早期治療につなげます。	健康増進課
145	口腔ケア、栄養改善事業の実施	8020・9020※歯科検診等の実施を通じて、口腔ケア、栄養改善に取組み、高齢者の健康の維持増進を図ります。	健康増進課
146	障がい者歯科検診事業費補助金(★)	障がい者の歯科検診における費用の補助を行います。	福祉課
147	「ホームドクター」の奨励(再掲)	各地域の医師、医療機関と連携し、かかりつけ医の啓発等を行います。	健康増進課

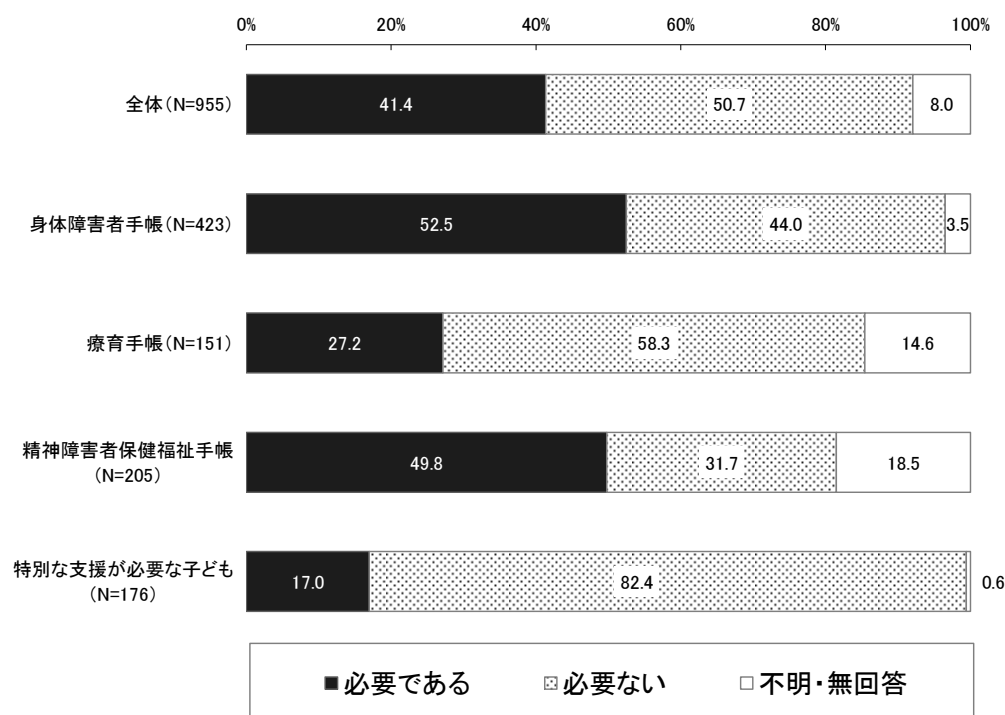
※8020・9020 歯科検診：8020 歯科健診は前年度 75 歳、79 歳、9020 歯科健診は前年度 89 歳を対象に実施される歯科検診で、自分の歯が 20 本以上残っている人には表彰を行っている。



▶▶▶各種調査結果より

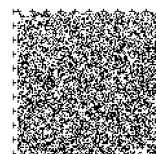
●アンケート調査では、「常時医療的な支援が必要か」は、全体では「必要である」が約4割、「必要ない」が約5割となっており、「必要である」を障がい種別にみると、身体障害者手帳所持者では約5割、療育手帳所持者では約3割、精神障害者保健福祉手帳所持者では約5割、特別な支援が必要な子どもでは約2割となっている。特に身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者で割合が高くなっており、障がい福祉推進においても医療機関との連携が必要となっている。

令和元年度アンケート調査結果より：「常時医療的な支援が必要か」（単数数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書

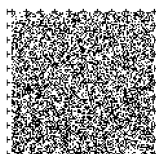
- ◆利用者及び家族の高齢化に伴い、医療機関との連携が必要となっている。（事業所ヒアリング）
- ◆保健センター、児童センター、医療関係者等と情報交換できる機会が定期的であればうれしい。（事業所ヒアリング）



■施策の内容

①医療にかかわるサービスの充実

No	事業名	主な内容	担当
148	医療機関と協力・連携できる専門医療機関の確保	医療機関と協力し、医療機関の選択についての情報提供や医療機関職員研修、医療機関同士の相互連携を通じて、安心して利用できる専門医療機関の確保に努めます。	福祉課 健康増進課
149	医療機関に関する情報提供	「知立の福祉」等への掲載を通じて、医療機関に関する情報を当事者及び関係団体、事業所等に提供します。	福祉課
150	未熟児養育医療費助成(★)(再掲)	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院養育が必要な1歳未満の乳児に対し、その治療に必要な医療費を助成します。(所得に応じた自己負担額は子ども医療費で助成) 助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、医療機関等と連携を図りながら周知に努めます。	国保医療課
151	子ども医療費助成(再掲)	中学校3年生修了前までの子ども(15歳に達する年度末まで)の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	国保医療課
152	自立支援医療費の支給(精神通院医療・更生医療・育成医療)(再掲)	心身の障がい除去したり、軽減するための治療に要する医療費の一部を助成します。 医療機関と連携を図り、支給もれを防ぐとともに、制度の周知に努めます。	福祉課
153	障害者医療費助成(再掲)	身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、自閉症状群と判断された方等の保険診療による自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	国保医療課
154	精神障害者医療費助成(再掲)	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、全疾病を助成対象とし、入院については医療保険における自己負担相当額(高額医療付加給付等を控除した額)、通院については医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。 自立支援医療受給者証(精神通院)所持者については、精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療を受けた場合、医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。	国保医療課



施策7-(4) 難病患者等に対する支援の充実

▶▶▶各種調査結果より
◆ヘルプマーク※について普及していきたい。(事業所ヒアリング)

※ヘルプマーク：義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が付け、周囲に知らせることができるマークのこと。「支援を必要としていることを知らせる効果」とそれを見た方に「支援を促す効果」があると期待され、本市では平成30年から配布している。

■施策の内容

①難病対策の充実

No	事業名	主な内容	担当
155	難病等に関する情報の周知	難病等に関する情報の周知を行い、難病患者等が適切な支援を受けられるように努めます。	福祉課
156	相談、支援及び専門機関との連携	難病患者やその家族等の不安を解消するため、相談、支援及び保健所等の専門機関との連携強化に努めます。	福祉課

施策7-(5) こころの健康づくりの推進

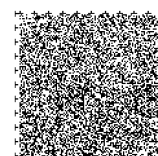
※★印は新規項目

▶▶▶各種調査結果より
◆精神の地域包括ケアシステム構築に向けての基盤づくりを予定通り進めていただきたい。知立市障がい者地域自立支援協議会の下部組織「こころの健康支援ネットワーク会議」の委員メンバーの中に、ボランティア団体や民生・児童委員の方々にも入っていただいて基盤づくりの構築が進むことを願っている。(団体ヒアリング)
◆精神科病院を退院した方の生活する場が不足している。(事業所ヒアリング)
◆精神障がいのある利用者の事象について、医療機関と相談等の勉強会の場をつくりたい。(事業所ヒアリング)

■施策の内容

①こころの健康づくりの推進

No	事業名	主な内容	担当
157	精神保健相談の実施	「こころ応援計画」に基づき、関係機関、団体等と連携しながら社会全体で自殺対策の総合的な推進に取り組むとともに、心の健康相談を実施し相談内容に応じた適切な支援やサービスへのつなぎを行います。	健康増進課



No	事業名	主な内容	担当
158	相談窓口の周知啓発(★)	市民と接する様々な機会を捉えて「多様な悩みを抱える方への相談窓口」の啓発・周知を行います。	協働推進課 福祉課 長寿介護課 健康増進課 学校教育課 生涯学習 スポーツ課

## ②精神障がい者医療の充実

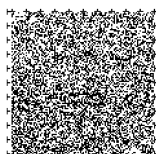
No	事業名	主な内容	担当
159	自立支援医療費の支給(精神通院医療)(再掲)	心身の障がいを除去したり、軽減するための治療に要する医療費の一部を助成します。 医療機関等と連携を図り、支給もれを防ぐとともに、制度の周知に努めます。	福祉課
160	精神障害者医療費助成(再掲)	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、全疾病を助成対象とし、入院については医療保険における自己負担相当額(高額医療付加給付等を控除した額)、通院については医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。 自立支援医療受給者証(精神通院)所持者については、精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療を受けた場合、医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。	国保医療課

## ③こころの健康についての知識の普及

No	事業名	主な内容	担当
161	こころの健康についての知識の普及啓発	メンタルチェックシステムの実施や、ゲートキーパー※研修、講演会の開催等を通じて普及啓発を行います。また、「こころの健康支援ネットワーク会議」における関係団体、機関と連携して「こころほっとカフェ」等を開催し、こころの健康についての知識の普及啓発を行います。	福祉課 健康増進課 社会福祉協議会
162	地域包括ケアシステム(精神障がい)※の構築(★)	「こころの健康支援ネットワーク会議」を通じた関係団体、機関との連携のもとで、精神障がいにおける地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。	福祉課 健康増進課 社会福祉協議会

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

※地域包括ケアシステム(精神障がい)については、P17を参照してください。

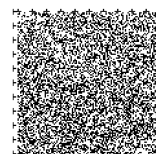




## 施策 8. 相談・情報提供の充実

### ■主な現状・課題と今後の方向性

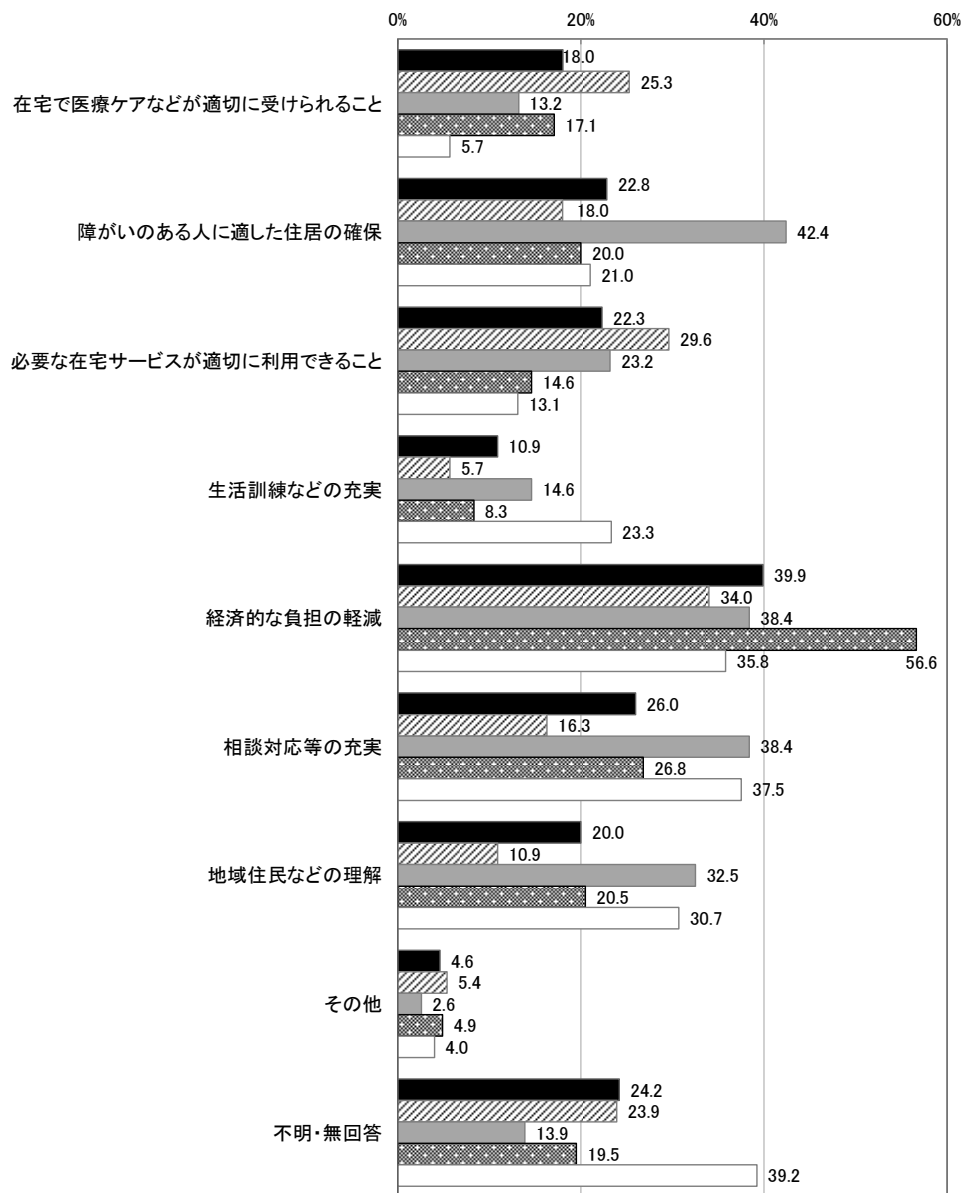
- 障がいのある人が安心して地域で暮らしていくためには、本人や家族の意向を尊重して、必要な支援に適切につなげる相談支援の役割が大変重要となります。本市では、社会福祉協議会に相談員を設置し、各種相談業務を実施するとともに、保健センターや保健所においても心の健康相談を実施し、ひきこもりなどの専門的な相談に取り組んでいます。今後も、相談支援体制の拡充や関係者の連携強化に取り組み、障がい者それぞれの心身の状況やサービス利用意向、家族の状況等を踏まえた相談支援を行います。
  
- また、「親亡き後」の問題も含め、多様化する相談ニーズに適切に対応するために、相談支援員の拡充や質の向上及び関係機関、団体、事業所等との連携強化が重要となっています。本市においても、相談支援員の増員や関係者との連携強化の機会を設け、多様化、複雑化する相談支援に対する利用者のニーズに対応していきます。
  
- 情報提供やコミュニケーションの支援においては、障がいのそれぞれの特性に配慮した支援が求められています。本市では、「コミュニケーション部会」における関係団体等の連携を通じて、平成 30 年 12 月に県下の自治体に先駆けて「知立市手話言語条例」を施行しました。今後は、「知立市手話言語条例」について市内外へ広く浸透を図ります。



▶▶▶各種調査結果より

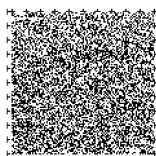
●アンケート調査では、「地域で生活するために希望する支援」は、全体では「経済的な負担の軽減」の約4割に次いで、「相談対応等の充実」が約3割となっている。特に療育手帳所持者、特別な支援が必要な子どもではそれぞれ約4割と高くなっている。多様化する当事者のニーズや社会環境の変化に応じた適切な相談が必要となっており、相談支援員の質の向上や負担軽減、関係機関との連携強化が必要となっている。

令和元年度アンケート調査結果より：「地域で生活するために希望する支援」（単数回答）



- 全体 (N=955)
- 療育手帳 (N=151)
- 特別な支援が必要な子ども (N=176)
- 身体障害者手帳 (N=423)
- 精神障害者保健福祉手帳 (N=205)

資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



▶▶▶各種調査結果より

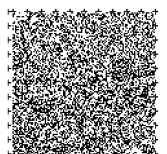
- ◆手話のできる相談員がいればよい。（団体ヒアリング）
- ◆相談支援の役割は大きい。現在もよく支援していただいているが相談員一人にかかる業務がとても多いように感じる。より良い相談支援を行うために人数が増えるといい。（団体ヒアリング）

■施策の内容

①相談体制の充実

No	事業名	主な内容	担当
163	障がい者のニーズに合った相談支援	社会福祉協議会の相談支援員との連携強化等を行い、障がい者のニーズを踏まえ、それぞれの状況に応じた適切な相談支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
164	障がい者ケアマネジメント実施	相談支援員実務者会議を通じた困難ケース等の検証等を行います。	福祉課
165	成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業等	成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業等の専門的な相談を実施するとともに、広報、ホームページ等で利用の仕方の周知を行います。	福祉課 社会福祉協議会
166	精神障がい者や難病患者等に対する保健所との連携	精神障がい者や難病患者等に対する保健所との連携を強化します。	福祉課 健康増進課
167	基幹相談支援センターの設置（★）	障がいのある人が必要なサービスを適切に受けることができるよう、各種相談や、関係機関との連絡調整、申請等の支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
168	コーディネーターの配置（★）	相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援や各関係機関との連携及び調整を行います。	福祉課
169	強度行動障がい※等を有する方への支援（★）	相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、地域生活支援拠点等の連携や地域の見守り等関連施策を総合的に取組みます。	福祉課 社会福祉協議会

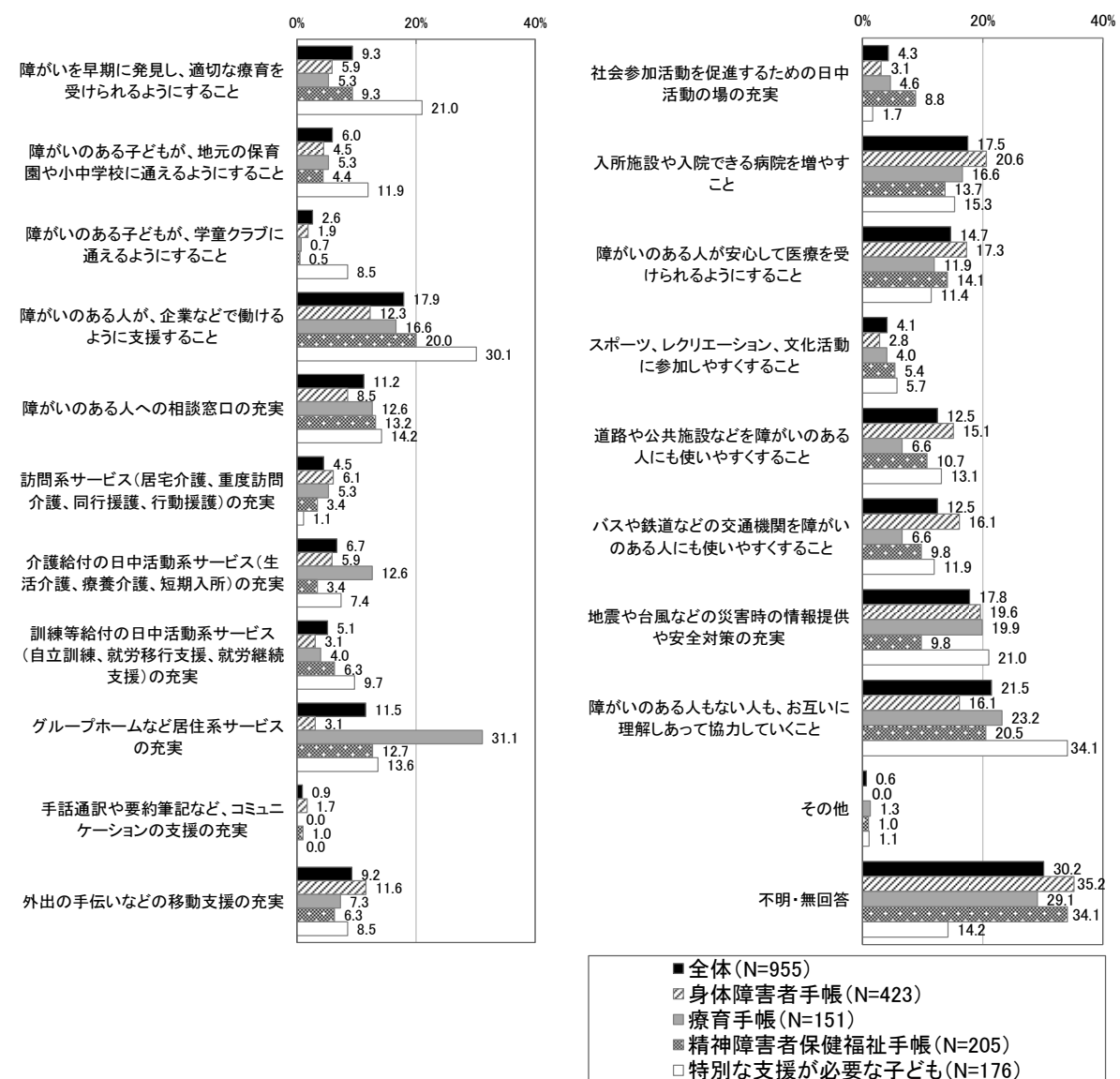
※強度行動障がい：自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。



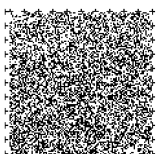
▶▶▶各種調査結果より

●アンケート調査では、「障がいのある人への取組で今後重点的に進めるべきもの」は、全体では「障がいのある人もない人も、お互いに理解しあって協力していくこと」「地震や台風などの災害時の情報提供や安全対策の充実」「障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること」「入所施設や入院できる病院を増やすこと」が、それぞれ約2割と高くなっている。様々な取組みの推進にあたって、情報の提供は欠かすことのできないものであるため、合理的配慮の視点から、障がいのある人のそれぞれの特性に配慮した情報提供が重要である。

令和元年度アンケート調査結果より：「障がいのある人への取組で今後重点的に進めるべきもの」（複数回答）



資料：令和元年度 知立市障がい者等実態調査及び知立市特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒実態調査、障がい者雇用に関する事業所アンケート調査報告書



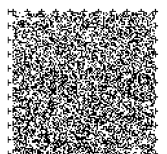
▶▶▶各種調査結果より

- ◆メールによる情報の通知の充実を図ってほしい。(団体ヒアリング)
- ◆ひきこもりや、一人暮らしで障がいのある人等の困りごとについて、情報を共有したい。(事業所ヒアリング)

■施策の内容

①情報提供の充実

No	事業名	主な内容	担当
170	ユニバーサルデザインのホームページの更新	障がいのある人も、ない人も、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのホームページの更新に努めます。	都市計画課
171	携帯電話、ファクシミリなどの障がい者のコミュニケーション手段の活用	携帯電話、ファクシミリなどの障がい者のコミュニケーション手段としての活用の促進を図ります。また、日々進歩する新しい技術についても、関係団体等との連携のもと、情報収集を行います。	福祉課
172	様々な媒体における合理的配慮	様々な媒体による合理的配慮を行い、一人ひとりの特性に応じて発生する障がい・困難さを取り除くことができるよう努めます。	福祉課
173	声の広報の配布	継続して声の広報の配布を行います。	社会福祉協議会
174	「119番・Eメール」と「Net119」の活用	衣浦東部広域連合による、携帯電話で利用可能な「119番・Eメール」と「Net119」の活用を促進します。	衣浦東部広域連合



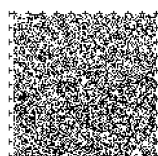
▶▶▶各種調査結果より	
<p>●アンケート調査全体を通じてみると、身体障がい者手帳所持者の障がいの種別によって、それぞれに必要な配慮や支援が異なる場合が多いことがうかがえる。特に聴覚障がいや視覚障がいにおいては、必要な支援が他の障がいの傾向と異なる場合が多く、様々な場面で合理的配慮の視点からの対応が必要となっており対応が難しいケース等が生じた際には、当事者の視点を大切に判断が大切となる。</p> <p>◆知立市手話言語条例の普及促進が必要である。(団体ヒアリング)</p>	

■施策の内容

①情報提供の充実

No	事業名	主な内容	担当
175	手話言語条例の浸透(★)	平成30年12月に施行した知立市手話言語条例について、コミュニケーション部会との連携のもと、市内外へ広く浸透を図ります。	福祉課
176	広報等による情報提供	広報「ちりゅう」等を通じた情報提供の充実を図ります。また、関係団体・機関との情報共有の上で、各障がいの特性に配慮した情報提供を実施します。	福祉課
177	手話通訳者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員や朗読奉仕員等の人材養成と派遣	手話通訳者、要約筆記奉仕員、ボランティアの点訳奉仕員や朗読奉仕員等について、人材の養成と派遣の充実を図ります。	福祉課
178	手話講座の実施	手話奉仕員養成講座等の開催を通じて、支援者の育成やボランティアの拡充に努めます。	福祉課
179	手話通訳・要約筆記者派遣事業	手話通訳・要約筆記者派遣事業を行い、利用者の日常生活及び社会生活の充実を支援します。	福祉課
180	電話リレーサービス※の活用(★)	国の電話リレーサービスの進捗状況にあわせて、電話リレーサービスの普及に努めます。	福祉課

※電話リレーサービス：聴覚障がい者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスです。

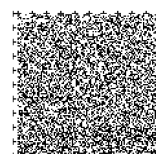


■参考 重点的に取り組む視点（P17）と関連事業

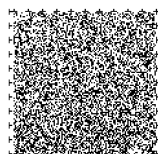
◆重点的に取り組む視点①「障がい特性への一層の配慮」の関連事業（19事業）		
掲載	事業No	事業名
P22	3	合理的な配慮の理念についての普及
	4	障がいの特性に応じたコミュニケーションの推進（★）
P23	6	「障害者週間」の周知及び広報
P31	31	生涯学習活動等への参加促進（手話通訳者の派遣等）
P42	58	公共施設や名鉄知立駅等におけるユニバーサルデザインの推進
	59	住宅改修費の助成によるバリアフリー化
	60	市営住宅の段差解消や手すりの設置（バリアフリー化）
	61	名鉄知立駅等のバリアフリー化の推進
	62	各交通機関等のバリアフリー化の推進
P44	63	学校などの公立文教施設のバリアフリー化の推進
	64	新設公園への多目的（多機能）トイレの設置
	65	既存公園設備の年次計画による継続的な改善
P51	66	障がい者の外出時に支障となる歩道の状況確認や整備
	83	避難所における障がい者への適切な対応
	P85	171
173		声の広報の配布
174		「119番・Eメール」と「Net119」の活用
P86	179	手話通訳・要約筆記者派遣事業
	180	電話リレーサービスの活用（★）

◆重点的に取り組む視点②「社会参加の促進」の関連事業（9事業）		
掲載	事業No	事業名
P25	16	スポーツ大会の開催
	17	福祉健康まつり・草の根フェスティバル等の開催
P31	32	地域活動支援事業の充実
	33	障がい者のレクリエーションやスポーツ活動への参加
P35	40	障がい福祉サービスの提供
P64	119	障がい者（児）の休日や放課後の居場所づくり
P67	121	公共職業安定所との連携
P69	128	農業分野での障がい者の就労支援（★）
P71	130	一般就労相談の支援

◆重点的に取り組む視点③「8050問題への対応」の関連事業（6事業）		
掲載	事業No	事業名
P32	35	成年後見制度利用支援事業の活用
P33	37	日常生活自立支援事業
	38	虐待防止ネットワーク体制の充実
P63	115	関係機関や団体の連携体制
P83	167	基幹相談支援センターの設置（★）
	168	コーディネーターの配置（★）



◆重点的に取組む視点④「特別な支援が必要な子どもの療育について」の関連事業（24事業）		
掲載	事業 No	事業名
P29	24	障がい児福祉について考える会の実施（★）
P55	88	関係団体との連携（★）
P56	89	統合保育事業
	91	保健師巡回指導事業
	92	保育所等訪問支援事業（★）
P57	93	親子通所療育事業（ひまわりルーム）
	94	児童発達支援センター（知立市立ひまわり園）
P59	95	特別支援教育の充実
	96	就学指導の充実
	98	支援計画の作成
P60	99	特別支援教育連携協議会の設置
	100	通級指導教室
	102	特別支援学校等の多様な交流活動
P61	104	個別の教育的ニーズに応じた教育支援
	105	職場体験、体験入学等の実施
	106	卒業後のアフターケア
	109	通常学級等との行事交流、異年齢活動
P62	112	発達障がいの早期発見・早期支援のための相談窓口
P63	116	特別な支援が必要な児童・生徒の長期援助のためのシステムの構築（★）
P74	131	障がいの原因となる疾病の予防と早期発見
	133	ピアサポートの推進（★）
	135	子育て相談の充実
P75	139	利用者支援事業（基本型）
	140	保育所・幼稚園と小学校等の連携





# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内の連携体制の整備

障がい者施策の推進にあたっては、保健、医療、介護、福祉、教育、就労、生活環境など、多様な分野における庁内の連携体制を構築し、総合的かつ効果的に計画を推進します。

### (2) 国や県、近隣自治体との連携

国や県からの情報収集に努め、制度改正等を踏まえた施策展開を図ります。また、専門的な知識や、広域対応が必要な内容については、県や近隣自治体と連携し、適切に対応します。

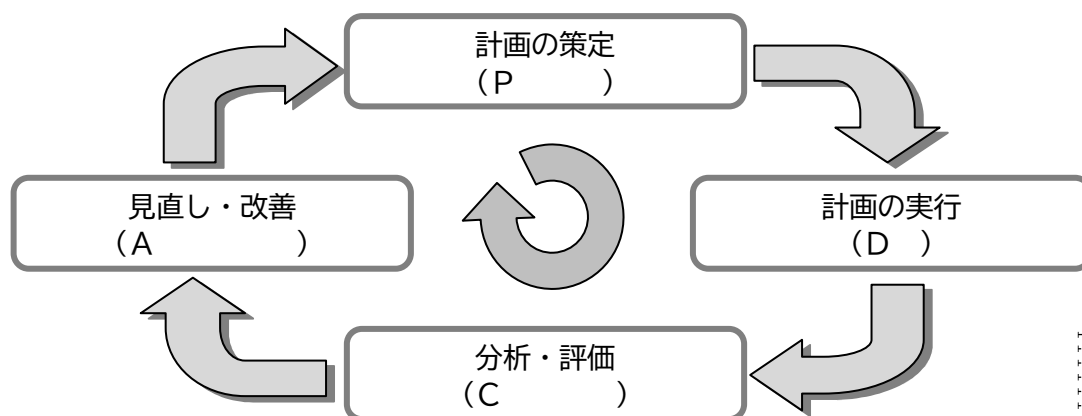
### (3) 市民・関係団体等との協働による障がい福祉の推進

障がいのある当事者や支援が必要な子ども、保護者・支援者、関係団体、事業所等が、持続的かつ発展的に活動を実施できるよう、連携強化や情報共有を図るとともに、当事者の視点に立ちサービスの適切な提供や、活動の場、交流の機会づくり等における支援を行います。また、障がい者施策の推進においては、「知立市障がい者地域自立支援協議会」や各種関連各部会との定期的な意見交換、方向性の検討・共有を継続的に実施し、市民・関係団体等との協働による障がい福祉の推進を図ります。

## 2 計画の進捗管理

計画の進捗についてはPDCAサイクル「計画 (Plan)、実行 (Do)、結果分析・評価 (Check) 計画の見直し、改善 (Action)」に基づき実施します。計画の進捗は、「知立市 人にやさしい街づくり推進協議会」において、毎年の評価を行うとともに、施策の進捗状況や課題、今後の方向性等について「知立市 障がい者地域自立支援協議会」及び各種関連部会等の関係者間で共有し、計画を推進します。

### ■PDCAサイクルに基づく計画の推進



# 資料編

## 1 知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例

○知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例

平成9年3月28日条例第7  
改正  
平成9年9月30日条例第37  
平成13年3月26日条例第9  
平成17年9月29日条例第32  
平成18年12月25日条例第35  
平成23年12月21日条例第29

知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（和22年法律第67）第138条の4第3項及び障害者基本法（和45年法律第84）第36条第4項の規定に基づき、知立市人にやさしい街づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の人にやさしい街づくり及び障害者施策の推進に関し、必要な調査及び協議を行わせるため、協議会を置く。

(組織及び任期)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委員は任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係等 団体の代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の任期間とする。

4 委員は、再任を げないものとする。

(会長)

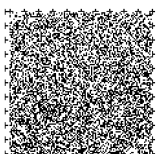
第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事あるとき、は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が 集する。



- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。  
(庶務)

**第6条** 協議会の庶務は、建設部建築課及び福祉子ども部福祉課において処理をする。  
(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則** (平成9年9月30日条例第37 )

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

**附 則** (平成13年3月26日条例第9 )

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年9月29日条例第32 )

この条例は、公布の日から施行する。

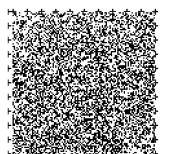
**附 則** (平成18年12月25日条例第35 抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年12月21日条例第29 )

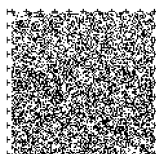
この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90 )附則第1条第1 に規定する政令で定める日から施行する。



## 2 知立市人にやさしい街づくり推進協議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

機関	団体名等	名前	備考
学識経験者	大学名誉教授（名古屋大学・日本福祉大学）	蔭山 英順	(会長)
	大学名誉教授（椙山女学園大学）	高阪 謙次	
医療関係者	刈谷医師会知立支部	吉田 光一郎	
行政機関 の職員	刈谷公共職業安定所	福島 洋子	
福祉関係等 団体の 代表	知立市社会福祉協議会	竹本 有基	
	知立市民生・児童委員連絡協議会	久村 スミ子	
	知立市商工会	後藤 日出美	
	ボランティア あおみの会	神谷 英子	
	知立市身体障害者福祉協議会	柴田 勝正	
	知立手をつなぐ育成会	永井 淳子	(職務代理)
	かとれあ福祉ネット	梅村 仁志	
	知立市子ども会育成連絡協議会	新海 芳浩	
	知立市老人クラブ連合会	堀 勝	



---

## 第4期知立市障がい者計画『はっぴいぱらん』

発行：知立市役所 福祉子ども部 福祉課

住所：〒472-8666

愛知県知立市広見三丁目1番地

電話：0566-83-1111（代表）

F a x：0566-83-1141

メー ル：fukusi@city.chiryu.lg.jp

発行年月：令和3年3月

